

【重点項目】

1 地方創生を着実に推進するための支援の充実

(まち・ひと・しごと創生本部、内閣府、文部科学省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

「地方大学の振興」と「地方創生の推進」

- 1 産学官連携による地方大学の振興のための新たな仕組みを創設し、大学が地方創生のために計画を策定することとし、その計画へ都道府県知事の意見を反映させること。また、こうした仕組みを運営するために必要となる経費に対して支援すること。
- 2 東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパス設置促進のための新たな仕組みの創設と必要となる経費に対して支援すること。
- 3 地方創生インターンシップを効率的かつ効果的に推進するため、国において中小企業・小規模企業のインターンシップ受入に係る環境整備（コーディネーターの養成、先進事例集の作成、受入れ経費助成等）を進めるとともに、都市部（首都圏、関西圏、中京圏）の大学等が協議会を設置するなど連携して、地方の企業におけるインターンシップ実施を促進する仕組みを構築すること。

政府関係機関の地方移転の実現

政府関係機関の地方移転は、「政府関係機関移転基本方針」決定後、新たな動きが無いなど、道半ばである。東京圏から地方への人の流れを大きなうねりとするため、今回限りの一過性のものとせず、今後も国家戦略として国が主体的に取り組み、地方移転を実現すること。

地方創生推進交付金の所要額確保と柔軟な制度運用

- 1 自然減対策として実施する少子化対策事業など地方版総合戦略に位置付けた地方創生に必要な事業を対象とすること。
- 2 公共事業を除く規模で、国費で総額 1,000 億円を確保すること。
- 3 年度当初から事業に着手できるよう、早期に交付決定等の必要な手続きをすること。
- 4 事業本数の緩和、申請額の上限撤廃や事業要件の緩和などの要件緩和をし、地方公共団体が活用しやすい制度とすること。

《現状・課題等》

「地方大学の振興」と「地方創生の推進」

- 1 本県の人口は、2007 年の約 1,873 千人をピークに減少傾向にあり、2040 年には約 1,507 千人にまで減少する推計となっています。こうした本県の人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立的かつ持続的な活性化を図るため、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 29 年 3 月改訂）を策定し、ライフステージに応じた自然減対策とライフシーンに応じた若者の県内定着の促進、しごとの創出、いきいきと豊かに暮らせる地域づくりなどの社会減対策に取り組むなどの地方創生の取組を進めています。

一方、地域産業の変化に対して、大学の教育内容、学科編成、教員養成等にミスマッチが生じているほか、地域住民における大学に対する認識や地域への貢献が見えにくいなどの課題があるため、大学が特色や強みを発揮し、学生を惹きつけ、健全な経営と更なる教育・研究の充実を図ることが重要です。このため、「大学のガバナンス改革第2ステージ」として、地域ニーズを十分に意識し、外部やプロジェクトを活用した仕組みを構築して改革を加速させることが必要です。

また、都道府県知事が大学を地方創生に巻き込み、大学運営に関して意見を述べ、反映させるための法律上の権限が存在しないため、地方創生のために地方大学の振興を図る観点から、一定の法律上の権限付与が必要です。

さらに、地方創生に大学をコミットさせていこうとする意欲や取組において、地方間でも温度差があることから、地方大学にとって、インセンティブがわくような、「組織」対「組織」として、持続的に取り組むことのできる仕組みを構築のうえ、成功事例を提示していくことが必要です。

- 2 2016年の18歳人口は120万人程度に対して、2030年には100万人程度、2040年には約80万人にまで減少する推計となるなど急速に少子化が進んでいる状況です。

また、東京都、京都府の大学進学者収容力※は、約200%と突出しているのに対して、三重県の大学進学者収容力は約40%を切るなど大きな差異があります。

※大学進学者収容力＝（各県の大学入学定員/各県に所在する高校の卒業生のうち大学進学者数の数）×100

さらに、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の学生数は、平成14年の108.8万人（39.5%）に対して、平成28年は108.3万人（40.2%）になるなど、全国の学生に占める割合は大きく変わらないなど東京圏一極集中の状況が続いています。

大学の一極集中については、東京圏で学びたいという希望者がいる中で、東京の大学や定員を強制的かつ大幅に削減することは、非現実的であり、東京一極集中に対して、東京側も当事者意識を持ち、東京側と地方側で連携して解決する姿勢が必要ですが、そのような連携等の仕組みが存在しないため、国が関与する形でのインセンティブや仕組みが必要です。

- 3 県内の高校を卒業した大学進学者のうち、約8割が県外の大学へ進学しています。県内高等教育機関卒業生の県内就職率は48.7%であり、本県と就職支援協定を締結した大学の学生のJターン就職率は関西圏で22.6%、中京圏でも33.7%となっています。また、2015年版中小企業白書によると、全国では、中小企業（中規模企業・小規模事業所）における就業者の離職率（3年目）は、新卒採用において約4割となっています。さらに、県が実施した事業所アンケートによると、63.9%の企業において「人材確保」が課題、58.5%の企業が「想定どおりに採用できていない」と回答しています。

本県においては、県内の中小企業・小規模企業のさまざまな魅力を集めたデータベース「みえの企業まるわかり NAVI」による情報発信、都市部におけるU・Iターン就職セミナーの開催、関西・中京圏の大学との就職支援協定の締結を行うとともに、県内経済団体、三重労働局、県内大学や就職支援協定締結大学等の参画を得て、「三重U・Iインターンシップ推進協議会」を設置し、県内外の学生が県内企業等で働く魅力を体感できるようなインターンシッププログラムなどについて検討しているところです。

また、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）では、県内全高等教育機関、県、20の企業・団体が参加し、平成27～31年度までの5年間で、地域イノベーションを推進する「三重創生ファンタジスタ」の養成を図るとともに、県内就職率10%向上や事業協働機関へのインターンシップ参加者2倍を目標にするなど、インターンシップの充実に取り組んでいます。

これまでに実施した課題解決型インターンシップ事業では、インターン生の飛び込み営業に基づく会社の営業モデルの構築、6次産業化の販売促進プログラムの開発、今後の新卒社員募集のノウハウの取得、学生の成長が従業員の結束につながったなどの声も聞かれたほか、インターン生がコーディネーターから定期的にアドバイスを受けることにより、事業の継続や成長につながるなどの成果がありました。

今後は、学生および受入れ企業等の相互に意義のあるインターンシッププログラムや地域の魅力情報等の発信、地方暮らしによるワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の県内外の学生への提案など、県内企業等におけるインターンシップを促進し、県内企業等への就職につなげていくことが必要です。

中小企業・小規模企業へのヒアリングでは、インターン生を受け入れるノウハウ・時間がない、受け入れるメリットを感じられない、受入れ現場の理解が得られないことなどが課題として挙げられており、今後は、成功事例の紹介による受入れメリットの周知、経費支援などの環境整備、コーディネート役の養成などに取り組む必要があります。

また、学生は、長期間のインターンシップより短期のインターンシップを望む傾向があるため、就業意識やコミュニケーション力の向上につながる長期間の課題解決型インターンシップに対する学生の機運醸成を図る必要があります。また、地方創生の観点から、都市部の大学等が連携して、地方自治体が実施する実践プログラム、地方の魅力、地方の企業の紹介などを進めることにより、地方におけるインターンシップを促進する必要があります。

政府関係機関の地方移転の実現

平成28年3月にまち・ひと・しごと創生本部において決定された「政府関係機関移転基本方針」により、本県で（独）教員研修センター（現：（独）教職員支援機構）の研修が6月に実施されること、また、気象庁については津地方気象台と防災・減災に係る新たな連携で合意するなど、政府関係機関の地方移転について一定の効果が期待できるものとなりました。

しかし、現在の国の取組は、前述の2機関の取組に対するフォローアップに留まっており、次のステージの構築に向けた新たな動きがみられません。東京一極集中の是正や地方創生の推進のためには、今後も国家戦略として政府関係機関の地方移転に継続して取り組み、国自ら率先して強い意志で地方移転を実現していただく必要があります。

地方創生推進交付金の所要額確保と柔軟な制度運用

- 1 地方創生推進交付金については、地方版総合戦略に位置付けられた事業を対象とするとされているところですが、採択の要件として、「しごと創生」、「地方への人の流れ」、「働き方改革」及び「まちづくり」の4分野に限定したうえで、優先的に採択される事業が例示されているとともに、他の国庫補助金・交付金の対象となる事業が申請できないこととされており、結果として少子化対策や子どもの学力向上をはじめとする総合戦略に位置付けた多くの地方創生推進に資する事業が支援の対象外となっています。
- 2 平成29年度予算額は、平成28年度予算額と同額である国費で総額1,000億円（事業費ベースで2,000億円）が確保されていますが、1,000億円には公共事業分である地方創生整備推進交付金（旧地域再生基盤強化交付金）401億円が含まれており、十分な財源が確保されていません。
- 3 平成28年度の交付決定は8月下旬となり、一部の事業の執行に支障が生じました。平成29年度新規申請事業及び平成28年度採択事業で変更を伴う事業についても、交付決定が5月下旬になされることから、年度当初から事業が着手できない見込みであり、問題が生じました。
加えて、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「PDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う」とされ、その実施を地方にも求められているところであり、県では、地方創生推進交付金事業についても、PDCAサイクルにより、効果的に事業を組みなおしたところですが、計画時より増額した経費があった場合に変更と見なされ、再度審査をされるため、年度当初からの事業執行が不可能となっています。
- 4 申請事業本数や申請事業額に上限があり、申請額の上限が高い「先駆タイプ」については、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の4つの要素が含まれる事業とされ、これまでも全国知事会等から要望している「自由度の高い」交付金となっていません。

県担当課名 戦略企画部戦略企画総務課、企画課、政策提言・広域連携課、雇用経済部雇用対策課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法

1 地方創生を着実に推進するための支援の充実

～「地方大学の振興」と「地方創生の推進」その①～ (まち・ひと・しごと創生本部、内閣府、文部科学省)

「地方大学の振興」と「地方創生の推進」の同時達成に向けた課題

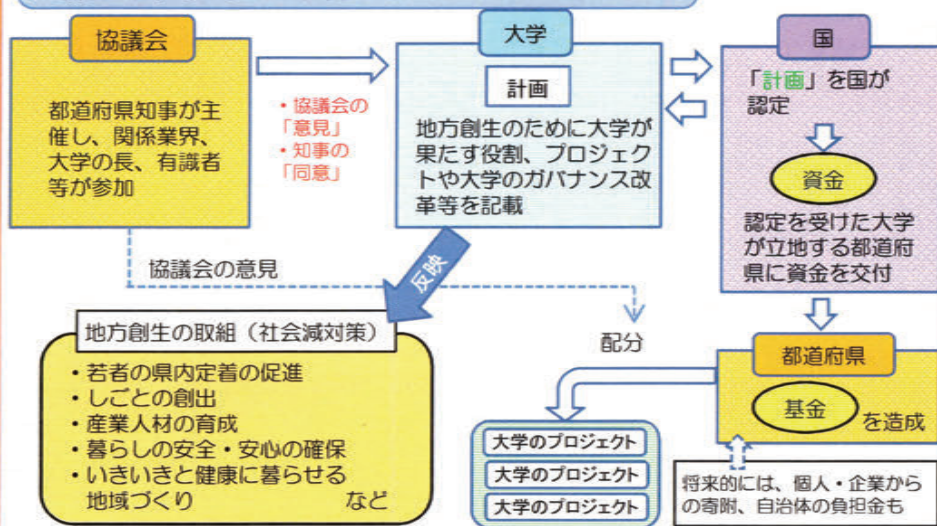
大学側

- ・地域産業の変化に対応できるように、地域の企業を十分に活用して、教育・研究の充実を図り、大学の魅力向上につなげることが必要。
- ・大学間や大学内において、地方創生への取組に対する温度差があるため、外部の力を活用し、さらなる大学のガバナンス改革が必要。

地域・自治体側

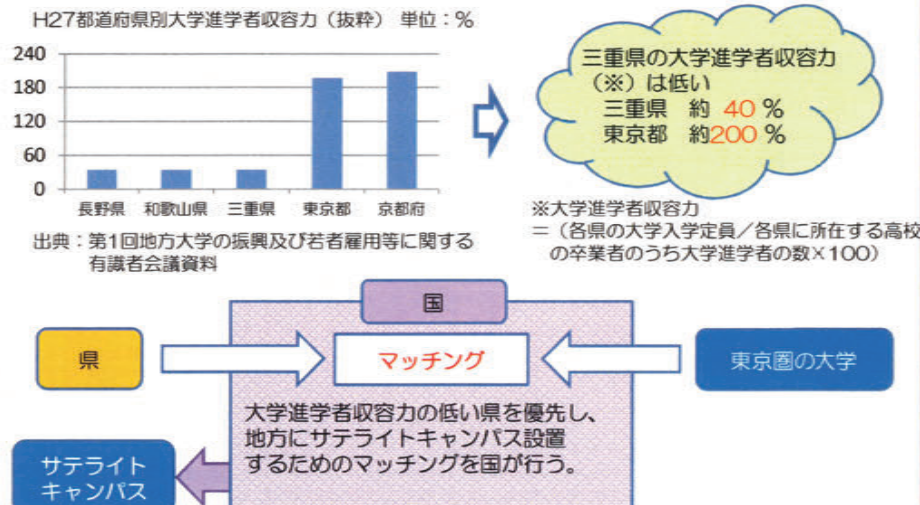
- ・都道府県知事が、地方創生推進のために、地方大学の振興を図る観点から、大学に対し意見を述べる等の一定の法律上の権限付与が必要。
- ・地方大学が地方創生への取組に対しインセンティブがわくような仕組みの構築が必要。
- ・大学が地域にとって重要な資源であり、「自分たちの暮らしを良くする存在である」と地域住民に認識してもらう仕組みが必要。

産学官連携による地方大学の振興のための新たな仕組みの創設



- ・国は、これらの円滑な遂行のために必要な財政措置を講じる。
- ・自治体は、認定を受けた大学の「計画」の内容を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に反映させる。

東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパス設置促進のための仕組みの創設



- ・国及び自治体から、設置のための財政措置。
- ・東京圏の大学の学生が、Uターン就職の推進の観点から、定期的にインターンシップを実施。
- ・自治体は、インターンシップの受け皿の整備を地元企業と行う。
- ・国は、これらの円滑な遂行のために必要な財政措置を講じる。

【提言・提案項目】

- 1 産学官連携による地方大学の振興のための新たな仕組みを創設し、大学が地方創生のために計画を策定することとし、その計画へ都道府県知事の意見を反映させること。また、こうした仕組みを運営するために必要となる経費に対して支援すること。
- 2 東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパス設置促進のための新たな仕組みの創設と必要となる経費に対して支援すること。

【戦略企画部】

1 地方創生を着実に推進するための支援の充実 ～「地方大学の振興」と「地方創生の推進」その②～

(まち・ひと・しごと創生本部、内閣府)

現 状

- 県内高等教育機関卒業生の県内就職率は48.7% (H27三重労働局調べ)
- 就職支援協定締結大学生のUターン就職率は関西圏で22.6%、中京圏で33.7% (H27三重県調べ)
- 中規模企業・小規模事業所の新卒採用3年目までの離職率は約4割 (2015年版中小企業白書)
- 63.9%の企業では「人材確保」が課題、58.5%の企業が「想定どおりに採用できていない」と回答 (H28三重県県内事業所アンケート)

「三重には働く場所が少ない！」
(就職支援協定締結大学の学生の声)



社員が集まらない。
若い社員がすぐ辞めてしまう！

三重県の取組

■ 課題解決型インターンシップの実施

長期間のインターンシップとして、企業の課題を共同で解決していくプロジェクトに取り組むことで、県内外の学生および受入れ企業の相互に意義あるインターンシップを実施。

【実践例】6次産業化の販売促進プログラムの開発
(農家と連携したトマト酢の作製)

企業の発展、人材の育成、
会社を知ってもらうため
にも効果的！

学生の成長
コミュニケーションUP
就業意識の向上

地域ならではの発想！

学生ならではの感性！

連携

高等教育コンソーシアムみえ

■ 高等教育機関によるインターンシップの実施

地(知)の拠点大学による地方創生推進事業
(COC+)

県内全高等教育機関、県、20の企業・団体が参加し、平成27～31年度までの5年間で、県内就職率10%向上や事業協働機関へのインターンシップ参加者2倍を目標にするなどインターンシップの充実に取り組む。

連携

- みえの企業まるわかりNAVIによる情報発信
- 都市部でのU・Iターン就職セミナーの開催
- 関西・中京圏の大学との就職支援協定の締結

就職支援協定締結
大学での知事講演会、
県内就職を考える学生との
トークセッションを開催！



成果が表れつつある課題解決型インターンシップにより、県内企業で働く魅力を発信し、都市部に在住する若者の人材還流、地元在住の若者の県内定着を促進

希望がかない
選ばれる三重



課題

【中小企業】

- ・ インターン生を受け入れるノウハウも時間もない
- ・ 受入れ現場の理解が得られない

【学生・大学等】

- ・ 短期のインターンシップのニーズが高く、長期型の人気が低い(プロジェクトタイプは人気)
- ・ キャリア教育に生かしたいが、学生の関心は低い
- ・ 都市部の大学では地方の企業におけるインターンシップの情報が不足している

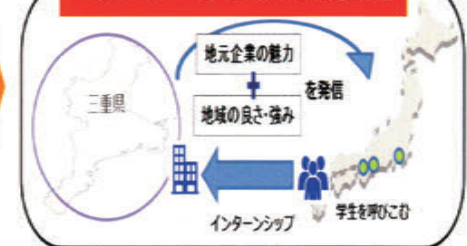
【その他】

- ・ 全体のコーディネーター役の不足

対応策

- コーディネーターの養成
- 先進事例集の作成
- 企業受入れ経費助成制度の創設
- 都市部の大学の連携による地方インターンシップの魅力紹介
- 大学生への機運醸成

地方創生 インターンシップの推進



3 地方創生インターンシップを効率的かつ効果的に推進するため、国において中小企業・小規模企業のインターンシップ受入れに係る環境整備(コーディネーターの養成、先進事例集の作成、受入れ経費助成等)を進めるとともに、都市部(首都圏、関西圏、中京圏)の大学等が協議会を設置するなど連携して、地方の企業におけるインターンシップ実施を促進する仕組みを構築すること。

【雇用経済部】

2 働き方改革の推進

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

働く人の視点に立った働き方改革

「働き方改革実行計画」を早期に実現するためには、国の責任において法制度等を充実し、業界団体へ普及させることのほか、地方で働く人の視点に立って取組を進めることが重要であることから、改革を地方の中小企業・小規模企業等にも根付かせるため、地方自治体を実施主体として複数年にわたり実施できる、新たな国の委託事業を創設すること。

地方の実情に応じた女性の活躍推進

- 1 「地域女性活躍推進交付金」の国庫負担割合の引き上げや制度の拡充など、地方の実情に応じた事業推進のための十分な財政的支援を行うこと。
- 2 女性活躍推進法に基づく「事業主行動計画」の策定義務を有する企業について、常時雇用する労働者の数を「300人を超える」から「100人を超える」へ対象を拡大すること。

医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組

- 1 医師の不足・偏在を解消するための制度改革
 - (1) 新たな専門医制度について、医師の地域偏在・診療科偏在の拡大を招くことがないよう、地域医療への配慮など諸課題に配慮すること。
 - (2) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
 - (3) 子育て中の医師・看護師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。
 - (4) 短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、子育て中の医師・看護師等の就労継続・復職支援等に取り組む医療機関に対する評価を公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。
- 2 看護職員の確保・育成と教育の充実

今後の医療・介護・福祉・保健を担う質の高い看護職員の確保・育成のため、勤務環境改善の推進とともに、卒前・卒後を通じた教育の充実が必要であり、卒前教育においては、看護師等学校養成所の教育環境に配慮しながら、専門分野の増加に対応するため、修業年限の延長を含めた看護基礎教育の見直しを行うこと。

また、卒後教育においては、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業に対し、十分な財政支援を行うこと。
- 3 医療・介護分野で幅広く活躍できる人材の確保・育成

医療・介護従事者が意欲と能力に応じて、複数の職種にまたがる業務を機動的かつ円滑に実施することができるよう、医療・介護の資格取得に必要な基礎教育内容の共通化や単位互換の検討を進めること。

《現状・課題等》

働く人の視点に立った働き方改革

- 国においては、「働く人の視点に立った働き方改革」を実現するため、平成 29 年 3 月 28 日「働き方改革実行計画」を策定し、今後、法制度の充実や、業界団体への普及など、「働き方改革」に向けた取組を強化していくことが期待されるところです。

三重県内の中小企業等を対象に実施した調査において、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合は増加傾向にある一方、規模が小さい企業ほど積極的な取組が少ない傾向にあります。

このため、本県では、働く場の質を向上させ、魅力ある働く場を提供し、人口減少に歯止めをかけることで地方創生につなげるという考えのもと、いち早く「働き方改革」に取り組んできました。中小企業等における職場環境の整備を進めるとともに、労働生産性の向上や優秀な人材の確保など経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業へのコンサルタント派遣等に取り組んでいます。その結果、県内の中小企業等において、「業務の平準化による時間外勤務の削減」、「業務ロスの削減による生産性向上」、「適切な評価による社員モチベーションの向上」などの成果が出ています。また、今年 3 月 30 日に全国各地の企業担当者や自治体職員等を集めた「働き方改革」シンポジウムが本県で開催され、こうした取組が紹介されたところ、多くの方から評価をいただきました。

さらに、障がい者雇用の促進、「みえの育児男子プロジェクト」による男性の育児参画の推進、子育てと仕事の両立支援等に取り組むとともに、今年 4 月には、多様な人材が社会参画し活躍できる社会づくりを進めるため、全国の都道府県で初めて、「ダイバーシティ社会推進課」を設置しました。

働き方改革を中小企業等や地域社会に根付かせるためには、地方の実情に応じて、地方が主体となった実践的な取組が重要です。このため、地方自治体が実施主体として複数年にわたり実施できる、新たな国の委託事業により、効果の高い取組をモデル事業として全国に展開することが必要です。

(参考：既存のスキーム)

地域創生人材育成事業 厚生労働省委託事業：国 10/10、最長 3 年間・年間上限額 3 億円／都道府県
H27～29 予算総額 135.4 億円 採択 25 県 (H27 三重県採択)

地方の実情に応じた女性の活躍推進

- 1 本県では、「地域女性活躍加速化交付金」「地域女性活躍推進交付金」を活用し、地域経済団体等と連携して「女性の活躍推進三重県会議」を設け、県内企業・団体等に加入を働きかけるとともに、女性活躍に取り組む企業等へのアドバイザー派遣や男性の意識改革に資するセミナーの開催、女性のキャリアアップ支援など、女性活躍の機運醸成につながる様々な取組を進めています。

女性が活躍するためには、国の第4次男女共同参画基本計画にもあるとおり、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くする必要があるので、短期間の取組ですぐに成果が出るようなものではなく、中長期にわたり継続的に取組を行っていかねばなりません。

これまで毎年度補正予算対応であった「地域女性活躍推進交付金」が、平成29年度当初予算で計上されたことは財源確保の観点から大変意義があるものの、国庫負担割合が8/10から1/2に引き下げになるとともに、予算額は2.5億円の確保に留まっています。

地方の実情に応じた女性の活躍推進のためには、「地域女性活躍推進交付金」の国庫負担割合を引き上げ、制度の拡充を図るとともに、十分な財源確保による国の支援が必要です。

- 2 平成28年4月1日に女性活躍推進法が完全施行され、常時雇用する労働者の数が301人以上の大企業は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析の上、数値目標と取組を盛り込んだ「事業主行動計画」の策定・届出・周知・公表が義務付けられました。

法の完全施行から約1年が経過し、本県では、義務化されている企業の計画策定率が100%である一方、義務化されていない300人以下の中小企業の計画策定は、50社と少ないのが現状です。(平成29年2月28日現在)

しかしながら、「事業主行動計画」の策定にあたっては、採用者に占める女性の割合や男女別の平均勤続年数、管理職に占める女性の割合など自社の現状把握とそれに基づく目標設定を行うなど、職業生活における女性の活躍を進める上では、要となる非常に有意義なものであることから、策定義務の対象企業を段階的に拡大していく必要があるものと思われます。

そのため、常時雇用する労働者の数が100人を超える企業へと対象を広げるよう制度改正を求めます。

医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組

1 医師の不足・偏在を解消するための制度改革

専門医制度については、専門医の質を高め、良質な医療が提供されることを目的に、平成 29 年度からの研修開始に向けて、日本専門医機構において専門研修プログラムの審査、認定等の手続きが進められてきました。しかしながら、地域医療の崩壊を危惧する意見等があることから研修開始時期が1年延期され、平成 30 年度から一斉開始の予定となりました。

医師を確保・育成していくため、県内に勤務する意志のある医学生に対して修学資金を貸与していますが、医師修学資金制度を維持していくには安定的な財源確保が必要です。そのためには、地域医療介護総合確保基金など十分な予算確保が望まれます。

医師や看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境の改善を図るためには、医療機関の主体的な取組を通じて、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備等を図りつつ、制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなどの勤務環境改善に取り組む必要があります。改正医療法により、平成 26 年 10 月から各医療機関管理者に対して勤務環境改善に取り組む努力義務が課せられることとなったため、全国的にアドバイザー派遣などの総合的な支援を行う医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関の勤務環境改善に向けた自主的な取組が促進されるよう取組が進められています。

本県では、平成 27 年度に県の公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、現在、8つの医療機関を認証しています。さらに、勤務環境改善の取組を進めるため、改善部分がある医療機関に対しては、三重県医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）が助言・支援を行っています。引き続き、当該認証制度を通じて、医師や看護師等の働き方の改革を進めていくためには、認証制度の審査項目の見直しなど評価内容の精度を高めていくとともに、病院機能評価や診療報酬への反映など国全体で取り組む必要があります。

2 看護職員の確保・育成と教育の充実

本県では毎年1割程度の看護職員が離職している現状があり、その理由として「労働条件への不満」があると考えられ、勤務環境の改善の推進が必要です。看護職員の教育体制では、卒前教育において、実習施設の不足や学習カリキュラムの過密さといった課題があり、看護実践に十分な教育を行うことが困難な状況となっています。カリキュラムの見直しにあっては、こうした実態をふまえ、年限延長を含めた抜本的な検討が必要です。また、県が実施した「キャリアアップ形成に関する調査」において、約6割の看護職員が「キャリアデザインがない」と回答している実態があることから、卒後教育においては、多様なキャリアデザインをサポートする体系的な教育体制の拡充が必要となっています。

3 医療・介護分野で幅広く活躍できる人材の確保・育成

医療・介護の多様なニーズに柔軟に応える体制を構築するため、医療・介護・福祉全体を見渡し、地域包括ケアを担う人材として、看護師やリハビリテーション職などのコメディカル職から介護福祉士や社会福祉士などの介護・福祉職まで、幅広い職種間の基礎教育内容の共通化や単位互換などの検討を進める必要があります。

県担当課名 雇用経済部雇用対策課、環境生活部ダイバーシティ社会推進課、健康福祉部医療対策局地域医療推進課
関係法令等 労働基準法、男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、保健師助産師看護師法 保健師助産師看護師学校養成所指定規則

2 働き方改革の推進 ～働く人の視点に立った働き方改革～

(内閣府、厚生労働省)

働き方改革実行計画 (平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定)

- 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- 賃金引上げと労働生産性向上
- 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正
- 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
- 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労 など

法制度等の充実

企業の取組支援

多様な人材の活用

国 法制度等の充実
業界団体への普及

めざす姿

「働く人の視点に立った働き方改革」の実現

- ◆労働制度の抜本改革
- ◆生産性の向上→成果の分配
- ◆より多くの人々が心豊かな家庭をもてる

働き方改革を中小企業等や地域社会に根付かせ、進化させるためには地方が主体となった取組が必要!!
⇒ 効果の高い地方の取組をモデル事業として全国に展開

三重県の取組

企業の取組支援

- コンサルタント派遣、セミナー開催、交流会開催等

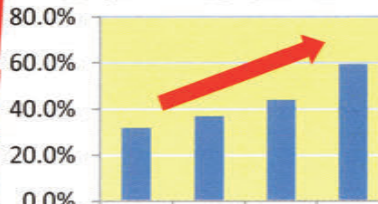


社員主体の取組を
きめ細かく支援

業務の平準化で
時間外勤務を削減
業務ロスの削減で
生産性向上
適切な評価による社員
モチベーションの向上

中小企業等の働き方改革

ワーク・ライフ・バランスの推進に
取り組んでいる事業所の割合



平成28年度三重県内事業所労働条件等実態調査

中小企業で「働き方改革」が実践できた理由

- トップの継続的かつ強い意志
- 社員による現場での課題の洗い出し
- 社員のヤル気⇒改善

- ・トップと社員の距離が近い
- ・中小企業だからこそできる取組
- ・意思決定が迅速
- ・社員の絆が強い
- ・成果がすぐ表れ、わかりやすい

- 三重県で「働き方改革」シンポジウム開催!! (H29.3.30)

全国各地から200名が参加!!
三重県の取組紹介⇒全国へ拡散中

地域社会における働き方改革

障がい者雇用支援

■障がい者雇用率改善プラン

- 三重労働局と県が強かに連携し
障がい者雇用率の引き上げに取り組む

法定雇用率達成!!

《H28》
障がい者実雇用率 2.04%
法定雇用率達成企業 60.8%



伸び率全国一!!

男性の育児参画推進

■みえの育児男子プロジェクト

- 「みえのイクボス同盟」(H28.4発足: H29.4現在109名参加)
- 「ファザー・オブ・ザ・イヤールinみえ」(H26~)

子育てと仕事の両立支援

■NPO法人マザーズライフサポーター

- ・乳幼児をもつ親同士がグループを編成
- ・仕事班、託児班、待機班に分けてシフト化

仕事班

託児班

コラボワークの実施

「ダイバーシティ社会推進課」の設置

都道府県初!!

- 女性、外国人、高齢者、障がい者をはじめとする多様な人材が社会参画し、活躍する「ダイバーシティ社会」の実現をめざす

三重県では、地方創生の観点から、いち早く「働き方改革」に取り組み、地方創生交付金総額 約26億円のうち約15%を活用!

国の委託事業
イメージ

地方働き方改革実現プロジェクト事業 (仮称)

コンテスト方式で採択
モデル事業を全国展開

参考
(厚生労働省)

■地域創生人材育成事業

■地域活性化雇用創造プロジェクト

国委託事業: 国10/10、最長3年間・年間上限額3億円/都道府県
H27~29 予算総額 135.4億円 採択25県 (H27三重県採択)
補助率: 国8/10、最長3年間・年間上限額10億円/都道府県
H28~30 予算総額 81.5億円 採択17県 (H28三重県採択)

コンテスト
方式で採択

【提言・提案項目】

「働き方改革実行計画」を早期に実現するためには、国の責任において法制度等を充実し、業界団体へ普及させることのほか、地方で働く人の視点に立って取組を進めることが重要であることから、改革を地方の中小企業・小規模企業等にも根付かせるため、地方自治体の実施主体として複数年にわたり実施できる、新たな国の委託事業を創設すること。

【雇用経済部】

2 働き方改革の推進

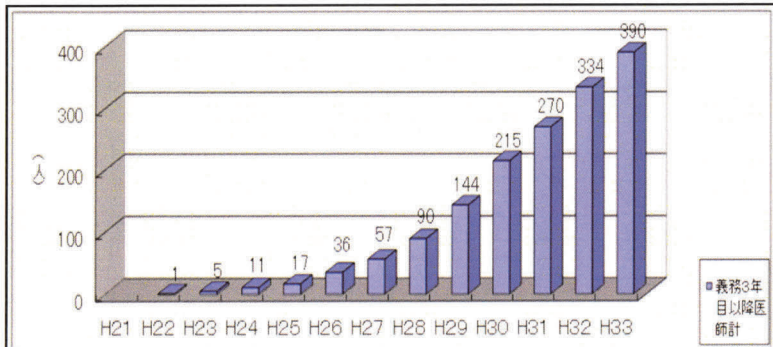
～医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組～

(内閣府、厚生労働省)

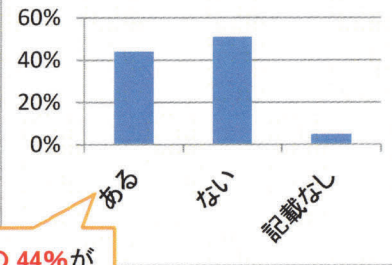
医師の不足・偏在を解消するための制度改革

現状

三重県修学資金貸与者の勤務開始時期と人数
(H21～H33 推計)



医師の都市部以外で勤務する意向



医師の44%が
地方で勤務する
意向あり

【医師の勤務実態及び働き方の意向
等に関する調査（厚生労働省）】

全国初！

「女性が働きやすい医療機関」認証制度（平成27年度三重県創設）

妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなど、勤務環境改善に積極的に取り組んでいる医療機関を県が認証し、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ります。



【平成27年度】5医療機関を認証(11医療機関から申請)

【平成28年度】3医療機関を認証(6医療機関から申請)

【平成28年度認証式】

<認証医療機関からの声>

- ・職員のモチベーションが上がり、離職率が改善した
- ・就業希望者が増えた
- ・職員の意識向上につながった など

【認証医療機関へのアンケート(H27)】

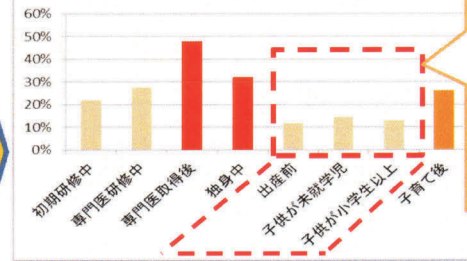


■三重県地域医療支援センター（新専門医研修プログラムの策定）

若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保の一体的な取組を実施

新たな専門医制度において、地域医療への影響を懸念する声がいまだ強いことから、**医師不足地域にも配慮された仕組みの構築が必要**

研修医のへき地勤務希望時期



へき地勤務希望時期は
専門医資格取得後や
独身時が多く、
出産や子育て世代では
へき地勤務希望が
少ない傾向

【三重県研修医アンケート（H28）】

若手医師の勤務や女性医師の増加にあわせて、キャリア形成支援だけでなく、**子育て支援など働きやすい環境の整備が必要**

【提言・提案項目】

- (1) 新たな専門医制度について、医師の地域偏在・診療科偏在の拡大を招くことがないよう、地域医療への配慮など諸課題に配慮すること。
- (2) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。

- (3) 子育て中の医師・看護師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。
- (4) 短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、子育て中の医師等の就労継続・復職支援等に取り組む医療機関に対する評価を公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。

【健康福祉部】

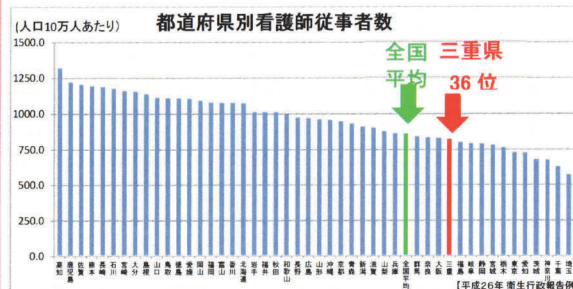
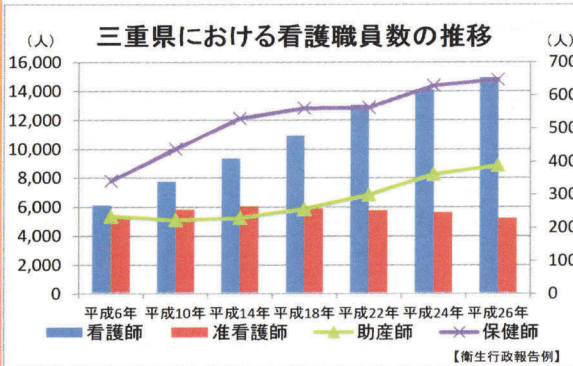
2 働き方改革の推進 ～医師の確保および看護職員の教育の充実に向けた取組～

(厚生労働省)

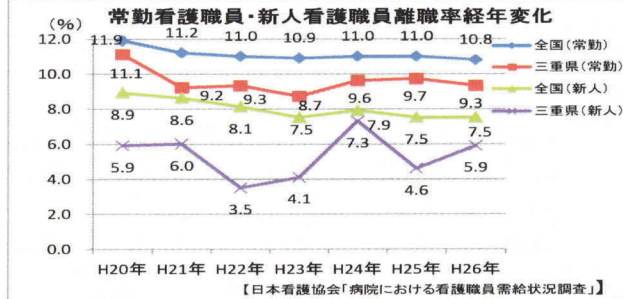
看護職員の確保・育成と教育の充実、医療・介護分野で幅広く活躍できる人材の確保・育成

三重県の看護職員不足の現状

看護職員数は、年々増加しているが、不足は依然深刻



三重県の看護職員の離職率は、9～10%を推移している。新人看護職員においてはライセンスを取得しても1年以内に5%前後が離職。



●過去一年間に仕事を辞めたいと思ったことのある看護職員が、辞めたいと思った理由 ※複数回答 n=3,157

1位:労働条件への不満	583(18.5%)
2位:看護内容への不満	372(11.8%)
3位:本人の精神的健康理由	320(10.1%)

【H25年度三重県看護職員の就業環境実態調査報告書】

●過去一年間に職場を替わったことのある看護職員が、職場を替わった理由 ※複数回答 n=305

1位:労働条件への不満	38(12.5%)
2位:出産・育児	36(11.8%)
3位:他の医療機関への転職	30(9.8%)

【H25年度三重県看護職員の就業環境実態調査報告書】

●キャリアデザインが特にならない者 1,825 (63.6%)人 (その理由)

- ・キャリアアップしても収入が増えない
- ・プライベートを優先させたい
- ・業務に追われ考える余裕がない

【H27年度三重県看護職員のキャリアアップ形成に関する調査(三重県) 有効回答率 49.5%(2,870/5,800人)】

【三重県の取組】
「女性が働きやすい医療機関」認証制度

勤務環境改善

看護基礎教育の現状

専門分野の増加

母性看護学
小児看護学
成人看護学
看護学総論

看護の統合と実践
在宅看護論
精神看護学
老年看護学
母性看護学
小児看護学
成人看護学
基礎看護学

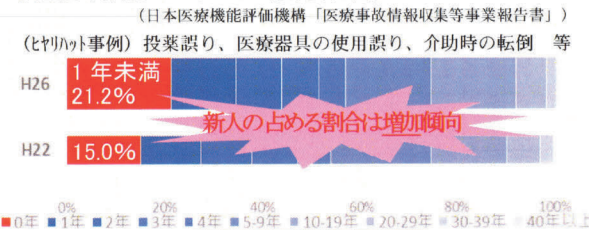
看護に求められる能力に応じて領域が増えているが、総教育時間数が増加しておらず、教育時間が不足している。

3,375時間

3,000時間



【経験年数別ヒヤリハット報告件数】



教育の充実

【提言・提案項目】

2 今後の医療・介護・福祉・保健を担う質の高い看護職員の確保・育成のため、勤務環境改善の推進とともに、卒前・卒後を通じた教育の充実が必要であり、卒前教育においては、看護師等学校養成所の教育環境に配慮しながら、専門分野の増加に対応するため、修業年限の延長を含めた看護基礎教育の見直しを行うこと。

また、卒後教育においては、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業に対し、十分な財政支援を行うこと。

3 医療・介護従事者が意欲と能力に応じて、複数の職種にまたがる業務を機動的かつ円滑に実施することができるよう、医療、介護の資格取得に必要な基礎教育内容の共通化や単位互換の検討を進めること。

【健康福祉部】

3 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地方の取組への支援の充実

(内閣官房、農林水産省、文化庁、観光庁、スポーツ庁)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給を通じた農業の競争力強化

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への国産食材の供給を通して、農林水産業の競争力強化を加速すること。

- 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会はもとより、輸出の促進や消費者ニーズの多様化を見据えて、都道府県が国際水準GAPの認証取得の促進や指導員の育成等に取り組むための支援を継続・強化すること。
- 2 多くの農業者が国際水準GAPに取り組んでいけるよう、認証取得の初期段階における総合的な支援を継続・強化すること。
- 3 国際水準GAPに対する消費者の理解が進むよう、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を活用した情報発信に取り組むこと

地方における訪日外国人旅行者誘致の取組に向けた支援

- 1 地方における国際会議等 MICE 誘致のための支援を充実すること。
- 2 Wi-Fi 整備、トイレの洋式化、案内表示の多言語化等の事業費補助を行う宿泊施設インバウンド対応支援事業について、申請手続きの簡略化および対象業種を拡充すること。
- 3 地方連携事業（国と地方が広域に連携して取り組む訪日プロモーション事業）を拡充すること。

国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催に係る財政措置の拡充

- 1 国民体育大会の名称変更の検討にあたっては、開催内定県等に影響を与えないよう、引き続き、「国体」の名称を使用できるようにすること。
- 2 国体および全国障害者スポーツ大会の開催に係る財政措置を拡充すること。
 - ・開催県に大きな財政負担が発生する大会運営費、施設整備費等の開催経費
 - ・国体未実施のオリンピック競技・種目・種別の国体への導入に関する経費
 - ・全国障害者スポーツ大会で三重とこわか大会から新種目となるポッチャ競技の開催経費
- 3 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で整備した競技用具を、国体や全国障害者スポーツ大会で活用できるようにすること。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術施策の強化

- 1 文化プログラムを地方における文化芸術推進の契機とするため、地方が独自性を発揮しやすい仕組みによる財政等の支援措置を講じること。
- 2 地方自治体が文化プログラムを実施するにあたり、その拠点となる文化芸術施設等が機能を十分に発揮できるよう、施設改修等に係る財政的支援制度を創設すること。また、文化プログラム等の実施により増加する訪日外国人旅行者等の受入環境を充実するため、来訪者が地域特有の歴史・文化を体験・体感できるソフト事業への支援を拡充するとともに、Wi-Fi や施設サイン等の整備への支援を行うこと。

《現状・課題等》

東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給を通じた農業の競争力強化

- 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への県産農産物等の供給をめざして、県では国の支援事業「国際水準 GAP 等取得拡大緊急支援事業（平成 28 年度補正）」や「GAP 体制強化・供給拡大事業（平成 29 年度）」等を活用して、国際水準 GAP 等の指導人材の育成や国ガイドライン GAP の認証体制の整備、GAP 認証取得に向けた産地の体制整備等を進めています。
こうした取組は、同競技大会はもとより、県産農産物等の輸出促進や消費者ニーズの多様化等を見据え進めることが重要であり、都道府県が国際水準 GAP の認証取得に向けた体制を整備し、生産現場における的確な普及指導に取り組めるよう、都道府県に対する支援の継続・強化が必要です。
- 2 国際水準 GAP（グローバル GAP および JGAP アドバンス）の認証を取得するためには、毎年度の認証費用や残留農薬等の分析に加えて、ICT による記帳技術の導入や認証対応のための施設改修等も必要になることから、産地を対象にした初期段階における総合的な支援の継続・強化が必要です。
- 3 国内では、海外と比べて GAP に対する消費者の認知度が低いことから、国際水準 GAP に取り組む農業者等の努力が評価されるよう、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を活用した情報発信に取り組み、消費者理解を促進することが必要です。

地方における訪日外国人旅行者誘致の取組に向けた支援

- 1 「明日の日本を支える観光ビジョン」では、MICE 誘致・開催の支援体制を抜本的に改善し、世界で戦える日本の MICE へと成長させるため、官民連携の横断組織を構築し、オールジャパン体制での支援を実施する方針が示されています。本県でも、伊勢志摩サミット開催を千載一遇の好機として、国際会議を中心とした MICE 誘致・開催促進を担当する人員を新たに配置するとともに、三重県の実態に応じた MICE 誘致・開催に向けた取組方針を策定し MICE 誘致促進補助金を創設するなど、さらなる誘致をめざしています。2015 年に日本で開催された国際会議は 2,847 件（JNTO（日本政府観光局）国際会議統計）で、2006 年の 1,670 件の約 1.7 倍増となっていますが、開催が大都市圏に集中しており、さらなる地方への波及効果が求められます。
- 2 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて訪日外国人旅行者が増大すると見込まれる中、観光庁では、対前年度 104%となる 256 億円の平成 29 年度当初予算を計上し、訪日外国人旅行者のストレスフリーな移動・滞在の実現として、全予算額の約 33%の 85.5 億円の予算を確保されました。その中で、外国人旅行者にも利用しやすい公衆トイレの洋式化等、ホテル・旅館の快適な環境への改善等を促すため、宿泊事業者に対しての補助制度として宿泊施設インバウンド支援事業を実施しています。しかし、外国人旅行者の行動形態が「モノ消費」から「コト消費」へ多様化していることをふまえ、同事業を訪日外国人誘致に積極的な体験施設等事業者が利用できるよう、従来の団体申請ではなく個別申請を認めるなど申請手続きの簡略化と対象業種の拡充が望まれます。

3 「明日の日本を支える観光ビジョン」では、観光を地方創生につなげていくためには、地方部への外国人旅行者の訪問を増大させていくことが必要としています。そのため、2020年に地方部での外国人延べ宿泊者数を2015年の約3倍となる7,000万人泊の目標を掲げています。

しかし、国と地方（自治体・観光関係団体・民間企業）の連携による訪日プロモーションを行う地方連携事業は対前年度比70%以下となっています。本県でも、海女や忍者、F1日本グランプリなど、三重県の地域資源を生かした海外へのプロモーションを同事業により積極的に取り組んでおり、外国人旅行者誘致に成果が出ていることから一層の充実が望まれます。

国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催に係る財政措置の拡充

1 本県では、平成33年に開催する第76回国民体育大会（三重とこわか国体）および第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）に向けて、会場地市町や競技団体等と連携しながら、国体や大会の愛称の決定、各種方針や計画等の策定、マスメディア等を活用した広報など、さまざまな準備を進めています。

このような中、国体の名称が変更されることとなると、会場地市町や競技団体はもちろん、県民においても大きな混乱が生じることが懸念されます。

2 国体や全国障害者スポーツ大会の開催都道府県、開催市町村では、大会運営、競技役員の養成、施設整備などに大きな財政負担が生じていますが、国の開催都道府県に対する財政措置は十分なものとなっていません。

「国体における2020年オリンピック対策・実行計画」では、オリンピック競技大会の実施競技・種目で、国体で未実施の競技・種目・種別について、一定の調整が整ったものを正式競技として実施することとしており、その経費等については、開催県および会場地市町村に負担の生じないよう対応するとしています。開催前年の準備も必要であり、開催県や会場地市町村が当初想定していなかった財政的負担を負う可能性があります。

第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）から、新たにボッチャ競技が導入されます。競技のスムーズな運営のためには、会場の整備や競技役員の養成等、開催県や会場地市町に大きな負担が生じることが予想されます。

3 本県では、国体や全国障害者スポーツ大会で必要となる競技用具の整備にあたっては、現有するものをできる限り利活用するとともに、不足するものについては、他府県からの借用や共同で購入することとしています。このため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で整備した競技用具について、本県以降の開催県での国体、全国障害者スポーツ大会で活用できるようにすることが望まれています。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術施策の強化

1 本県では、「新しいみえの文化振興方針」を平成 26 年 11 月に策定し、次代のみえを担う若い世代の育成、みえの文化の素晴らしさの県内外への発信、新たなみえの文化の創造を基本目標として文化振興に取り組んでいます。

国では、文化庁において、平成 27 年 7 月に「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」をとりまとめ、その中で、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、文化の祭典として、史上最大規模の文化プログラムに取り組むこととしており、平成 28 年 10 月には東京都、京都府においてキックオフイベントを開催し、今後、全国津々浦々で実施することとしております。

厳しい財政状況の中、地方が国と一体となって文化プログラムに主体的に取り組むためには、新たな支援制度が必要です。

2 県内各地の文化芸術施設等の老朽化に伴う改修等の経費が財政を圧迫しており、計画的かつ速やかに進めることが出来ていません。文化プログラムの実施にあたっては、各種公演・イベント等の披露の場となる文化芸術施設等の老朽化への対応が喫緊の課題となっており、機能向上を含む大規模改修が必要不可欠です。

また、本県では、関係者とともに、日本遺産「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」の活用・発信により、訪日外国人旅行者など国内外からの来訪者の増加や地域の活性化に取り組んでいます。この取組を推進していくためには、来訪者が、国史跡斎宮跡の価値・魅力を正しく理解するための公開活用施設の適切な維持管理や、史跡の体験発掘など本物の歴史・文化を体験・体感できる機会の充実が必要です。

さらに、日本の博物館等の外国人受入体制は、国立施設や大規模施設など、一部施設では対応が進んでいる部分があるものの、本県の文化芸術施設等では十分に整備されているとは言えない状況であり、各種環境整備（Wi-Fi、館内案内表示、パンフレット作成、外国語対応スタッフの配置、ガイドシステム導入等）が必要です。

県担当課名 環境生活部文化振興課、地域連携部スポーツ推進局国体・全国障害者スポーツ大会準備課、農林水産部農産園芸課、
雇用経済部観光局海外誘客課

関係法令等 スポーツ基本法、消費安全対策交付金実施要綱、産地活性化総合対策事業実施要綱、明日の日本を支える観光ビジョン

3 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地方の取組への支援の充実 ～東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給を通じた農業の競争力強化～

(農林水産省)

背景

- 本県は食材の宝庫であり、伊勢志摩サミット(H28.5)では、松阪牛や伊勢エビ、米、トマト、お茶など、延べ119品目が首脳や配偶者プログラムの食事等に採用されました。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界に向けて日本食の魅力や国産農産物の美味しさなどを発信する千載一遇のチャンスです。
- 東京オリ・パラへの食材供給はもとより、輸出の拡大や食の安全安心に対する消費者のニーズに対応できる生産環境を整備し、農業の競争力強化を図ることが急務です。
- 本県では、東京オリ・パラ食材調達基準である**国際水準GAP(グローバルGAPおよびJGAPアドバンス)の認証拡大**をめざしています。



現状と課題

(1) 国際水準GAPの認証取得に向けた体制の整備

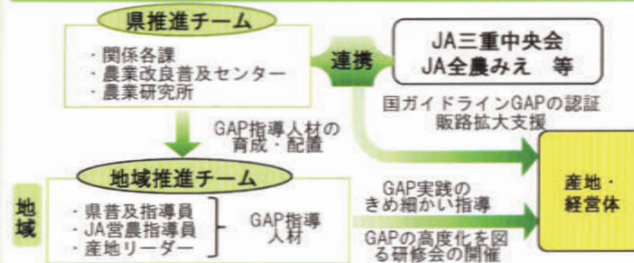
- 本県では、産地の約8割が基礎的なGAPを実践
- 国の事業等を活用し、国際水準GAP等の指導人材の育成や国ガイドラインGAPの認証体制整備、GAP認証取得に向けた体制整備等を推進中



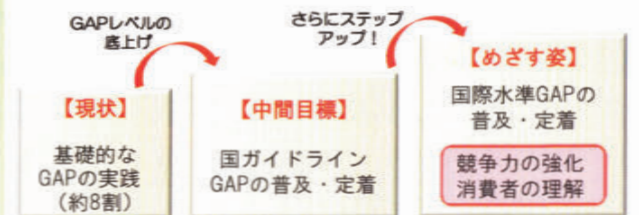
- JGAP認証取得件数は21件【H29.4月現在】
(茶16件、米3件、果樹1件、野菜1件)
- グローバルGAP認証取得農場数は1件
(野菜1件)
- GAP認証取得拡大にあたり、生産現場へきめ細かく説明し、理解を得て進めていくことが重要

◆食の安全安心に対する消費者ニーズの高まりや、県産農産物の輸出促進を見据え、**国際水準GAPの認証取得促進に向けた体制を整備し、生産現場において的確な普及指導に取り組めるよう、都道府県に対する支援の継続・強化が必要!**

GAPの推進体制 (イメージ)



GAPの高度化 (イメージ)



東京オリ・パラ後を見据え継続した支援が必要!

(2) 国際水準GAPの認証取得支援

- 国際水準GAPの認証取得にあたって費用負担が重い
- ・毎年度の認証費用(JGAPアドバンス:15万円程度/1農場)
- ・認証に対応できる施設への改修
(手洗い設備など衛生管理用施設の設置、防鳥・防虫対策 等)
- ・ICTによる記帳技術の導入
(伊勢茶トレーサビリティシステム(三重茶農協)の例:1,000万円程度)

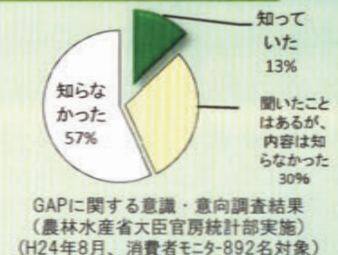
【H28補】国際水準GAP等認証取得拡大緊急支援事業

◆産地を対象とした初期段階における総合的な支援の継続・強化が必要!

(3) 消費者理解の促進

- GAPに対する消費者の認知度が13%と低い

◆農業者の努力が評価されるよう、**東京オリ・パラを活用して情報を発信し、消費者理解を促進することが必要!**



提言

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会はもとより、輸出の促進や消費者ニーズの多様化を見据えて、都道府県が国際水準GAPの認証取得の促進や指導員の育成等に取り組むための支援を継続・強化すること。
- (2) 多くの農業者が国際水準GAPに取り組んでいけるよう、認証取得の初期段階における総合的な支援を継続・強化すること。
- (3) 国際水準GAPに対する消費者の理解が進むよう、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を活用した情報発信に取り組むこと。

【農林水産部】

3 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地方の取組への支援の充実 ～国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催に係る財政措置の拡充～

(スポーツ庁)

開催に向けた準備



課題 ～魅力ある大会とするために～

1 開催経費

(1) 国民体育大会

・大会運営費、施設整備費等の経費のほか、2020年東京オリンピック開催に伴う正式競技の追加による経費の増

(2) 全国障害者スポーツ大会

・障がい者一人ひとりに寄り添った大会とするための運営経費や、三重とこわか大会からスタートする「ポッチャ」競技の開催による経費の増

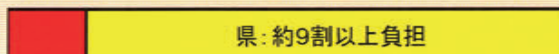
開催県に大きな財政負担が発生



国の負担割合の増大が必要

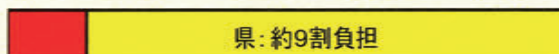
過去3カ年の開催県負担割合の状況

「国民体育大会」(開催年度)



国・日本体育協会 約4億円(負担: 1割未満)
 ※県負担 約50～60億円(先催県の例による)

「全国障害者スポーツ大会」(開催年度)



国・日本障がい者スポーツ協会 約2億円(負担: 約1割)
 ※県負担 約15～20億円(先催県の例による)

2 競技用具の有効活用

～オリ・パラレガシーを地方で展開～

競技用具は、毎年度、開催県が準備

多額の費用が発生



東京オリ・パラで整備した競技用具を国体で活用

効果: 大幅な経費節減、利用選手の高揚感増大!

【提言・提案項目】

- 国民体育大会の名称変更の検討にあたっては、開催内定県等に影響を与えないよう、引き続き、「国体」の名称を使用できるようにすること。
- 国体および全国障害者スポーツ大会の開催に係る財政措置を拡充すること。
 - 開催県に大きな財政負担が発生する大会運営費、施設整備費等の開催経費
 - 国体未実施のオリンピック競技・種目・種別の国体への導入に関する経費
 - 全国障害者スポーツ大会で三重とこわか大会から新種目となるポッチャ競技の開催経費
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会で整備した競技用具を、国体や全国障害者スポーツ大会で活用できるようにすること。

4 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

【提言・提案項目】 制度・予算

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方創生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア名古屋・大阪間整備について、円滑な着工と工事等による一日も早い全線開業を実現させるため、現在の東京・名古屋間の工事等の検証を行い、事業者や地方自治体が求める各種行政手続きの簡素化など、検証の結果から明らかになった課題への対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁等連携のもと進めること。
- 2 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

《現状・課題等》

- 1 リニア中央新幹線の一日も早い全線開業のためには、まずは、東京・名古屋間について着実に事業を進め、早期整備を図るのはもちろんのこと、その後の名古屋・大阪間についても間を置くことなく速やかに工事に着手するとともに、効率的に工事等を進めて円滑な開業につなげていくことが重要と考えています。

このためには、現在、進められている東京・名古屋間の建設工事等を検証し、工事進捗上の行政手続きにかかる課題等を継続的に把握して、今後の工事や事業の円滑化等に効果のある対策を講じておくことが有効と考えており、例えば、「リニア中央新幹線建設促進期成同盟会」で求めている大深度地下使用等に関する手続きの円滑化など、リニアの早期全線開業に向けた必要な行政手続きの簡素化や弾力的な運用策等を講じるための体制を事前に関係省庁で構築し、リニア整備事業を担う事業者や地方自治体を支援することが必要です。

- 2 リニア中央新幹線の三重・奈良ルートによる全線開業により、東京圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化し、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付けるスーパー・メガリージョンが形成されます。これにより、地方においては、地域間、圏域間の広域連携、対流が促進され、地方創生や観光誘客など魅力ある地域づくりに繋げていくことができます。こうしたリニアの整備効果を確実なものとするためには、ルートおよび駅位置を早期に確定させ、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。

このため、具体的には、リニア中間駅への在来線の接続や道路網の整備などによる、リニア駅を核とした公共交通ネットワークの構築を図るとともに、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりを、リニア名古屋・大阪間の開業に合わせて進めることが重要と考えており、これらリニアインパクトを最大化させ、地方創生に資する取組への国の重点的な支援が必要です。

県担当課名 地域連携部交通政策課
関係法令等 全国新幹線鉄道整備法等

4 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

【現状】

「未来への投資を実現する経済対策」において、財投債を原資とする財政投融資の手法を積極的に活用・工夫し、リニア中央新幹線の全線開業を最大8年間前倒しする方針が決定される中、リニア東京・名古屋間の整備事業が2027年の開業に向けて進められています。

【課題】

リニア中央新幹線の早期全線開業のためには、東京・名古屋間の着実な事業実施を図るとともに、名古屋・大阪間の早期工事着手および円滑な工事の実施に向けた事前の体制づくりを進める必要があります。また、リニア効果を地方創生につなげるためには、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置を早期に決定し、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりなどに速やかに取り組む必要があります。

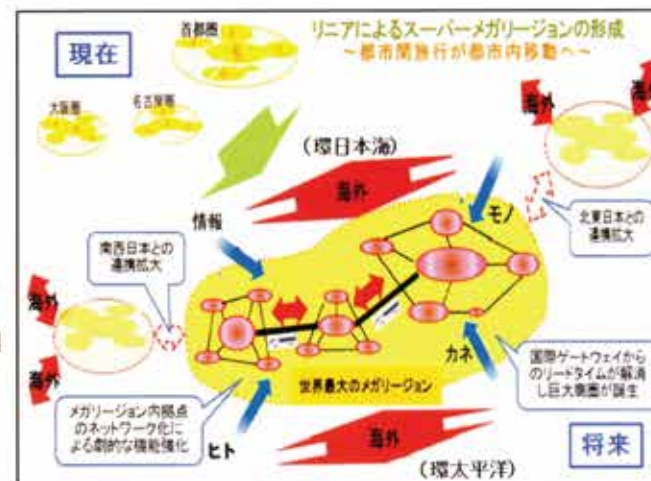
【リニア中央新幹線 三重・奈良ルート】



【スーパー・メガリージョン形成と地方創生促進】



【リニアインパクトの最大化】



【提言・提案項目】

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方創生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

- 1 リニア名古屋・大阪間整備について、円滑な着工と工事等による一日も早い全線開業を実現させるため、現在の東京・名古屋間の工事等の検証を行い、事業者や地方自治体が求める各種行政手続きの簡素化など、検証の結果から明らかになった課題への対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁等連携のもと進めること。
- 2 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

【地域連携部】

5 中部国際空港への二本目滑走路整備による完全 24 時間化の早期実現に向けた支援強化

(国土交通省、観光庁)

【提言・提案事項】 **制度**・**予算**

わが国の中枢機能をより大きく分担することとなるリニア中央新幹線開業後の中部圏の将来像を見据え、中部国際空港への二本目滑走路の整備による完全 24 時間化の早期実現に向けた検討を進めるとともに、主にインバウンド需要創出の観点から、空港の機能強化および利用促進につながる、二次交通等アクセス機能の充実・強化に向けた支援を拡充すること。

- 1 リニア開業後の中部圏の将来像を見据え、中部国際空港の需要拡大に向けた調査検討に引き続き取り組むこと。
- 2 インバウンド需要の拡大に資する、二次交通機能の強化やサービス拡大の取組への支援を拡充するとともに、新たなインバウンド向けサービス等の創出に向け、地方自治体等や交通事業者と連携した中期的な実証実験等に積極的に取り組むこと。

《現状・課題等》

- 1 中部国際空港は、平成 17 年 2 月の開港以来、わが国の国際拠点空港として着実にその役割と責任を果たしてきており、平成 27 年 8 月に閣議決定された国土形成計画においても、「中部国際空港については、現在は滑走路が 1 本であるが、成田・関西空港と並ぶ国際拠点空港であり、需要動向を踏まえ、完全 24 時間化を促進し、アジアのゲートウェイとして空港機能の充実を図る必要がある。(抜粋)」と明確に位置づけられています。平成 39 年のリニア中央新幹線の東京・名古屋間開業により、中部圏はわが国の中枢機能をより大きく分担することとなり、中部国際空港は、首都圏と直結した巨大都市圏の国際ゲートウェイとしての一翼を担う国際空港として、より大きな役割を担うこととなるため、国際拠点空港の世界標準である完全 24 時間化に向けた二本目滑走路の早期整備を図る必要があります。
- 2 政府は訪日外国人旅行者数を 2020 年までに 4,000 万人に、2030 年までに 6,000 万人にする目標を掲げています。中部国際空港は中部圏の国際ゲートウェイとしてこの高い目標の達成に貢献していく必要があり、本県においても訪日外国人誘致を重要施策と位置づける中で、交通政策の観点から、中部国際空港の機能強化や利便性の向上によるインバウンドの増加を図る取組を重点的に進めているところです。今後のインバウンドの鍵となる、FIT (外国からの個人旅行者) の増加を図るには、地方の観光スポット等への訪問や周遊を容易にすることで、新たな需要を喚起させることが効果的であり、そのためには空港と地方とを結ぶ二次交通機能の充実・強化が必要不可欠です。このため、二次交通におけるインバウンド向け路線の開設や増便、予約システムの開発、広域周遊バスの試行導入など、定着までに一定の期間を要するインバウンド対策について、交通事業者等の初期投資の軽減を図り、導入を促進するため、現行のインバウンド補助金の対象事業の拡充や予算の増額を図るなどの支援措置が必要です。また、地方自治体等や交通事業者と連携し、訪日外国人旅行者向けの新たなサービスや商品の開発に資する市場調査、実証実験等を十分な期間を確保して企画・実施することが、地方のインバウンド需要の拡大と定着を図る上で有効です。

県担当課名 地域連携部交通政策課
関係法令等 空港法

5 中部国際空港への二本目滑走路整備による完全24時間化の早期実現に向けた支援強化

(国土交通省、観光庁)

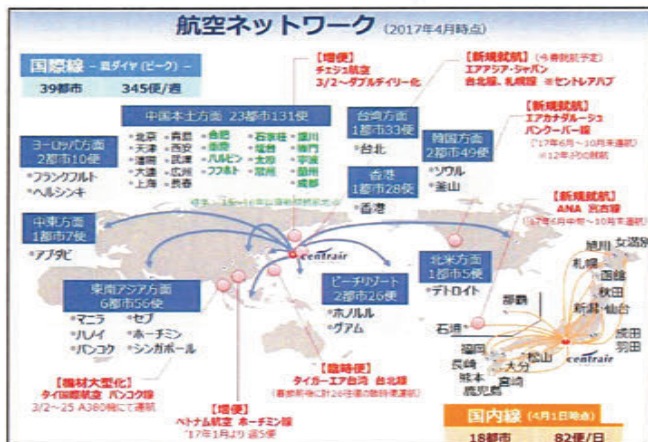
【現状】

2027年にリニア中央新幹線東京・名古屋間が開業し、首都圏と中部圏が一体化した巨大都市圏が誕生することで、中部国際空港の国際拠点空港としての役割は大きく高まります。また、明日の日本を支える観光ビジョンでは、2020年までに訪日外国人旅行者数を4,000万人、2030年までに6,000万人にする目標を掲げています。

【課題】

中部国際空港が、新たな巨大都市圏における国際ゲートウェイの一翼を担う空港となるためには、国際拠点空港の世界標準とされる、複数滑走路の整備と完全24時間化が必要です。さらに、訪日外国人旅行者数増加の鍵を握るF I Tに対応していくためには、空港の機能強化に加えて、空港と地方とを結ぶ二次交通機能を充実させ、地方への訪問・周遊を誘導することが必要です。

【航空ネットワークの充実・拡大】



【進化し続ける中部国際空港】



【空港と地方とを結ぶ二次交通の充実】



【提言・提案項目】

わが国の中枢機能をより大きく分担することとなるリニア中央新幹線開業後の中部圏の将来像を見据え、中部国際空港への二本目滑走路整備による完全24時間化の早期実現に向けた検討を進めるとともに、主にインバウンド需要創出の観点から、空港の機能強化および利用促進につながる、二次交通等アクセス機能の充実・強化に向けた支援を拡充すること。

- 1 リニア開業後の中部圏の将来像を見据え、中部国際空港の需要拡大に向けた調査検討に引き続き取り組むこと。
- 2 インバウンド需要の拡大に資する、二次交通機能の強化やサービス拡大の取組への支援を拡充するとともに、新たなインバウンド向けサービス等の創出に向け、地方自治体等や交通事業者と連携した中期的な実証実験等に積極的に取り組むこと。

【地域連携部】

6 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

(内閣府)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保するとともに、特定扶養控除の対象拡大・上乗せ額の増額など、多子世帯をはじめとする子育て家庭の負担を緩和するための具体的な措置を早急に講じること。
- 2 地方が「地方目線」「当事者目線」で、その地域の実情に応じてきめ細かに実施する少子化対策の取組を継続的に実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の当初予算額を増額かつ補助率を従来通り10/10として制度の恒久化・拡充を図るとともに、予算総額を確保すること。また、地方の創意工夫を生かすため、結婚支援以外の事業への対象拡大や、地方創生推進交付金対象事業との連携を認めるなど、運用の弾力化を図ること。

《現状・課題等》

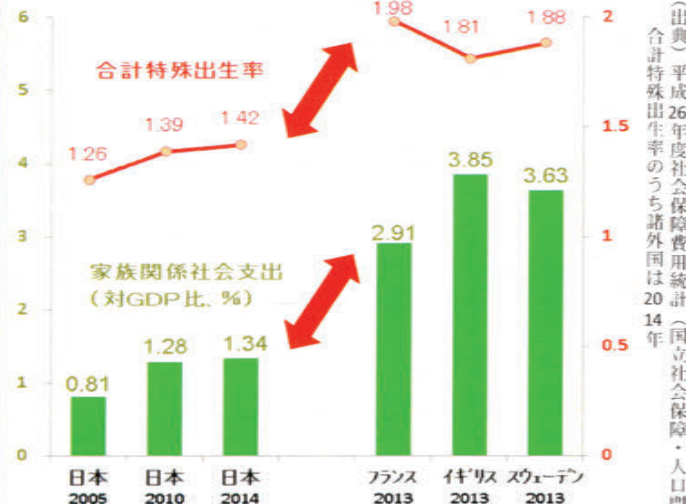
- 家族関係支出の対 GDP 比と合計特殊出生率と一定の関連が見られる「家族関係社会支出の対 GDP 比」は、出生率の回復を実現した諸外国が3%程度であるのに対し、日本では依然として1%前半にとどまっており、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保することが必要です。
- 子育て家庭における教育費の負担は年々増大しており、幼稚園から大学まで、子ども一人あたりの教育費の平均額は、全て公立で約800万円、全て私立だと約2,300万円で、子育て家庭の大きな負担となっています。その中でも、大学における教育費は特に負担が大きくなっています。一方多くの子育て世代が対象となっている所得税における特定扶養控除については、その対象が19歳から22歳までに限られ、23歳以降の大学生は対象になっていない上に、扶養控除額の上乗せ額も所得税25万円（計63万円）、住民税12万円（計45万円）となっており、国公立大学の年間授業料相当額（約50万円）にも満たない額となっています。
- 地域少子化対策重点推進交付金は、平成28年度補正予算が40億円（対前年度補正比+15億円）、平成29年度当初予算で5.7億円（対前年度当初比+0.7億円）とそれぞれ増額されましたが、少子化対策は成果が表れるまでに一定の期間を要することから、財源不足に悩む地方が対策を継続できるよう、当初予算額を増額かつ補助率を10/10として制度の恒久化・拡充を図る必要があります。また、地方自治体の予算編成が終了するまでに事業の審査を完了するなど迅速化を図るとともに、「結婚支援に対する取組」等に限定された対象分野を子育て支援等にも広げるなど弾力的に運用することにより、より多くの地方自治体が交付金を活用してきめ細かな少子化対策に取り組むことが期待されます。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

6 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

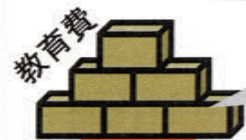
(内閣府)

諸外国の合計特殊出生率と 家族関係社会支出の対GDP比



(出典)平成26年度社会保険費用統計(国立社会保険・人口問題研究所)他
合計特殊出生率のうち諸外国は2014年

課題(財源) 家族関係社会支出の対GDP比の水準はまだ低い

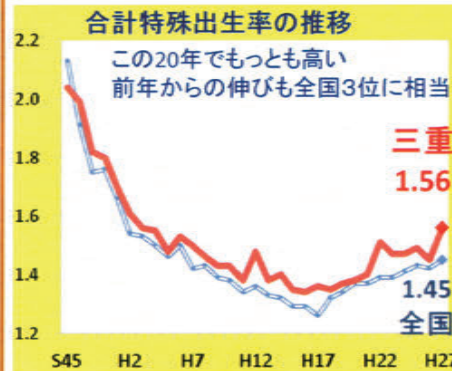


幼稚園から大学まで
全て公立でも800万円!
私立なら2300万円!!

子育て家庭

教育費は
子育て家庭の大きな負担

交付金のおかげで、きめ細かな少子化対策の取組が進展



生涯未婚率の変化 単位%〔〕は全国

	1980年	2015年
男性	1.92 [2.60] 16位	20.41 [23.37] 5位!!
女性	3.87 [4.45] 31位	10.26 [14.06] 5位!!

地域少子化対策重点推進交付金(28補正)事業

- 出逢い支援実施計画策定及び市町連携促進事業 23,049 (千円)
 - 大学生の結婚等意識調査及び大学のライフプラン教育促進事業 14,358
 - 労使協働による企業の結婚支援や勤労者の結婚に関する意識等調査事業 15,286
 - ネットワーク等会員企業に向けた従業員の結婚支援働きかけ事業 13,390
 - 企業による地域結婚応援促進事業 9,934
 - 複数企業による交流機会の提供補助事業 1,500
- ※平成29年3月末時点

企業や大学、
市町との協創

課題(交付金制度)

- 28補正: 40億円(10/10) ⇒ 29当初: 5.7億円(1/2)
- 対象分野が「結婚に対する取組」等に集約
- 事業採択の結果が予算編成終了後
- 制度の恒久化に対する不安
- 活用を断念する市町村も

結婚、出産、子育ての希望がかなう社会に向けて!

【提言・提案項目】

- 1 未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源を確保するとともに、特定扶養控除の対象拡大・上乗せ額の増額など、多子世帯をはじめとする子育て家庭の負担を緩和するための具体的な措置を早急に講じること。
- 2 「地域少子化対策重点推進交付金」の当初予算額を増額かつ補助率を従来通り10/10として制度の恒久化・拡充を図り、予算総額を確保すること。結婚支援以外の事業への対象拡大や地方創生推進交付金事業対象事業との連携を認めるなど運用の弾力化を図ること。

【健康福祉部】

7 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案事項】 制度・予算

子どもの貧困対策

- 1 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、国において地域の子どもの貧困率などが分かるような調査を実施するとともに、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うこと。
- 2 家庭の経済状況にかかわらず子どもたちが学習する機会を得て希望する進学につなげることができるよう、地方自治体を実施する子どもの学習支援事業に対する財政的な支援を強化すること。
- 3 ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額を増額すること。
- 4 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるための「児童扶養手当」の支給回数を含めた改善検討の早期実施と支給額の増額を図ること。また、支給回数増に伴い必要となる費用について財政的な支援を行うこと。
- 5 ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。
- 6 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充に係る予算について、十分な額の確保を図ること。
- 7 児童養護施設退所後の円滑な自立を支援するため、入所中から退所後まで一貫した支援を行う職員を児童養護施設に配置できるよう、措置費の見直しを行うとともに、自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を短縮し、退所者等の負担軽減を図ること。また、児童養護施設等を退所し、進学する者に対する給付型奨学金の充実を図ること。
- 8 子どもの貧困対策の観点から、高等学校等就学支援金および高校生等奨学給付金について制度の更なる充実を行うこと。

里親委託や特別養子縁組の推進

- 1 児童家庭福祉の増進を図る観点から、都道府県に対する地方交付税措置の拡充を図り、里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援や養子縁組に関する相談・支援の取組を促進するとともに、里親支援等を行う民間機関に対して財政支援を行うこと。
- 2 里親が社会的養護の担い手として十分な活動ができるよう、里親手当等の更なる充実を図ること。また、里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。
- 3 施設入所児童の里親委託を推進するため、施設の安定運営に資するよう財政支援を行うこと。
- 4 里親委託や特別養子縁組に対する国民の理解を促進し、社会的認識を高めるため、里親月間（10月）や「養子の日」（4月4日）等を利用した広報・啓発活動を積極的・集中的に実施すること。
- 5 子どもに永続的（パーマネンシー）な家庭を保障するという観点から、特別養子縁組を社会的養護のなかに明確に位置付けること。
- 6 特別養子縁組をより広く要保護児童に活用できるようにするため、原則6歳未満とされている現行の年齢制限の見直し、児童相談所への特別養子縁組申立権の付与、子どもの意見表明と出自を知る権利の保障、養子縁組成立前後の養親や子どもに対する支援などに関する検討を更に進め、制度の改正に反映させること。

児童虐待の予防・母子保健施策を通じた虐待予防

- 1 児童相談所における児童虐待の法的対応力、介入型支援の強化や、関係機関の連携・協力体制構築のための財政措置を充実すること。また、児童相談の第一義的な窓口である市町村の相談体制の強化のための財政措置を充実させること。
- 2 児童虐待などを原因として、児童養護施設等で生活している児童が、より家庭に近い環境で生活できるよう整備を進めている中で、家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、さらなる小規模グループケア体制への職員加配等の充実を図ること。
- 3 新たに創設された「産婦健康診査事業」の財源の確保を図り、全ての市町村を対象とした補助制度とすること。産婦健診に併せて行う新生児（2週間・1か月）の健診費用についても実情に応じた費用助成を行うこと。

《現状・課題等》

子どもの貧困対策

- 「子供の貧困対策に関する大綱」では、「地域における施策推進への支援」として、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策について、地方自治体の取組の支援を行うこととされています。また、「子供の未来応援国民運動」が平成27年10月から本格的に始動しました。

本県では、県内における子どもの貧困の現状を具体的に把握するため、平成27年度に、児童相談所、福祉事務所、保育所、小中学校等への詳細な聴き取り調査を行い、子どもの貧困対策計画を策定しました。計画の推進にあたり、子どもの貧困率や、国内外の調査研究・先進事例等の情報提供を行うとともに、取組を支援する必要があります。

- 本県では、貧困の連鎖の防止の重要性から、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（計画期間：平成28年度から31年度）において、全ての市町で生活困窮家庭（生活保護世帯も含む）またはひとり親家庭に対する学習支援事業が利用できる体制を整備することとしています。平成28年度においては、この学習支援事業が利用できる市町は県内29市町のうち23市町にとどまっています。住んでいる地域によって学習支援事業を利用できない子どもが生じることのないよう、国庫負担率（1/2）を引き上げ、各自自治体が事業に取り組みやすい体制を整備することが必要です。
- 高等職業訓練促進給付金については、平成28年度から給付期間が3年に、給付対象資格が修業期間1年以上に拡大されましたが、給付額は平成24年度以降の適用分から減額されたままとなっています。
ひとり親家庭の修業期間中の生活負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金を増額する必要があります。
- 児童扶養手当については、法律で年3回（4月、8月、12月）のまとめ支給と定められています。また、第2子以降の手当額については、平成28年8月支給分から、第2子手当額5,000円が10,000円（平成29年4月から物価スライド適用で9,990円）に、第3子以降の手当額3,000円が6,000円（平成29年4月から物価スライド適用で5,990円）に引き上げられたところですが、第1子の手当額42,330円（平成29年4月から物価スライド適用で42,290円）とは大きな差があります。
ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当の支給回数を増やし、手当額を増額する必要があります。また、支給回数が増えることに伴い必要となる費用について財政的支援が必要です。

- ひとり親家庭の保護者は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成 27 年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。
ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、利用料への補助が必要です。また、ひとり親家庭の利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。
- 児童生徒のいじめ、暴力行為等の問題行動や不登校の背景として、貧困をはじめとする家庭的な要因が挙げられ、その対応には、児童生徒や保護者との相談、福祉等の関係機関との連携などの取組を積極的に進めることが重要なことから、スクールカウンセラー（以下 SC）やスクールソーシャルワーカー（以下 SSW）の人材および活動時間を十分確保することが必要です。
- 本県では、SC をすべての 155 中学校区（義務教育学校 1 校含む）と高等学校 36 校に配置し、小学校から中学校への途切れのない支援を行うことで、教育相談体制の充実を図っています。また、平成 29 年度から、SSW を 9 名から 10 名に増員し、学校からの要請に応じた派遣に加え、一部を県立高等学校 7 校（拠点校）へ配置することにより、モデル中学校区の定期巡回を行うことで、事案の未然防止および早期発見・早期対応を図っているところです。このような中、学校だけでは解決が困難な事案等に適切に対応するため、SC や SSW 等が一層連携して、より機能的にチーム支援を行うことが求められており、現状以上の人材および時間の確保を図る必要があります。
- 児童養護施設や里親のもとから、進学や就職により自立していく子どもたちについて、親や、家庭の支援が得られないこと等を背景に、退学や離職、転職を繰り返すなどの状況があり、貧困の連鎖にもつながっています。
児童養護施設が退所した者の支援（アフターケア）を行うことは児童福祉法に規定されていますが、その一方でアフターケアを行う職員の人件費にかかる加算等はありません。
今般の児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業及び社会的養護自立支援事業が創設されたところですが、児童養護施設を退所した者の多くが、最も頼りにしているのは出身施設であることから、児童養護施設のリービングケア、アフターケア機能の充実が望まれます。
さらに、退所後の自立支援資金の貸付については、進学や就職をしたものの、いまだ生活基盤が弱いことから、返還免除の要件となる就業継続期間（5 年）の短縮などより負担の軽減を図るとともに、児童養護施設等を退所し、進学する者に対する給付型奨学金の充実も必要です。
- 多様な教育の選択肢を広げ、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、就学支援金及び高校生等奨学給付金の増額等制度を充実することにより家庭の教育費負担の軽減を図る必要があります。

里親委託や特別養子縁組の推進

- 児童福祉法が改正され、被虐待児童の自立支援に向けて都道府県が行う業務に、「里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援」と「養子縁組に関する相談・支援」が位置付けられました。
今回の改正を受け、国においては、従来の里親支援機関事業を拡充し、里親支援事業を新たに創設しましたが、支援メニューは充実したものの、補助金であるため、自主財源の確保など、活用するには課題が多いものとなっており、位置付けられた業務を行うには十分ではなく、現在進められている特別養子縁組制度の利用促進の在り方についての検討結果も踏まえ、更なる拡充を図る必要があります。

また、里親委託や養子縁組を推進していくためには、養子縁組を行う養子縁組あっせん事業者に対する支援など、民間機関への財政支援についても行っていくことが必要です。

- 里親手当について、高校の入学時に係る経費（現行 61,030 円/人）、高校の授業料・部活動費・通学費等に係る経費（現行（公立）22,910 円/月）、就職時の運転免許証取得のために係る経費（現行 56,570 円/人）の増額を行うことが必要です。
- 放課後児童クラブの利用を希望する里親が増えてきていますが、利用料は里親に係る措置費の支弁対象となっておりません。共働きの里親登録者が増えており、児童の処遇向上および里親委託推進のため、放課後児童クラブの利用料を支弁対象とすることが必要です。
- 本県では、施設入所児童の里親委託を推進するため、平成 27 年度から、施設入所児童を里親委託につなげた施設が行う里親・子どもへの支援に対する活動費を補助（約 225 万円/1 施設・年、県単独事業）しています。この補助事業により、施設の安定運営に資するだけでなく、施設入所児童の里親委託への理解が深まるとともに、里親への委託が推進されたことから、このようなインセンティブを高める施設への支援策が必要です。
- 全ての子どもが愛情豊かな家庭環境の下で暮らすことができるよう、家庭と同様の養育環境で継続的に養育されるよう、里親委託や特別養子縁組を推進していく必要があります。そのために、里親制度や特別養子縁組についての正しい理解を国民全体に広めていく必要があり、里親月間（10 月）や「養子の日（4 月 4 日）」等を利用してフォーラムの開催や各種メディアを活用した広報・啓発活動を実施するなど、国を挙げた取組が不可欠です。
- 児童福祉法改正により、里親委託や養子縁組に関する相談・支援が都道府県の業務として法的に位置付け（第 11 条第 1 項第 2 号ト）られたものの、特別養子縁組の趣旨、意義等が明確に規定されていません（第 3 条の 2）。そのため、特別養子縁組が社会的養護の中に明確に位置づけられるよう、児童福祉法改正に伴う施行規則、施行令等に反映させていくことが必要です。
- 全ての子どもに、恒久的で安定した生活環境を実現するためには、特別養子縁組を推進していくことが必要です。しかし、全国の特別養子縁組成立件数は、年間 500 件程度に止まっているため、現在、国で進められている検討会「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」の結果を踏まえ、制度の改正に反映させていく必要があります。
 - ・ 現行の年齢制限（6 歳未満）について、要保護児童が必要に応じて特別養子縁組を活用できるよう引き上げること
 - ・ 父母の同意がない場合、特別養子縁組の手続きに移行できない事例が多いため、児童相談所が申立を代行できるようにすること
 - ・ 一定年齢以上の子どもについては当事者である子どもの同意を成立の要件とすること
 - ・ 出自を記録した文書等を適切に保管すること
 - ・ 子どもが適切な養育環境のもとで継続的に養育されるよう養親への研修や支援を充実させること など

児童虐待の予防・母子保健施策を通じた虐待予防

児童虐待の予防

- 本県における児童虐待相談対応件数は平成 24 年度～27 年度と 4 年連続で 1,000 件を超え、平成 27 年度は 1,291 件と過去最多となりました。児童相談所は増加・複雑化する児童虐待の対応に追われています。昨年 5 月の児童福祉法改正において、児童虐待の発生子予防から子どもたちの自立支援に至るまでの対策が充実強化されるよう、法の理念が明確化されたことにより、市町村および児童相談所の体制の強化を図ることが不可欠な状況です。

県(児童相談所)は、児童虐待にかかる法的対応力や介入型支援を充実強化するとともに、市町への助言・援助、専門的な知識・技術による支援や、広域的な対応が必要な業務を適切に行うことが決められています。また、市町は基礎的な地方自治体として身近な場所における相談業務を適切に行うこととされており、この枠組みを堅持し、機能させることが肝要です。そのため、国が開発した児童相談所・市町共通のアセスメントツールをもとに、共通基準で各ケースの役割分担を明確化するなど、市町が児童相談業務により一層主体的に関わっていけるような方策について引き続き検討を進めることが必要です。

- 県内の市町においては、児童相談専任の職員配置が困難であることから、家庭相談員等非正規職員がその役割を担っており、専任の正規職員が配置されている市町は29市町中8市町のみ(平成28年度)です。

県全体の児童相談体制の強化に向けては、市町のより主体的な関わりが必須であり、そのため、市町の児童相談体制強化に向けた予算・人員等の充実が不可欠です。

- 要保護児童の8割近くを占める、施設入所児童の処遇向上と職員体制の強化を図るため、本県では平成27年度から、地域小規模児童養護施設および乳児院のユニットケアに対し、ユニットリーダーの配置および児童指導員等の加配への補助を行っています。

平成27年度から職員配置基準が引き上げられたものの、施設職員の休暇や勤務ローテーション、緊急対応や研修の受講等を考慮すると、経験の浅い職員が一人で対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、個別的な関わりを必要とする子どもの対応等に関して、1ユニット3人程度の職員では必ずしも十分とは言えない状況にあり、職員体制のさらなる充実が必要です。

母子保健施策を通じた虐待予防

- 「産婦健康診査事業」は、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するものとして大いに期待するところですが、その対象は産後ケア事業実施市町村における産婦健康診査に限定されています。
- 産後ケア事業を実施していない市町村であっても、家庭訪問、育児相談や教室等を通じて支援の必要な方のフォローを行うことは可能です。産後うつは、どの妊産婦にもおこる可能性があり、今般の児童福祉法および母子保健法の改正の趣旨に鑑み、すべての市町村での取組としていく必要があります。
- また、うつによるネグレクトや児への虐待等の発見には、母親の健康状態だけでなく児の身体発達・精神発達の観察も含めた総合的な判断と支援が必要であり、母親の産後健診にあわせて児の健診を実施する必要があります。確実に児の状況把握を行うためには、現在、地方交付税措置をされている乳幼児健診に産後健診とあわせて実施する児の健診についての実情に応じた助成が必要です。

県担当課名 健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、環境生活部私学課、教育委員会事務局教育財務課、教育委員会事務局生徒指導課
関係法令等 子どもの貧困対策の推進に関する法律、児童福祉法、児童福祉法施行令、高等学校就学支援金の支給に関する法律
高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱

7 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進 ～子どもの貧困対策～

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

生活困窮家庭およびひとり親家庭の子どもに対する学習支援

- ・学習支援(進学支援、授業の復習、学習の習慣づけ)
- ・居場所の提供(安心して通える場所の提供、日常的な生活習慣の形成)
- ・進路相談等(進学に必要な奨学金などの情報提供)
- ・高校進学者の高校中退の防止(個別相談の実施)
- ・親への養育支援(子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供)など

課題

◇ 県や市町が実施する学習支援事業を利用できない子どもが生じることのないよう、国庫負担率(1/2)を引き上げ、各自治体が事業に取り組みやすい体制を整備することが必要である。

「児童扶養手当」の増額による経済的支援

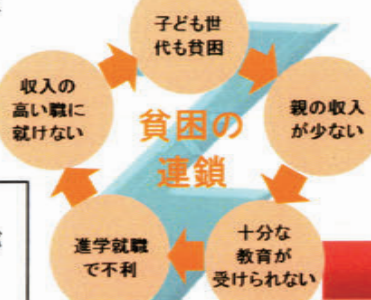
子どもが一人の場合(全部支給) 42,290円
 子ども2人目の加算額(〃) 5,000円 ⇒ **9,990円**
 子ども3人目以降の加算額(1人につき)(〃) 3,000円 ⇒ **5,990円**
 *H28.8月から増額(H29.4月から改定)

増額したけれど

課題

- ◇ 第1子の手当額との差が大きく、手当の支給回数(年3回)の増とともに手当額の増額が引き続き必要である。
- ◇ また、これに伴う事務的経費等の増加に対する財政的支援が必要。

子ども世代も貧困
貧困の連鎖



「高等職業訓練促進給付金」の充実による保護者への就労支援

支給額は月額10万円
 支給期間の延長:2年→**3年**
 対象資格の拡大:2年以上修学する資格→**1年以上修学する資格**
 (調理師や製菓衛生師も新たな対象に)*H28.4月から実施

課題

◇ 支給条件は充実されたが、給付額は平成24年度以降の適用分から減額されたままとなっているので、ひとり親家庭の修業期間中の生活負担を軽減するため、給付額を増額する必要がある。

児童養護施設退所児童等に対する生活支援



課題

- ◇ 児童養護施設や里親の元を離れ自立していく子ども達は、親や家庭の支援が得られないこと等から、退学や離職、転職を繰り返す状況があり、特に、児童養護施設を退所した者の多くが、最も頼りにしているのは出身施設であることから、入所中から退所後まで一貫した支援を行う職員配置が必要である。
- ◇ また、自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間(5年間)を短縮し、退所者等の負担軽減を図る必要がある。

【提言・提案項目】

- 1 家庭の経済状況にかかわらず子どもたちが学習する機会を得て希望する進学につなげることができるよう、地方自治体を実施する子どもの学習支援事業に対する財政的な支援を強化すること。
- 2 ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額を増額すること。
- 3 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるための「児童扶養手当」の支給回数を含めた改善検討の早期実施と支給額の増額を図ること。また、支給回数増に伴い必要となる費用について財政的な支援を行うこと。
- 4 児童養護施設退所後の円滑な自立を支援するため、入所中から退所後まで一貫した支援を行う職員を児童養護施設に配置できるよう、措置費の見直しを行うとともに、自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間(5年間)を短縮し、退所者等の負担軽減を図ること。また、児童養護施設等を退所し、進学する者に対する給付型奨学金の充実を図ること。
- 5 子どもの貧困対策の観点から、高等学校等就学支援金および高校生等奨学給付金について制度のさらなる充実を図ること。

【健康福祉部、環境生活部、教育委員会】

7 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進 ～里親委託や特別養子縁組の推進～

(厚生労働省)

里親制度と養子縁組の現状

児童福祉法の改正 (平成 28 年 5 月)

- 児童福祉法の理念の明確化
⇒いわゆる「子どもの権利」が初めて明確化
⇒家庭と同様の環境における養育の推進
- 児童虐待の発生予防
- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 被虐待児童への自立支援
⇒**都道府県の業務として、「里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援」と「養子縁組に関する相談・支援」を位置付け**

改正後の動き

- 地方交付税の児童福祉費の単位費用算定基礎を見直し、里親保護受託者の指導と希望者の開拓に関する事務を措置
- 特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしている。

交付税の上乗せなどの支援が必要！

普通養子縁組制度と特別養子縁組制度

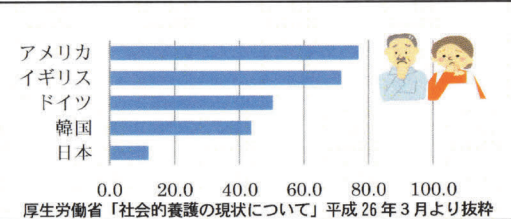
- 普通養子制度は、ほとんどが成年養子で、多くが「後継ぎ確保」や「扶養」を目的とするもの
- 特別養子縁組制度は「子の最善の利益」を目的としたもの

《特別養子縁組制度の問題点》

- ・年齢が6歳未満と限定
- ・子どもの意見が反映されない
- ・父母の同意を重要視しすぎ
- ・審判の基準が厳しい

**特別養子縁組数は
普通養子の 1/150**

諸外国における里親等委託率の状況 (平成 22 年前後)



- ・欧米主要国の概ね半数以上が里親委託
- ・日本では施設：里親の比率が 9：1

里親制度・特別養子縁組に関する全国調査

- ・里親になりたい 91%
 - ・里親制度を知っている 58%
 - ・特別養子縁組を知っている 46%
 - ・里親と特別養子縁組の違いを知っている 20%
 - ・普通養子縁組と特別養子縁組の違いを知っている 15%
- (平成 28 年 3 月 日本財団調査より抜粋)

	養子縁組件数	特別養子縁組件数
H23 年度	81,556	374
H24 年度	81,383	339
H25 年度	83,647	474
H26 年度	83,611	513
H27 年度	82,592	544

(養子縁組件数：法務省戸籍統計)
(特別養子縁組件数：法務省司法統計)

現行の里親手当等

- 高校の入学にかかる経費 (現行 61,030 円/人)
 - 高校の授業料・部活動費・通学費等にかかる経費 (現行 (公立) 22,910 円/月)
 - 就職時の運転免許取得のための経費 (現行 56,570 円/人)
 - 放課後児童クラブ利用料 (現行 なし)
- 手当の充実が必要！**

里親支援等を行う民間機関への支援

- 新たに民間へ委託できる里親支援事業・養子縁組を行う養子縁組あっせん事業者への支援

児童養護施設入所児童の里親委託推進

- 支援活動費補助 (225 万円/1 施設・年)

財政支援が必要！

さらなる取組の充実が必要！

子どもの家庭養育推進官民協議会 (H28. 4. 4 発足)

- 趣意** 子どもの「最善の利益」の実現のために、すべての子どもが愛情豊かな理解ある家庭環境の下で成長できる社会を目指す。
- 構成** 家族分離の予防や里親委託・養子縁組の推進などの取り組みを進める、自治体 (県 11、市 9) と民間団体 (13) からなる、全国初の組織 (会長 鈴木三重県知事)。
- 取組** 自治体、民間団体の情報共有・ネットワーク化。研修会 (先進事例や各参加団体の取組の紹介等) やフォーラムの実施。里親制度の普及・啓発を連携して進め、先進事例や参加団体の取組を調査研究し、国へ政策を提言していく。



H28. 9. 8 塩崎厚生労働大臣 表敬訪問

課題

- 里親委託、養子縁組について正しく理解されていない。
- 里親の不足。里親家庭の経済的・心理的負担の軽減。
- 特別養子縁組成立件数は、年間 500 件程度にとどまっている。

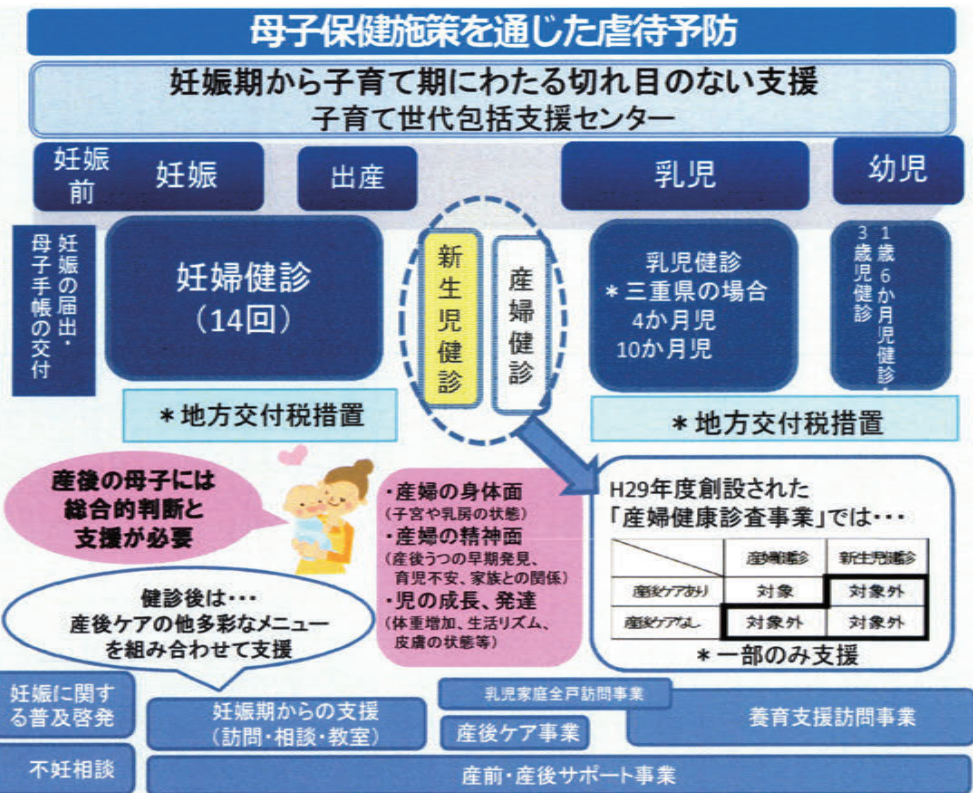
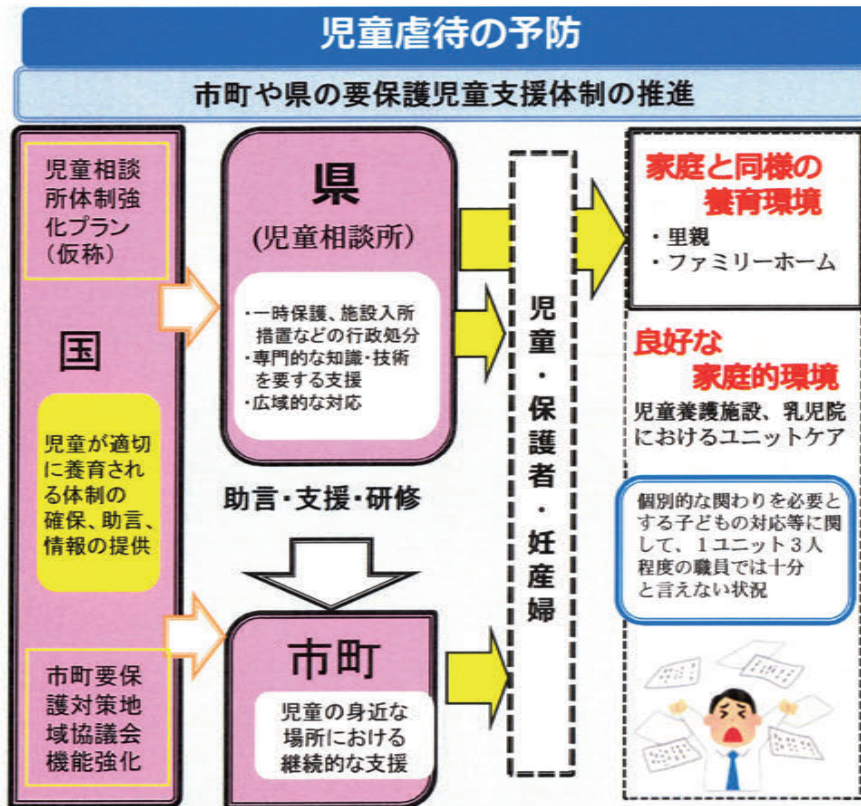
【提言・提案項目】

- 1 児童家庭福祉の増進を図る観点から、都道府県に対する地方交付税措置の拡充を図り、里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援や養子縁組に関する相談・支援の取組を促進するとともに、里親支援等を行う民間機関に対して財政支援を行うこと。
- 2 里親が社会的養護の担い手として十分な活動ができるよう、里親手当等の更なる充実を図ること。また、里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。
- 3 施設入所児童の里親委託を推進するため、施設の安定運営に資するよう財政支援を行うこと。
- 4 里親委託や特別養子縁組に対する国民の理解を促進し、社会的認識を高めるため、里親月間 (10 月) や「養子の日」(4 月 4 日) 等を利用した広報・啓発活動を積極的・集中的に実施すること。
- 5 子どもに永続的 (パーマネンシー) な家庭を保障するという観点から、特別養子縁組を社会的養護のなかに明確に位置付けること。
- 6 特別養子縁組をより広く要保護児童に活用できるようにするため、原則 6 歳未満とされている現行の年齢制限の見直し、児童相談所への特別養子縁組申立権の付与、子どもの意見表明と出自を知る権利の保障、養子縁組成立前後の養親や子どもに対する支援などに関する検討を更に進め、制度の改正に反映させること。

【健康福祉部】

7 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進 ～児童虐待の予防・母子保健施策を通じた虐待予防～

(厚生労働省)



課題

- 児童相談所の法的対応力・介入型支援のさらなる強化
- 児童相談所における児童福祉司の設置基準見直しによる増員
- 市町の児童相談専任の職員配置の充実
(児童相談専任の正規職員配置は29市町のうち8市町のみ)

妊産婦の自殺 妊産婦死亡の約2倍!

妊産婦の自殺は、出産数10万人当たり 8.5人
妊産婦死亡率4.1人 (05～13年平均) の約2倍!

産後1年未満の自殺者の約6割にうつ病や統合失調症等の精神疾患の通院歴 (うち半数に「産後うつ」)

医療と行政が連携し、リスクが高い女性をフォロー

東京都監察医務院・順天堂大学調査H28.4.23の日本産科婦人科学会で発表

- 【提言・提案項目】**
- 1 児童相談所における児童虐待の法的対応力、介入型支援の強化や、関係機関の連携・協力体制構築のための財政措置を充実すること。また、児童相談の第一義的な窓口である市町村の相談体制の強化のための財政措置を充実させること。
 - 2 児童虐待などを原因として、児童養護施設等での生活を余儀なくされている児童が、より家庭に近い環境で生活できるよう整備を進めている中で、家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件を緩和するため、さらなる小規模グループケア体制への職員加配等の充実を図ること。
 - 3 新たに創設された「産婦健康診査事業」の財源の確保を図り、すべての市町村を対象とした補助制度とすること。産婦健診に併せて行う新生児(2週間・1か月)の健診費用についても実情に応じた費用助成を行うこと。

8 家庭の教育力向上への支援

(内閣府)

【提言・提案項目】 制度・予算

家庭の教育力向上に取り組む地方を支援するため、既存のネットワークを活用した取組や子育て家庭を支える人材の育成など地域の多種多様な実情に応じてきめ細かな取組が継続的に実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の対象拡大などにより、財源を確保すること。

《現状・課題等》

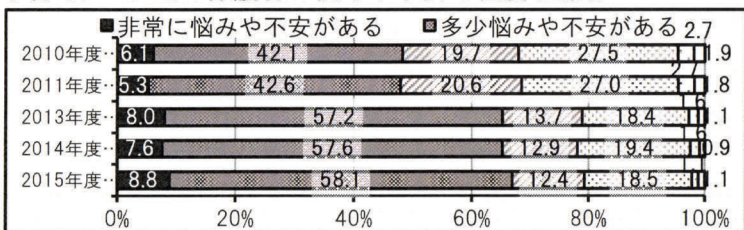
- 少子化の進行や共働き家庭の増加をはじめとする近年の大きな環境変化の中で、家庭の規模や形態、家族形成の契機、家族同士の関わり方など、家庭・家族の有り様は多様化し、子育てやしつけ、教育に不安を感じる保護者、虐待や貧困といった困難な課題を抱える家庭が増加しています。
- 家庭は、子どもが初めて出会う社会であり、人間が生きていく上での基本的な単位です。子どもの自立を促し、人格の形成を担う家庭教育は、まさに「教育の原点」であり、家庭がその役割を十分に果たせるよう、家庭を取り巻く地域、学校等、企業、行政などが一体となって多様な家庭や、子どもの育ちを支える社会環境づくりが求められています。
- そのためには、国や県は、住民に身近な自治体として、地域の実情に応じた家庭に寄り添う施策を実施する市町村との役割分担をふまえ、連携・協力した取組を進めることが不可欠です。
- 地方自治体の取組を支援する取組として地域少子化対策重点推進交付金がありますが、対象分野が結婚に対するもの、子育てについても乳児期を中心となっているなど限定されています。
- このため、地方の家庭の教育力向上する取組を推進するには、既存の地域のネットワークの活用なども含め地域の実情に応じたきめ細かな取組を継続的にできるよう、地域少子化対策重点推進交付金の対象拡大などによる財源の確保が必要です。
- 国においても家庭教育支援に関する法制化の動きもあるなか、未来への投資として、都道府県や市町村への財政的な支援を講じる必要があります。

8 家庭の教育力向上への支援

(内閣府)

- ・ 少子化や共働き家庭の増加等をはじめとする子どもを取り巻く環境の変化（家庭の多様化、孤立化、貧困等）
 - ・ 子どもの生活習慣等に課題がある（就寝時間、スマホ利用等）
- 「教育の原点」である家庭教育の充実が求められている
家庭の自主性を尊重したうえで、地域との協創が必要

子育てについての保護者の悩みや不安の程度(全国)



資料：公益社団法人日本PTA全国協議会「平成27年度教育に関する保護者の意識調査報告書」

現在の取組内容



交流、学びの機会

28年度には、家庭教育応援のあり方についての基本方針と望ましい取組方策を示した「**みえ家庭教育応援プラン**」を策定

玉城町「ノーバディーズパーフェクト」(仲間づくり)



人材育成

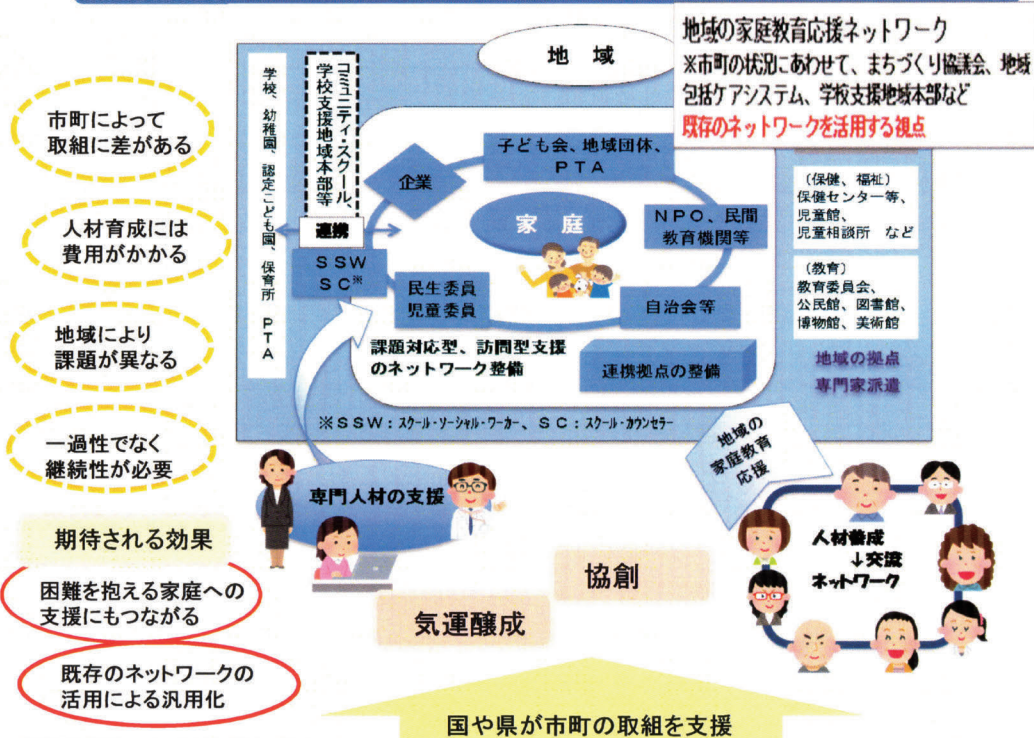


生活リズムの定着

三重県「孫育て講座」

四日市市「父親の子育てマイスター講座」 生活習慣チェックシート(3,4・5歳児版)

今後注力する取組「家庭教育を応援する地域のネットワークづくり」等



課題（財源）

- ・ 家庭を取り巻く地域、学校等、企業、行政等などが一体となって多様な家庭を継続的に支えていく必要があるが、財源の確保が困難（既存の国の交付金等は対象等にしぼりがあり、活用しづらい）
- ・ 家庭教育を応援する取組は、すぐに成果はでないが、未来への投資として、速やかに取り組む必要がある。

“子どもたちの豊かな未来の実現に向けて！”

【提言・提案項目】

家庭の教育力向上に取り組む地方を支援するため、既存のネットワークを活用した取組や子育て家庭を支える人材の育成など地域の多種多様な実情に応じてきめ細かな取組が継続的に実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の対象拡大などにより、財源を確保すること。

【健康福祉部】

9 国民健康保険制度改革の適正な推進

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

平成 30 年度からの国民健康保険財政運営の都道府県化に向け、以下の措置を講ずること。

- 1 国民健康保険制度改革の前提条件である財政支援策(平成 29 年度予算において先送りとなった財政安定化基金の不足分の早期積み増し、平成 30 年度から実施予定の保険者努力支援制度等への財政支援)を確実に実施すること。
- 2 国と地方の協議の場である「国保基盤強化協議会」における議論を早期にまとめ、納付金等の算定に向けた公費の考え方など、各都道府県における準備作業に必要な資料を速やかに提示すること。

《現状・課題等》

- 1 平成 27 年 2 月に国保基盤強化協議会で合意した財政支援拡充について、平成 29 年度予算において財政安定化基金の財源のうち 300 億円が減額され、後年度送りとなりました。

子どもの被保険者数等自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応や保険者努力支援制度などについて、市町村の期待も大きく確実な実施が必要です。

後年度送りとなった財政安定化基金の不足分に対する積み増し 300 億円、平成 30 年度から実施予定の保険者努力支援制度等への毎年度の財政支援 1,700 億円について、国による確実な財源確保が必要です。

- 2 県内市町において、当初予算編成作業、保険料率変更の検討、被保険者への周知等、制度改革の準備を進めるにあたって、できるだけ早くより精度の高い納付金額や激変緩和必要額等を県が示すことが必要です。納付金額算定に用いる仮係数は 10 月下旬でないと国から提示されないことから、県内市町における当初予算編成作業等に間に合わせるためには、県において納付金等を推計し、仮の納付金額等をもって準備を進める必要があります。

納付金等の推計に必要な「納付金等の算定に向けた公費の考え方」、「国保事業費納付金等算定ガイドライン」の確定版をはじめとして、制度改革の準備作業に必要な資料の早急な提示が必要です。

県担当課名 健康福祉部医療対策局医務国保課
関係法令等 国民健康保険法

9 国民健康保険制度改革の適正な推進

(厚生労働省)

国保の構造的課題

- ①年齢構成が高く、医療費が高い。
→被保険者数の減少もあり、1人当たり医療費は増嵩
- ②平均所得が低く、所得に占める保険料の割合が高い。
→保険料負担が重く、納付能力に限界がある。

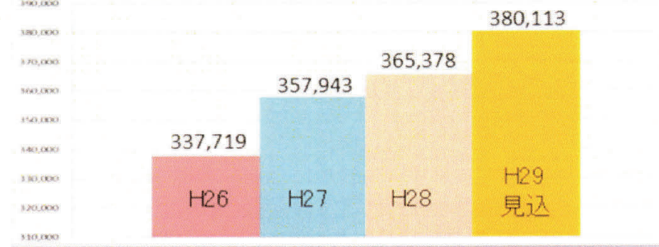
対応策

健康づくり事業の推進、保険給付の適正化、保険料収納率向上等、医療費全体を引き下げ、保険料収入を増やす取組

三重県の状況

①60歳から74歳までの被保険者が56.1%(平成27年度)

●一人当たり医療費推移(H26～29見込)



②被保険者のうち、無職者世帯が42.3%(平成26年度)

保険者の取組に対する支援(財源)が必要

納付金の試算

(27年度実績と29年度試算を比較した結果)

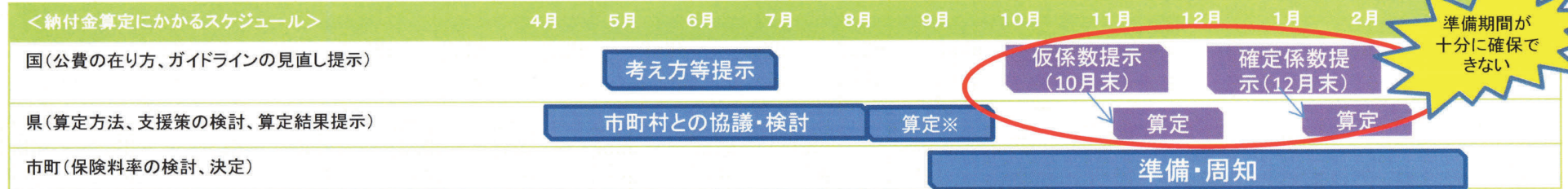


三重県29市町のうち23市町において、一人あたり保険料額が増加する。

保険料負担が増加する市町村への支援(激変緩和措置)が必要

取組支援と激変緩和措置を講じるための安定した財源確保等→国民健康保険制度改革の前提条件

平成30年度からの制度改革に向けた準備期間・周知期間の確保



※10月末の仮係数提示を待っている間は、検討・作業時間が十分に確保できないため、仮の納付金で準備を進める必要がある。

納付金算定にかかる方針等の早期提示が必要

【提言・提案項目】

平成30年度からの国民健康保険財政運営の都道府県化に向け、以下の措置を講ずること。

- 国民健康保険制度改革の前提条件である財政支援策(平成29年度予算において先送りとなった財政安定化基金の不足分の早期積み増し、平成30年度から実施予定の保険者努力支援制度等への財政支援)を確実に実施すること。
- 国と地方の協議の場である「国保基盤強化協議会」における議論を早期にまとめ、納付金等の算定に向けた公費の考え方など、各都道府県における準備作業に必要な資料を速やかに提示すること。

【健康福祉部】

10 ジビエのブランド力向上と消費拡大の推進

(厚生労働省、農林水産省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 鳥獣被害防止特別措置法に捕獲した野生鳥獣の利用が位置づけられたことを契機に、ジビエが安全な食材として流通するよう、国のガイドラインよりも細かな全国統一の衛生管理基準を定め、適確な運用を徹底する仕組みを構築すること。また、ジビエ利用に適した捕獲・解体処理技術を有する人材の確保・育成に向けた取組を充実すること。
- 2 ジビエの消費拡大に向けて、ジビエの安全性や美味しさ、栄養特性などを、科学的な根拠等を示しながら広く国民にPRすること。

《現状・課題等》

- 1 獣害対策としての野生獣の捕獲が増加する中、本県では、全国でもいち早く、平成24年3月に「みえジビエ品質・衛生管理マニュアル」を策定し、ジビエの品質向上や衛生管理のための基準を細かく定めるとともに、平成25年12月には、マニュアルを遵守する解体処理、加工、販売、飲食に関わる事業者を登録する「みえジビエ登録制度」を全国で初めて設け、ジビエの安全・安心を確保する取組を進めています。

また、県内で捕獲された野生獣について、人への感染が懸念される病原体の保有状況や枝肉の微生物汚染の実態等を県独自に調査しており、動物由来の感染症の予防に努めているところです。

こうした取組は、安全で高品質なジビエを供給するために必要不可欠なものであり、鳥獣被害防止特別措置法に捕獲した野生鳥獣の利用が位置づけられたことを契機に、ジビエが安全な食材として流通するよう、国のガイドラインよりも細かな全国統一の衛生管理基準を定め、適確な運用を徹底する必要があります。

さらに安定供給に向けては、ジビエ利用に適した捕獲・解体処理技術を有する人材を継続して確保・育成することが重要であり、技術研修等の更なる充実を図るとともに、技術レベルの高度化・平準化を進めるため、資格認定制度の導入などを検討する必要があります。

- 2 国のジビエの消費実態調査によると、ジビエに対する印象は、「ヘルシー」などのプラスの印象と「獣の独特の臭いがしそう」「食中毒や安全性の不安がある」などのマイナスの印象が混在している状況にあります。

ジビエの消費拡大を図るためには、国が中心となって、ジビエの安全性や品質の高さ、美味しさ、栄養特性などを、科学的な根拠を示しながら、広く国民に向けてPRする必要があります。

県担当課名 農林水産部フードイノベーション課
関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、食品衛生法

みえジビエの推進に向けた取組

安全・安心で美味しい鹿肉・猪肉を提供する

「みえジビエ登録制度」日本初!

「みえジビエ登録制度」とは、その鹿肉・猪肉が、三重県が策定したマニュアルに沿って取り扱われた、安全で高品質なものかどうかを分かりやすくするための制度です。登録対象は、消費者の方へ届くまでに流通する施設で、このように幅広く対象としている制度は全国でも初めてです。

主な条件	鹿や猪を、人の食用として「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアルに基づいて解体処理・加工・販売・調理提供していること など
登録期間	毎年5月末日まで（3年ごとの更新制）
審査	三重県が、書類審査と現地調査を行います。

「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル

より安全で安心して美味しい鹿肉や猪肉を食べていただくために、三重県が食品衛生法による規定に加え、衛生管理や肉の品質向上のための高準を細かく定めています。

みえジビエの特徴

「みえジビエ」は、全国でもトップレベルの衛生管理・品質管理がなされた野生獣肉です。

三重県内で捕獲しています。

いつでもどこでも、誰が、どのようにに捕獲したか、捕獲時の状況まで、情報を追跡することができます。

止め刺し以外の方法で死亡した個体、病気が疑われる個体、品質が低下した個体は解体処理されません。

放血が不十分な個体、放血が速やかに行われていない個体は解体処理されません。

止め刺し・放血後、60分以内(鹿)、90分以内(猪)に解体処理施設に搬入します。

とさつ後24時間以内に4℃以下で保冷、保管しています。

解体処理前に食道・気道と直腸を結さつするなど、消化管内内容物による汚染を予防しています。

衛生的な処理のため、ナイフの入れ方にも気を遣って解体処理されています。

出荷前に金属探知機による検査を行い、異物混入を防止しています。

定期的な食中毒原因菌等の検査を行っています。

三重県独自の食品衛生検査の取組

県では、県内で捕獲された野生獣について、人への感染が懸念される病原体の保有状況や枝肉の微生物汚染の実態等を調査。野生獣を解体処理する食肉事業者に対し、調査結果を情報提供するとともに、科学的根拠に基づく監視指導を実施。

【検査項目】

- ・一般細菌・大腸菌群類
- ・E型肝炎ウイルス
- ・カンピロバクター
- ・放射性物質



みえジビエ推進協議会の設立（H28年8月）

県内のみえジビエ登録事業者を主体とした民間組織「みえジビエ推進協議会」を設立（H29年4月現在、24事業者が参加）
民間のネットワークを有効に活用して、安全安心な三重県産野生獣肉の供給確保と、みえジビエ登録制度の普及に取り組み、みえジビエのブランド力の向上、消費拡大を図る。

【具体的な取組】

- ・みえジビエ登録制度の普及、推進
- ・みえジビエポータルサイトを活用したトレーサビリティ情報やみえジビエ取扱店などの情報発信
- ・高品質な野生獣肉確保のための技術研修会の開催 等

「みえジビエ」登録事業者と県による商品開発やPRの取組

食肉加工事業者と県による「みえジビエ」を使用した調味生肉やハム・ソーセージなどの加工品を開発し、大手スーパーマーケットで販売



カレーチェーン「CoCo壱番屋」において、みえジビエコラボカレーの販売を、平成24年から毎年実施（累計販売 約2万6千食）

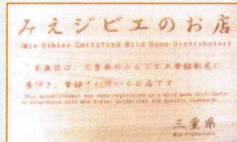


県内のさまざまなお店が連携して「みえジビエフェア」を開催
G7伊勢志摩サミットでは、猪肉回鍋肉など、みえジビエメニューが世界各国のメディア関係者に提供され、高い評価



課題① 衛生管理基準の統一と適確な運用

鳥獣被害防止特別措置法にジビエ利用の推進が位置づけられたことを契機に、ジビエが安全な食材として流通するよう、国のガイドラインよりも細かな全国統一の衛生管理基準を定め、適確な運用を徹底する仕組みが必要



課題② 捕獲・解体処理技術の高度化・平準化の推進

安定供給に向けて、ジビエ利用に適した捕獲・解体処理技術を有する人材を継続して確保・育成することが重要であり、技術研修等の更なる充実を図るとともに、技術レベルの高度化・平準化を進めるため、資格認定制度の導入の検討が必要



課題③ ジビエの消費拡大に向けたPRの実施

国の消費者調査によると、ジビエに対する印象は、「ヘルシー」などのプラスの印象と「獣の独特な臭い」などのマイナスの印象が混在しているため、安全性や美味しさ、栄養特性などの科学的根拠を示しながら、消費者に広くPRすることが重要

[悪い印象]	（思う%）		シカ肉・イノシシ肉の栄養成分		
	食中毒が不安	71.8	エネルギー (kcal)	タンパク質 (g)	鉄分 (mg)
	美味しくなさそう	41.3	147	22.6	3.4
	赤身のためヘルシー	39.5	268	18.8	2.5
[良い印象]	滋味があり美味しそう	45.1	253	17.1	0.6
		34.0	【七訂日本食品標準成分表2015】		

提言

- 1 鳥獣被害防止特別措置法に捕獲した野生鳥獣の利用が位置づけられたことを契機に、ジビエが安全な食材として流通するよう、国のガイドラインよりも細かな全国統一の衛生管理基準を定め、適確な運用を徹底する仕組みを構築すること。また、ジビエ利用に適した捕獲・解体処理技術を有する人材の確保・育成に向けた取組を充実すること。
- 2 ジビエの消費拡大に向けて、ジビエの安全性や美味しさ、栄養特性などを、科学的な根拠等を示しながら広く国民にPRすること。

11 農業の競争力強化および安全・安心な農村づくりに向けた農業農村整備事業の推進

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 基幹水利施設の機能保全や更新整備を行う国営施設機能保全事業および国営施設応急対策事業を着実に推進すること。また、国営かんがい排水事業で造成した安濃ダムの堆砂対策の継続・強化を検討すること。
- 2 農業用ため池・排水機場等の老朽化・耐震対策の着実な推進に向けて、農村地域防災減災事業の国庫補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減を図るとともに、同事業のうち平成 30 年度までとなっているハザードマップ作成などのソフト対策の国の定額補助期限を延長すること。
- 3 今後も補修・更新が必要な農業水利施設等が数多く存在することから、平成 30 年度までとなっている農業水利施設保全合理化事業の採択期間を延長するなど、水管理の省力化や水利施設の安全性向上等に向けた事業を継続すること。

《現状・課題等》

- 1 本県には、国営事業により造成された基幹水利施設として、中勢用水、青蓮寺用水、宮川用水があり、農業生産性向上に大きく貢献しています。しかし、その施設の多くは老朽化が進行しているため、引き続き、国営事業により更新整備を進めていただく必要があります。また、安濃ダムでは、計画を上回る堆砂により利水に影響が生じているため、早急に抜本的な堆砂対策を実施する必要があります。
- 2 県では、災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、三重県農業農村整備計画に基づき、ハード・ソフト両面の対策を実施しています。南海トラフ地震や内陸直下型地震、年々厳しさを増す風水害など、災害発生時の緊迫性が高まっている中、損壊により甚大な被害が懸念される農業用ため池や排水機場等の老朽化・耐震対策を着実に進める必要があります。
また、こうした対策の効果は、広く地域住民の生命や財産の保全に及ぶため、国庫補助率の嵩上げ等、地元負担の軽減を図るとともに、平成 30 年度までとなっているハザードマップ作成などの国の定額補助については、早急な対策を要する農業用ため池が数多く存在するため、制度の延長が必要です。
- 3 県内には、標準耐用年数を超過するなど老朽化した農業水利施設等（用水路・排水路等）が数多く存在することから、今後も、補修・更新等の保全・合理化整備を計画的に実施する必要があります。このため、平成 30 年度までとなっている農業水利施設保全合理化事業の採択期間を延長するなど、機能保全計画策定に要する経費の国の定額補助を含む施設整備事業の継続が必要です。

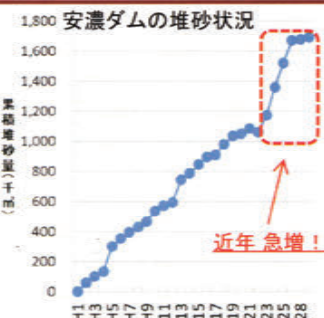
県担当課名 農林水産部農業基盤整備課

関係法令等 土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱、農業水利施設保全合理化事業実施要綱

11 農業の競争力強化および安全・安心な農村づくりに向けた農業農村整備事業の推進

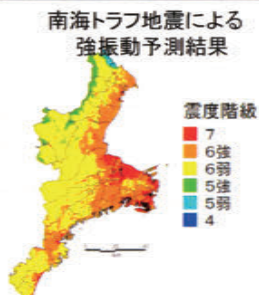
(農林水産省)

現状と課題(1) 地域の基幹産業である農業の生産性向上に大きく貢献する国営事業の着実な推進が必要



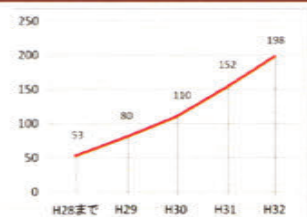
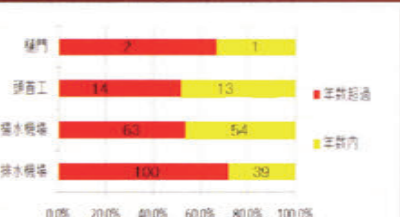
- 国営事業により造成された基幹水利施設として、中勢用水、青蓮寺用水、宮川用水があり、地域農業の生産性向上に大きく貢献
- 築造から30~50年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、引き続き国営事業により**計画的な更新整備**が必要
- 安濃ダム(中勢用水)では、計画を上回る堆砂により利水に影響が生じていることから、**堆砂対策の継続・強化**が必要
【計画堆砂量の2倍超 (計画堆砂量66万m³に対し平成28年堆砂量169万m³)】

現状と課題(2) 農業用ため池・排水機場等の老朽化・耐震対策の着実な推進と事業実施に伴う地元負担の軽減、定額補助の延長が必要



- 県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、農業用ため池や排水機場等の**老朽化・耐震対策の着実な推進**が必要
- 農業用ため池等の老朽化・耐震対策の効果は、広く地域住民の生命や財産にも及ぶことから、**国庫補助率の嵩上げ**等による地元負担の軽減とソフト対策(ハザードマップ作成等)に要する経費の**国の定額補助の延長**が必要

現状と課題(3) 水管理の省力化や水利施設の安全性向上等に向け、老朽化した農業水利施設等の計画的な整備が必要



- 標準耐用年数を超過するなど老朽化した農業水利施設等(用水路・排水路等)が数多く存在することから、今後も補修・更新等の**保全・合理化整備の計画的な実施**が必要
- 計画的な保全・合理化整備に向け、施設の劣化予測や対策工法等をとりまとめる**機能保全計画の早急かつ着実な策定**が必要

10年後には、耐用年数を超過する施設の割合が90%となる。

- 提言
- 1 基幹水利施設の機能保全や更新整備を行う国営施設機能保全事業および国営施設応急対策事業を着実に推進すること。また、国営かんがい排水事業で造成した安濃ダムの堆砂対策の継続・強化を検討すること。
 - 2 農業用ため池・排水機場等の老朽化・耐震対策の着実な推進に向けて、農村地域防災減災事業の国庫補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減を図るとともに、同事業のうち平成30年度までとなっているハザードマップ作成などのソフト対策の国の定額補助期限を延長すること。
 - 3 今後も補修・更新が必要な農業水利施設等が数多く存在することから、平成30年度までとなっている農業水利施設保全合理化事業の採択期間を延長するなど、水管理の省力化や水利施設の安全性向上等に向けた事業を継続すること。

12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省、気象庁)

【提言・提案項目】 予算

- 1 東海環状自動車道東員IC～大安IC（仮）間を平成30年度開通、大安IC（仮）～岐阜県境間の開通見通しを早期公表すること。
新名神高速道路を一日も早く全線開通すること。
中京圏の高速道路の整備においても「道路を賢く使う取組」を検討すること。
- 2 熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の開通見通しを早期公表すること。
用地買収を支援する「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」の活用による熊野道路・新宮紀宝道路の整備を推進すること。
熊野IC～紀宝IC間の未事業化区間（約16km）を平成30年度新規事業化すること。
- 3 国道1号北勢バイパスの整備を推進、開通見通しの早期公表をすること。
国道23号中勢バイパスの整備を推進、開通見通しを早期公表、既開通区間の4車線化や立体化を推進すること。
鈴鹿四日市道路を平成30年度新規事業化すること。
- 4 国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）の整備を推進すること。
国道42号松阪多気バイパスの整備推進および今後の企業立地の増加に対応した既開通区間の4車化や立体化の早期着手をすること。
- 5 名神名阪連絡道路の早期事業化に向け、直轄調査による技術的な検討を推進すること。
鈴鹿亀山道路の早期事業化に向け、技術的な支援をすること。
- 6 南海トラフ巨大地震による津波浸水被害を軽減するため、木曾三川および鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川において地震・津波対策を推進すること。
- 7 川上ダムは、平成34年度の工期までに一日も早く完成すること。
木津川・服部川・柘植川および名張川の直轄河川改修事業を推進すること。
三重県内における木津川水系直轄砂防事業を推進すること。
- 8 七里御浜海岸における侵食対策を直轄事業化すること。
熊野川直轄河川改修事業を推進すること。
協議会でとりまとめた取組を確実に実施するため、国によるマネジメント強化すること。
- 9 平成33年開催「三重とこわか国体」会場を含む周辺の直轄海岸事業を強力に推進すること。
- 10 国営木曾三川公園（桑名七里の渡し公園）を早期に全面開園すること。
- 11 市町における警戒避難体制を支援するため、土砂災害警戒判定メッシュ情報を細分化して、システムの高解像度化を図ること。

《現状・課題等》

- 1 東海環状については、沿線地域で開通を見越した設備投資が進められているため、開通見通しの早期公表、一日も早い全線開通が必要です。新名神については、中部圏のものづくりを支え、物流の生産性を向上させる重要な国土軸となる道路であるため、一日も早い開通が必要です。
- 2 東紀州地域の地方創生や国土強靱化を支えるため、近畿自動車道紀勢線の整備が必要です。平成 29 年度より、事業中の「熊野道路」、「新宮紀宝道路」の用地買収を担う「近畿道紀勢線プロジェクト推進チーム」を新設し、三重県として支援します。
- 3 北勢バイパス、中勢バイパスは、生産性向上が期待でき、企業から一日も早い開通見通しの公表や早期整備が求められていることから、整備推進と開通見通しの早期公表が必要です。鈴鹿四日市道路については、北勢バイパスと中勢バイパスをつなぐ役割に加え、県が都市計画決定手続中の鈴鹿亀山道路との接続点になることから、平成 30 年度新規事業化が必要です。
- 4 国道 1 号桑名東部拡幅は、産業、観光振興に大きく寄与することからその整備推進が必要です。松阪多気バイパスは、企業の生産性向上を支援することから整備推進が必要です。
- 5 中京圏と近畿圏の連絡を強化するため、名神名阪連絡道路の事業化に向けた直轄調査の推進が必要です。鈴鹿亀山地域は、平成 32 年度の新規事業化に向けて都市計画の手続きを進めており、事業化には高度な技術力が必要です。
- 6 日本経済を支える中部圏の「ものづくり産業」の一翼を担う、石油化学コンビナート等の生産拠点が浸水により操業停止となれば、日本経済への影響は甚大となります。河川遡上による津波浸水を防止するため、木曾三川および三重四川の堤防耐震などの対策が必要です。
- 7 伊賀地域の治水対策は、上野遊水地、川上ダム、木津川・服部川・柘植川の河道掘削が完成することで、治水安全度が向上するとともに、川上ダムで安定した水道水源確保が可能になります。このことにより、関西圏と中京圏の中間に位置する地の利を活かし、更なる企業立地が進み、生産性の向上が期待できることから、川上ダムは平成 34 年度の工期までに一日も早い完成、木津川・服部川・柘植川および名張川の直轄河川改修事業の推進、木津川水系直轄砂防事業の推進が必要です。
- 8 七里御浜海岸は海浜の侵食が著しく、県で人工リーフの設置や養浜等に取り組んでいますが、対策完了までは膨大な時間と費用が必要です。当海岸は熊野川流域の流砂系として海岸の侵食、河川の堆積土砂の対策、河口閉塞対策等の解決のために複雑な土砂供給の解析が必要なこと、国立公園や世界遺産に指定されていることへの配慮など、高度な技術力が必要であり、本県による対策には限界があります。また、抜本的な継続的な土砂供給を確保するには、複数県にわたる熊野川流域の総合的な土砂管理が必要です。
熊野川下流部の直轄管理区間には、生産拠点や人口が集積しているほか、熊野古道の来訪者は世界遺産登録以降、年々増加しています。観光客の安全確保や生産性向上を図るため、直轄河川改修事業の推進が必要です。
また、熊野川の中上流部が抱える堆積土砂や濁水の長期化等の課題を解決するためには、国による一元的な管理の下、総合的な治水対策が必要です。

9 中勢地域の生活や産業の中心地である津松阪港海岸の背後地は、直轄海岸事業が着々と進むことにより地震・津波に対するリスク軽減が進んでいます。一方、巨大台風や南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されていることから、さらなる事業の促進を図る必要があります。

また、平成33年に開催される「三重とわか国体」の開催に向け、三重県、津市共に会場周辺の整備に着手しています。国におかれましても、引き続き、会場周辺の整備を強力に推進することが必要です。

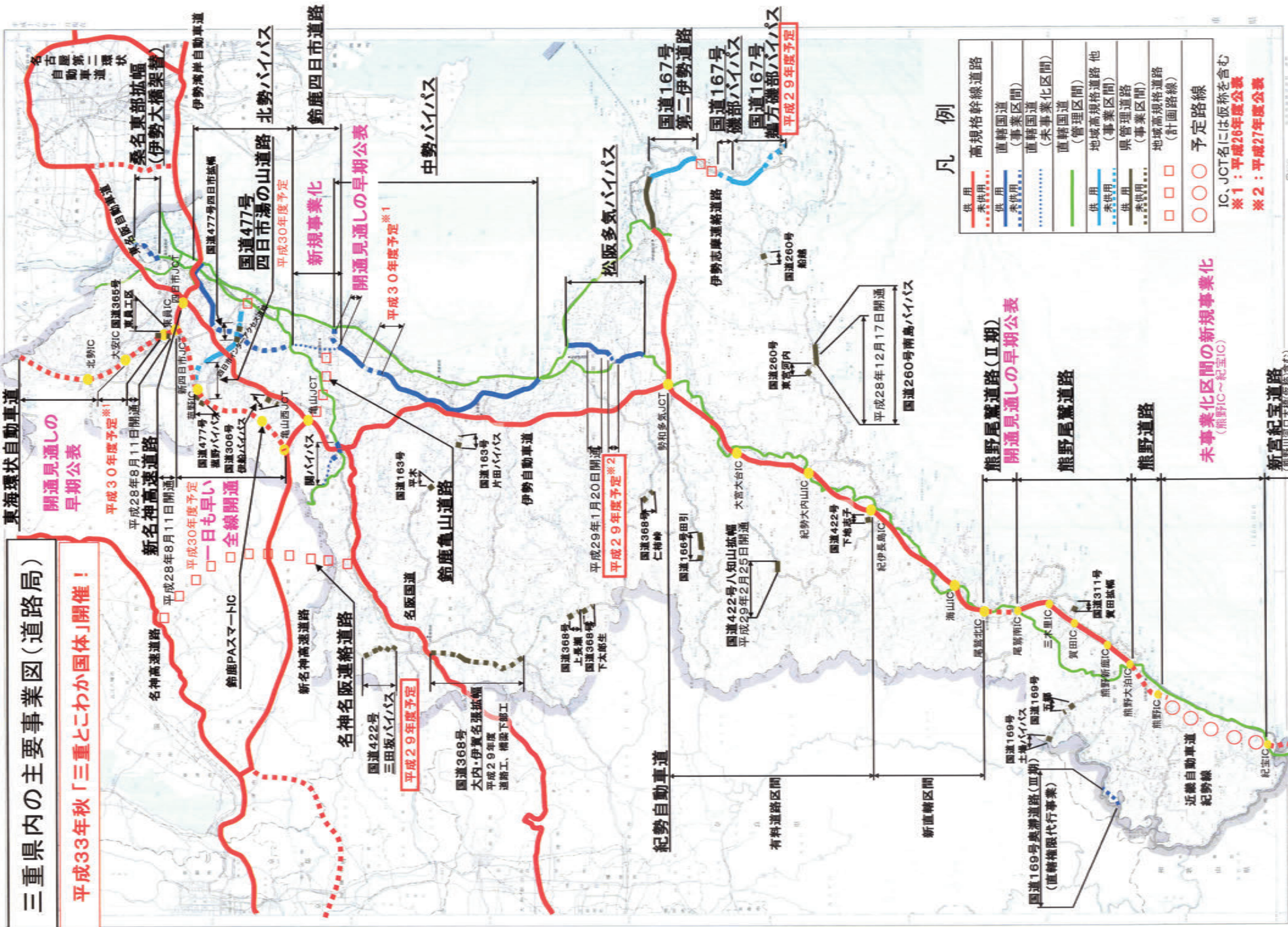
10 国営木曾三川公園（桑名七里の渡し公園）は、平成27年度に一部開園されましたが、木曾三川を軸とした交流と繁栄の歴史を紹介する場として、また地域活性化・交流促進のため、早期に全面開園することが必要です。

11 現在、市町村では、避難情報の発令に関して、5Kmメッシュ情報を活用し行っていますが、避難勧告発令単位よりも大きくくりであるため、きめ細かい対応ができていない状況です。そこで、メッシュ情報を1Kmにすることで、市町村が避難勧告発令区域を絞り込みができ、実効性を伴う避難行動がとれ、土砂災害から生命・身体を守るため、メッシュ情報の細分化による高解像度化が必要です。

県担当課名 県土整備部道路企画課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課、都市政策課
関係法令等 国土交通幹線自動車道建設法、道路法、河川法、砂防法、海岸法、港湾法、都市公園法等

三重県内の主要事業図(道路局)

平成33年秋「三重とこわか国体」開催!



凡例

供用	高規格幹線道路
未供用	直轄国道
供用	直轄国道(事業区間)
未供用	直轄国道(未事業区間)
供用	直轄国道(管理区間)
未供用	地域高規格道路他
供用	県管理道路(事業区間)
未供用	県管理道路(事業区間)
供用	地域高規格道路(計画路線)
○	予定路線

IC、JCT名には仮称を含む
 ※1：平成26年度公表
 ※2：平成27年度公表

熊野尾鷲道路(Ⅱ期)
 開通見通しの早期公表

熊野尾鷲道路

熊野道路

未事業化区間間の新規事業化
 (熊野IC～紀宝IC)

新宮紀宝道路
 (熊野川河口天龍橋(仮称含む))

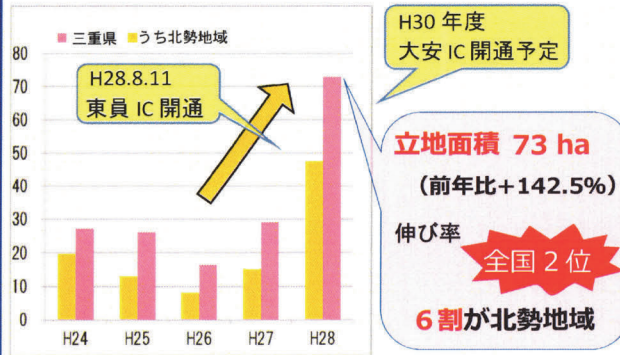
12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

中京圏のものづくりを支える高規格幹線道路整備推進（東海環状自動車道、新名神高速道路）

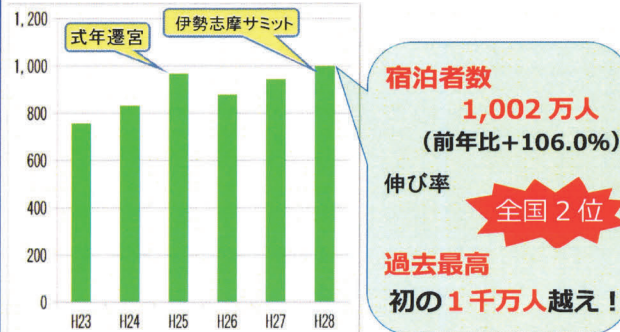
開通を見越した企業立地が促進

■三重県の新規工場立地面積動向 (ha)



観光客が増加する一方で幹線道路は渋滞

■三重県内のべ宿泊者数 (万人)



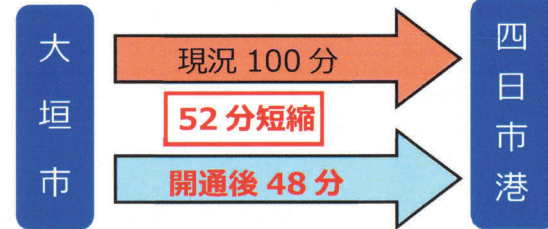
工場立地や観光などの好循環を維持し

生産性向上、地域活性化に資する

東海環状、新名神の一日も早い整備が必要



<東海環状自動車道>



所要時間が半分にになり四日市港の利用増を期待！

<新名神高速道路>

平成 30 年度中の一日も早い本線開通を！
鈴鹿 PA スマート IC の本線同時供用を！
亀山西 JCT の早期整備を！

<高速道路の料金体系を見直し

「賢く使う」検討を！>

首都圏：料金が対距離制を基本とした料金体系へ整理・統一

⇒ 交通が分散し、都心環状など都市部の混雑が緩和

近畿圏：均一料金区間と対距離料金区間の混雑を解消する

新料金制度が H29 年度からスタート

⇒ 整備促進のために必要な財源の確保を踏まえた見直し

中京圏でも道路利用者にとって円滑で安全、

使いやすい高速道路となるよう「賢く使う」を

実現するために合理的な料金体系の見直しを！

提言

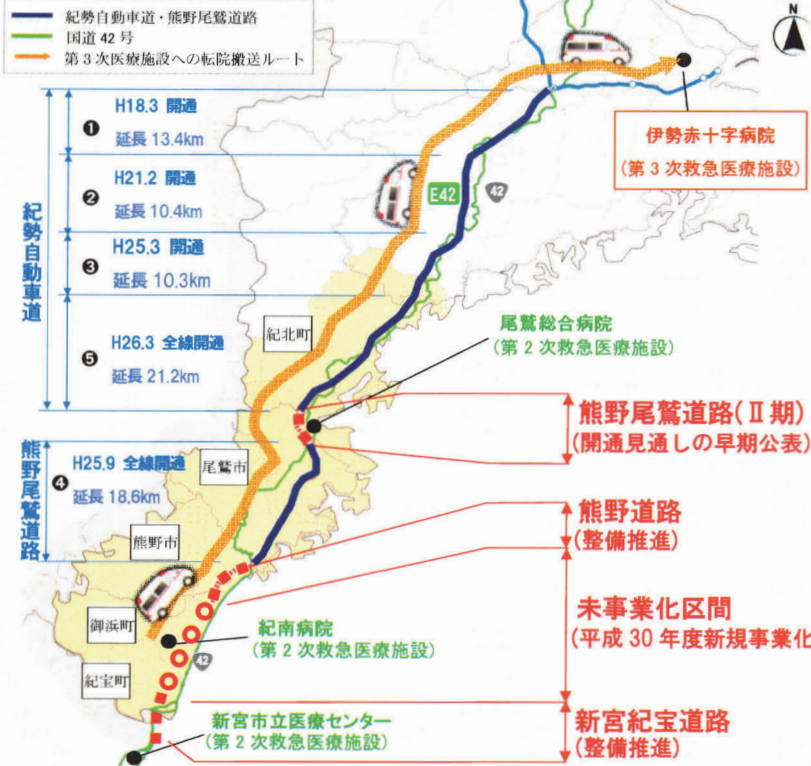
- 1 東海環状自動車道東員 IC～大安 IC (仮) 間を平成 30 年度開通、大安 IC (仮)～岐阜県境間の開通見通しを早期公表すること。
- 2 新名神高速道路を一日も早く全線開通すること。
- 3 中京圏の高速道路の整備においても「道路を賢く使う取組」を検討すること。

【県土整備部】

12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

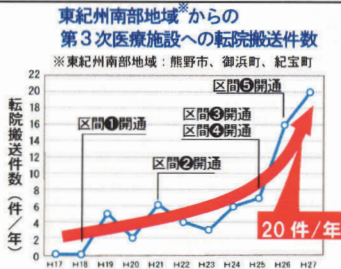
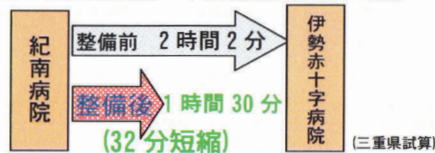
(国土交通省)

東紀州地域の地方創生や、国土強靱化を支える近畿自動車道紀勢線



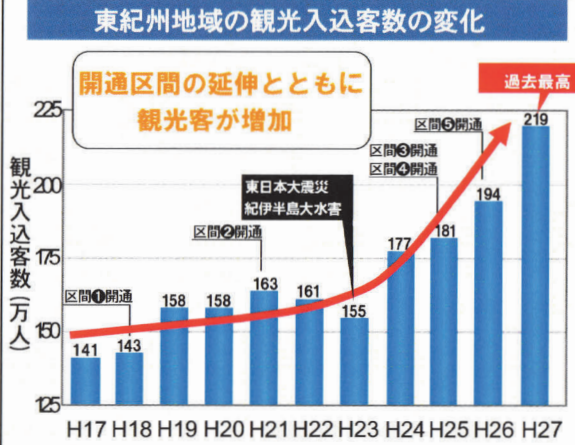
地域医療体制の変化

安定走行の実現、搬送時間の短縮により
第3次医療施設への転院搬送件数が増加



医療体制が向上。搬送時間のさらなる短縮のため早期整備を！

東紀州地域の観光入込客数の増加と三重県・熊野市の観光PRの取組



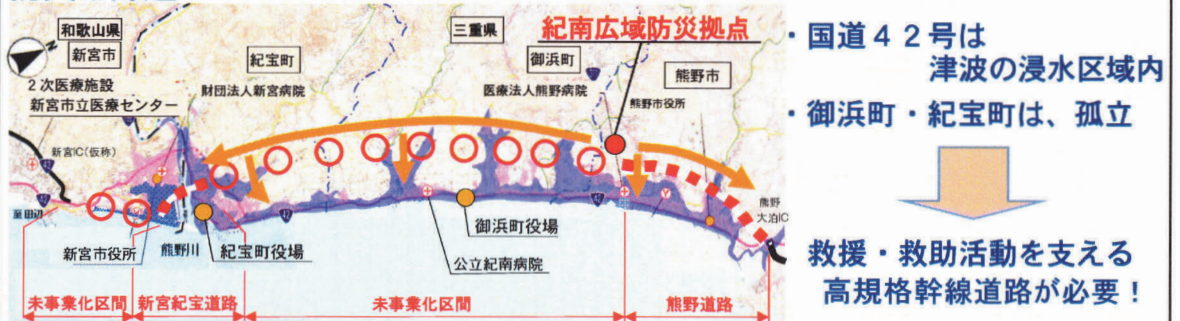
三重県・熊野市の観光PRの取組

- 人気アニメ番組サザエさんのオープニングオープニング映像で三重県の観光地を紹介 (放送期間：平成28年10月2日～平成29年3月26日)
- サザエさんが訪れた東紀州地域の観光地
 - 磯ヶ崎(熊野市)
 - 熊野古道・馬越峠(尾鷲市・紀北町)
 - 紀伊半島遊楽(熊野市)
 - ウミガメ公園(紀宝町)
- 熊野市メディア広告事業
 - ・紀勢線の開通をきっかけに取組
 - ・熊野市30秒CM
 - ・名古屋圏を中心に放送
 - 放送局：東海TV・中京TV・CBC 三重TV・東京MXTV

近くなったみえ熊野市へ
オリジナルソング「熊野が好き」が流れる

入込客数の増加と観光PRの取組が好循環 紀伊半島一周道路の早期整備を！

防災の課題



「熊野道路」・「新宮紀宝道路」の整備推進体制の充実

平成29年度より、三重県県土整備部に「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」を設置するなど、「熊野道路」・「新宮紀宝道路」にかかる用地交渉業務の体制を充実します。 総勢18名の体制

提言

- 1 熊野尾鷲道路(Ⅱ期)の開通見通しを早期公表すること。
- 2 用地買収を支援する「近畿道紀勢線推進プロジェクトチーム」の活用による熊野道路・新宮紀宝道路の整備を推進すること。
- 3 熊野IC～紀宝IC間の未事業化区間(約16km)を平成30年度新規事業化すること。

【県土整備部】

12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

北勢、中勢バイパスの整備推進と鈴鹿四日市道路の新規事業化により、生産性向上に寄与する道路ネットワークを形成！

<北勢バイパス>

投資が促進

沿線に世界最大のフラッシュメモリ工場で大規模な製造棟等建設にH29.2月着工。
(H30夏完成予定)

<中勢バイパス>

道路の延伸に伴い企業の立地が促進

中勢北部サイエンスシティの企業立地推移

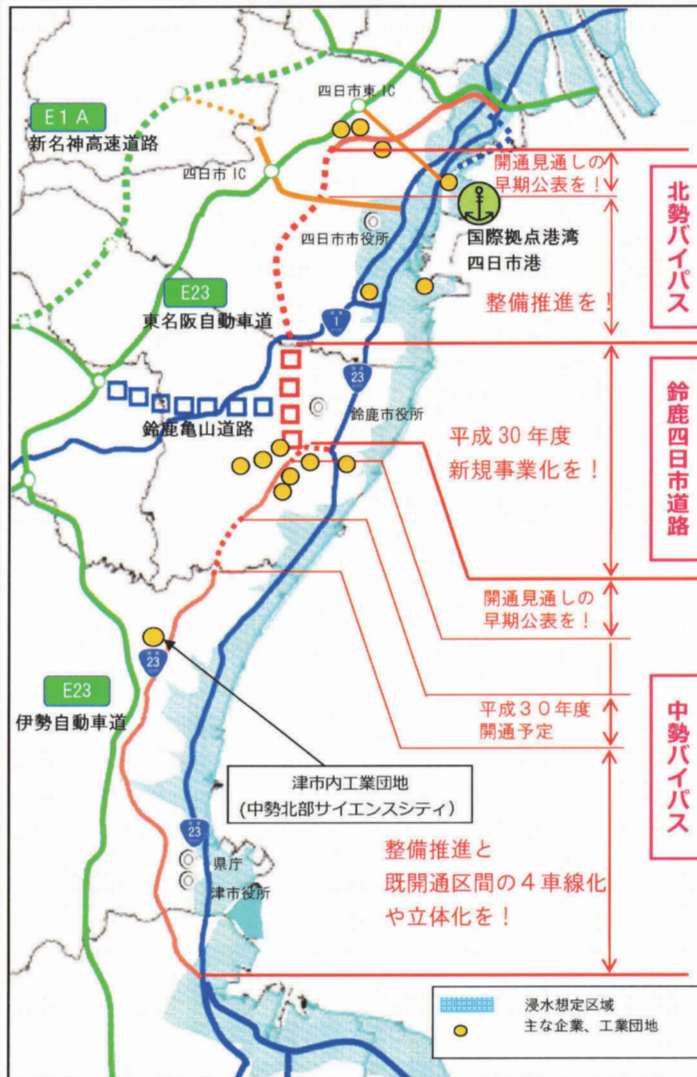
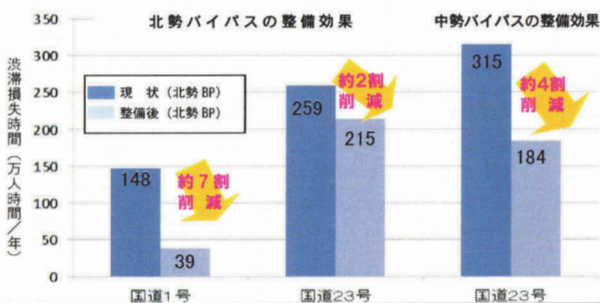


一方、国道1号・23号で渋滞が頻発

<北勢バイパス・中勢バイパスの整備効果>

交通量が転換し国道1号・23号の渋滞損失が大幅に低下

北勢バイパス・中勢バイパス整備による渋滞損失時間の変化



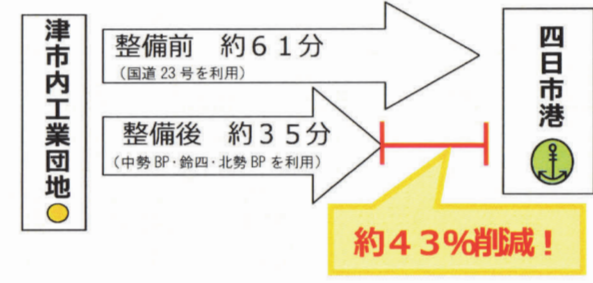
<鈴鹿四日市道路>

地域経済活性化のためには産業集積地をつなぐ物流ネットワークの確保が必要

鈴鹿四日市道路は、南北に北勢バイパスと中勢バイパスを東西に鈴鹿亀山道路をつなぐ広域な道路ネットワークの要！！

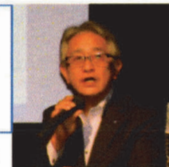
<鈴鹿四日市道路の整備効果>

所要時間の大幅な短縮により四日市港の利用増を期待



沿線企業も鈴鹿四日市道路の実現を待望

鈴鹿以南から北勢地区・中京圏への物流円滑化による生産性向上の実現を切望します



北勢中勢地域ものづくりシンポジウム(H28.9)

住友電装(株)取締役専務執行役員

提言

- 1 国道1号北勢バイパスの整備を推進、開通見通しの早期公表をすること。
- 2 国道23号中勢バイパスの整備を推進、開通見通しを早期公表、既開通区間の4車線化や立体化を推進すること。
- 3 鈴鹿四日市道路を平成30年度新規事業化すること。

【県土整備部】

12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

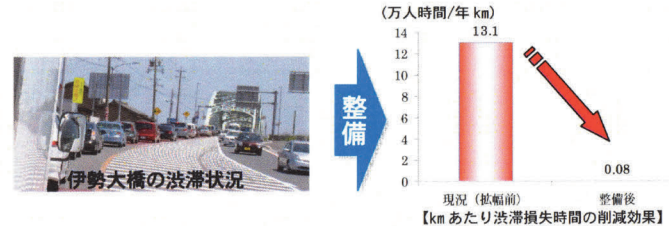
(国土交通省)

国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）により産業・観光振興に大きく寄与！



<大幅な渋滞緩和により移動時間の短縮>

桑名東部拡幅（4車線化）により走行速度が向上、渋滞損失時間が大幅に低下



<重量制限解除で物流効率化の支援>

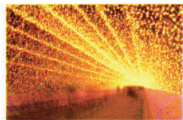
耐力不足による 20t 超過車両の制限が解除、国道1号（伊勢大橋）から東名阪自動車道（長島IC）間のコンテナ輸送が可能に！



橋の耐力向上で
20t超過車両の
制限解除！



<観光産業の更なる発展を強く支援>

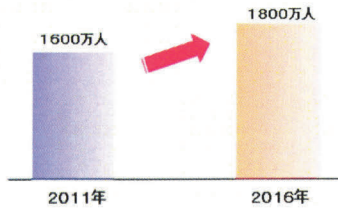


3年連続全国イルミネーションランキング 1位の
なばなの里



国内最大の国営公園
国営木曾三川公園
(桑名七里の渡し公園)

■ 桑名市観光入込客数

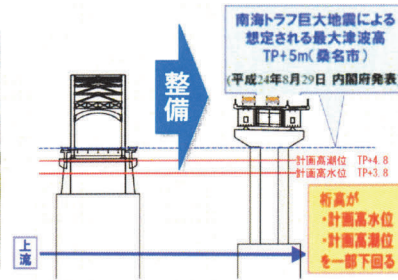


<堤防の高上げにより地域の安全・安心が向上>

架け替えにより緊急輸送道路としての道路機能が確保されるとともに、周辺の治水安全度が向上



伊勢大橋とその周辺は、
河川の高潮堤天端高より低い

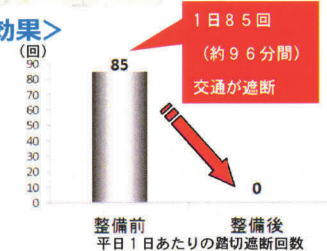


国道42号松阪多気バイパスで企業の生産性向上



<鉄道との立体交差化による効果>

平成28年度にJR紀勢本線と立体交差化され、踏切による遮断が「ゼロ」となり、円滑な交通が実現。



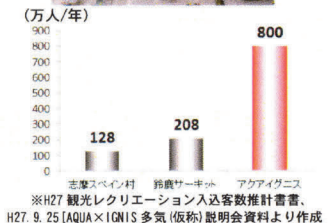
<企業の生産性向上を支援>

平成29年3月、松阪中核工業団地内に航空機部品を同一工場生産する国内初のクラスター工場が完成！



<観光振興を支援>

- 平成31年、多気町に国内最大級の滞在型複合施設が開業予定。
- 年間800万人もの来場者が見込まれ、スムーズな来場と地域活性化を支援。



提言

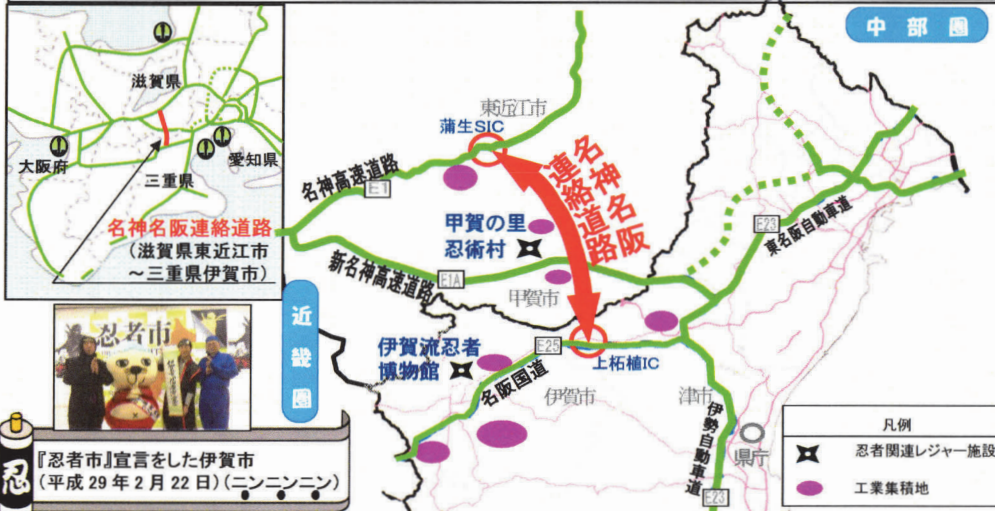
- 1 国道1号桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）の整備を推進すること。
- 2 国道42号松阪多気バイパスの整備推進および今後の企業立地の増加に対応した既開通区間の4車化や立体化の早期着手をすること。

【県土整備部】

12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

産業振興やインバウンド拡大に貢献する名神名阪連絡道路



企業活動を支援し、生産性の向上!

順位	都道府県	(百万円/千人)
1位	愛知県	5802
2位	三重県	5600
3位	滋賀県	4752
4位	山口県	4459
5位	静岡県	4185

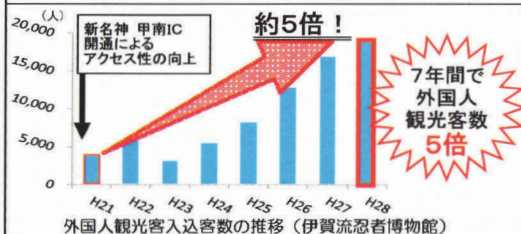
1人当たりの製造品出荷額
2位と3位

人口一人当たり製造品出荷額等 (H26)

早期実現に向け、高まる地域の期待!



NINJAによるインバウンドが増加! 観光による地域産業を活性化!



高規格幹線道路との接続には高度な技術が必要

三重と滋賀の県境を跨ぎ、
 名神・新名神・名阪国道の
 3つの高規格幹線道路を接続

高規格な道路を相互に連絡し、生産性向上に貢献する鈴鹿亀山道路

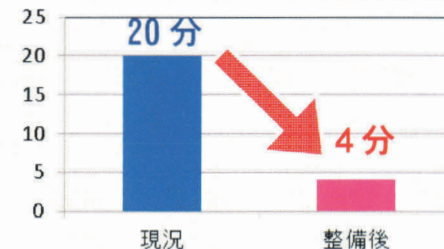
鈴鹿亀山地域 輸送用機器の製造品出荷額等

全国4位!



自動車専用道路へのアクセス時間が大幅に短縮

鈴鹿市街地の事業所から自動車専用道路ネットワークまでのアクセス時間が16分短縮され、生産性が大きく向上!



都市計画決定の手続きを実施中

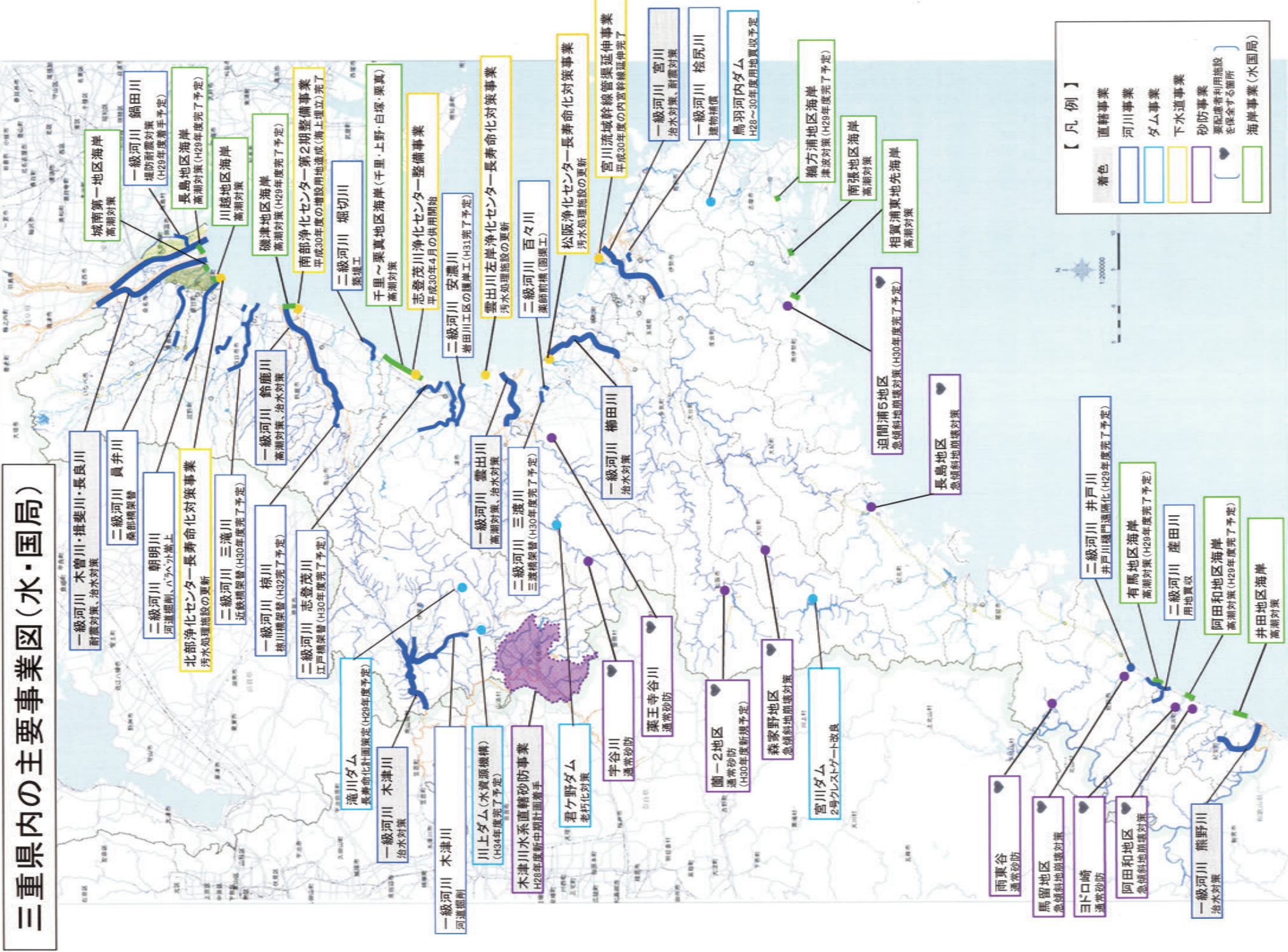


3つの高規格な道路(新名神高速道路、東名阪自動車道、鈴鹿四日市道路)と接続するため、鈴鹿亀山道路の事業化には高度な技術力が必要!

- 提言
- 1 名神名阪連絡道路の早期事業化に向け、直轄調査による技術的な検討を推進すること。
 - 2 鈴鹿亀山道路の早期事業化に向け、技術的な支援をすること。

【県土整備部】

三重県内の主要事業図(水・国局)



【凡例】

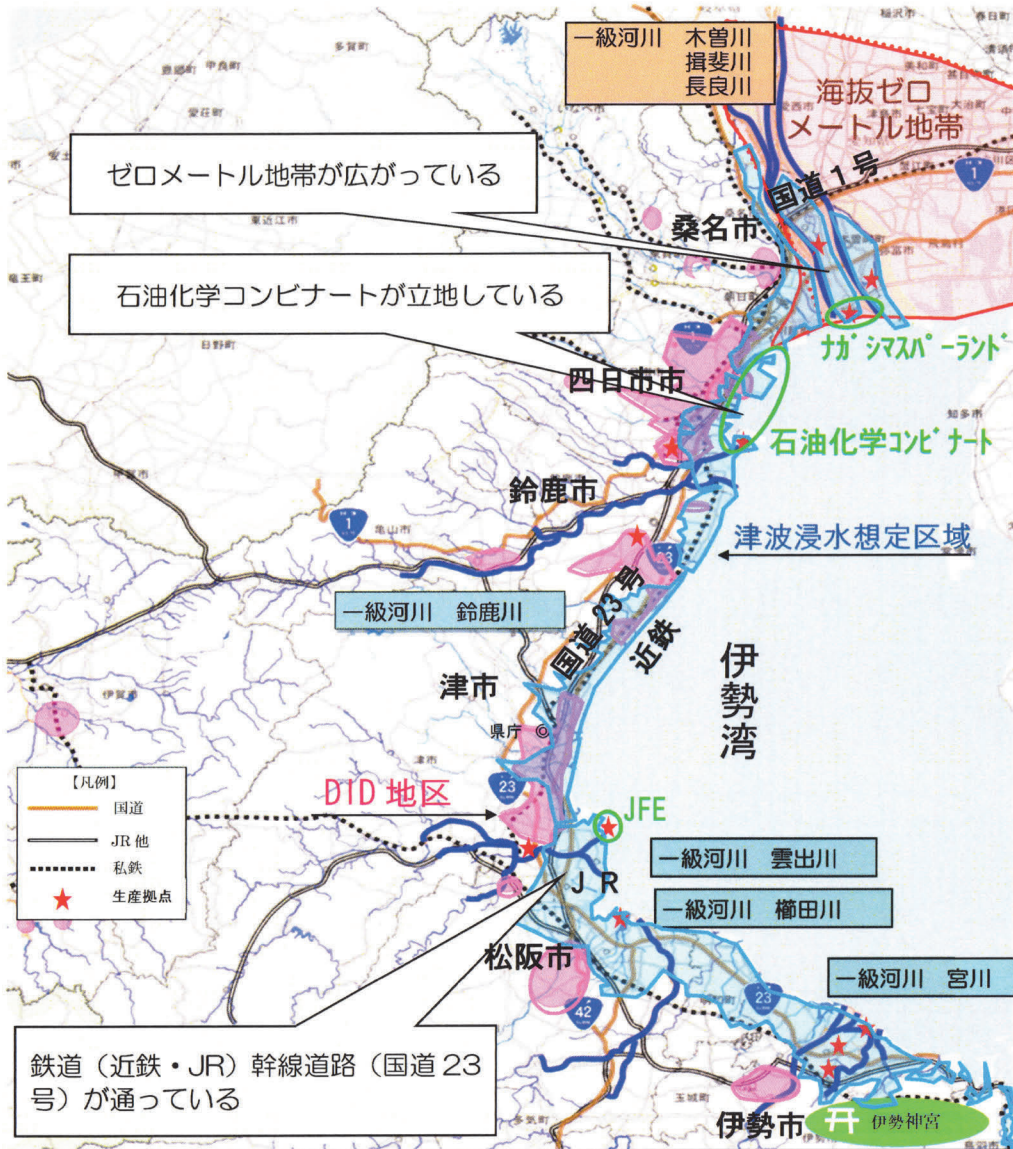
着色	直轄事業
■	河川事業
■	ダム事業
■	下水道事業
■	砂防事業
■	要配慮者利用施設を保全する箇所
■	海岸事業(水国局)

12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

木曾三川・三重四川

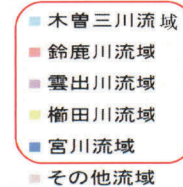
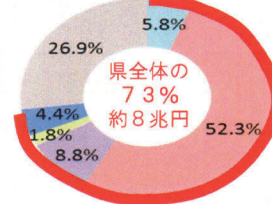
海拔ゼロメートル地帯をはじめとする低平地では、津波浸水被害を軽減するため、更なる地震・津波対策が必要！



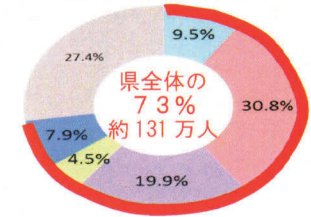
流域の特性

●生産拠点や人口が集積！

製造品出荷額等
全体：約10.5兆円



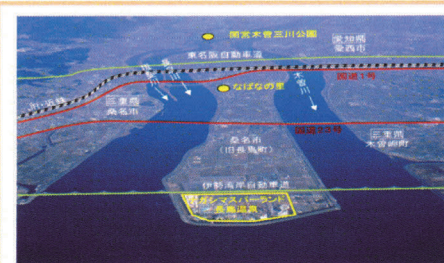
人口
全体：約181万人



●日本経済を支える中部圏の「ものづくり産業」の一翼を担う(四日市市は市町村別の製造品出荷額等が全国で10位(2016年))

流域の課題

★石油化学コンビナート等の生産拠点が浸水により操業停止となれば、日本経済への影響は甚大！



【木曾三川】
堤防耐震対策の更なる推進が必要！



【三重四川】
堤防耐震対策に加え、津波防御のため堤防の嵩上げが必要！

提言 南海トラフ巨大地震による津波浸水被害を軽減するため、木曾三川及び鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川において地震・津波対策を推進すること。

【県土整備部】

12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

川上ダム・木津川

伊賀地域は、関西圏と中京圏の中間点に位置し、企業立地に好条件！



地域の現状

■低い治水安全度

・数年に一度は浸水

最近の 浸水	事象		浸水面積	浸水戸数		
	H21. 10	台風18号			5.3ha	32戸
	H24. 9	台風17号			0.07ha	38戸
	H25. 9	台風18号			28ha	150戸

平成25年9月台風18号の浸水状況



■不安定な水道水源

・水源の一部は、川上ダム建設を前提とした暫定水利権
・既存水道施設も老朽化



3点セットで「治水安全度の向上」と「安定的な水源の確保」を実現！



●治水安全度が向上！

戦後最大洪水(S28 台風13号)による被害が**ゼロ**に！



●川上ダムにより安定的な水源を確保！

伊賀市給水量の**約60%**を賄う

さらなる企業立地が進むことを期待！

木津川水系直轄砂防



木津川水系直轄砂防事業の推進によって

- 人口8万人の名張市街地
- 大阪と津を結ぶ、産業・観光・生活道路である 国道165号【交通量 20,179 台/日】
- 大阪と名古屋・伊勢志摩を結ぶ基幹路線である 近鉄大阪線【名張駅乗降人員 12,396 人/日】

土砂災害と氾濫被害から守られます。



提言

- 1 川上ダムは、平成34年度の工期までに一日も早く完成すること。
- 2 木津川・服部川・柘植川および名張川の直轄河川改修事業を推進すること。
- 3 三重県内における木津川水系直轄砂防事業を推進すること。

12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

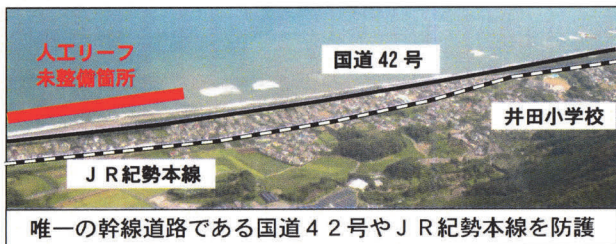
(国土交通省)



七里御浜海岸の課題



早期に事業効果を発揮するために、大規模・短期間での対策が必要。

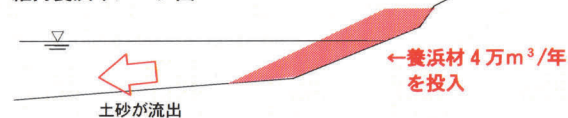


唯一の幹線道路である国道42号やJR紀勢本線を防護

大量の養浜材の確保

①断面 人工リーフ未施工区間(工区北端)

維持養浜イメージ図

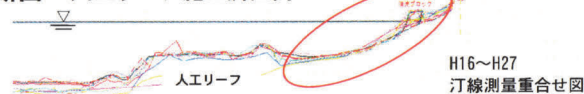


・人工リーフが未整備の区間は海浜の侵食が著しく、七里御浜の海浜を維持するためには、4万m³/年以上の養浜材の投入が必要。

・養浜材の安定的な確保には、熊野川流域の堆積土砂を活用

整備効果の検証

②断面 人工リーフ施工済区間



・人工リーフの整備により、背後の汀線は安定しています。

施設整備には膨大な事業費が必要です。

対策が複数県に跨ります。

- 熊野川流域(三重県・奈良県・和歌山県)から発生する、土砂の管理が必要
- 熊野川の複数の管理者、関係機関の調整が必要

高度な技術力が必要です。

- 国立公園、世界遺産に指定され、景観に配慮した対策
- 太平洋の高波が来襲する、過酷な施工条件
- 土砂供給確保のため、熊野川流域の土砂管理や、複雑な土砂供給の解析
- 河口閉塞の対策

直轄事業化

熊野川

流域の課題

- ◎堆積土砂撤去等の治水対策
- ◎長期化する濁水の軽減
- ◎観光産業に寄与する維持流量の確保

課題解決に向けた現在の取組

- 直轄河川改修事業の推進
- 国主導で進められている「熊野川の総合的な治水対策協議会」における取組

取組内容

- 治水対策
 - 利水ダムの治水運用の実施
 - 河川管理者による堆積土砂撤去
- 濁水対策
 - 流域の崩壊地対策の実施、堆積土砂撤去
 - ダムの施設改善、ダムの運用改善(濁水早期排出)

効果事例

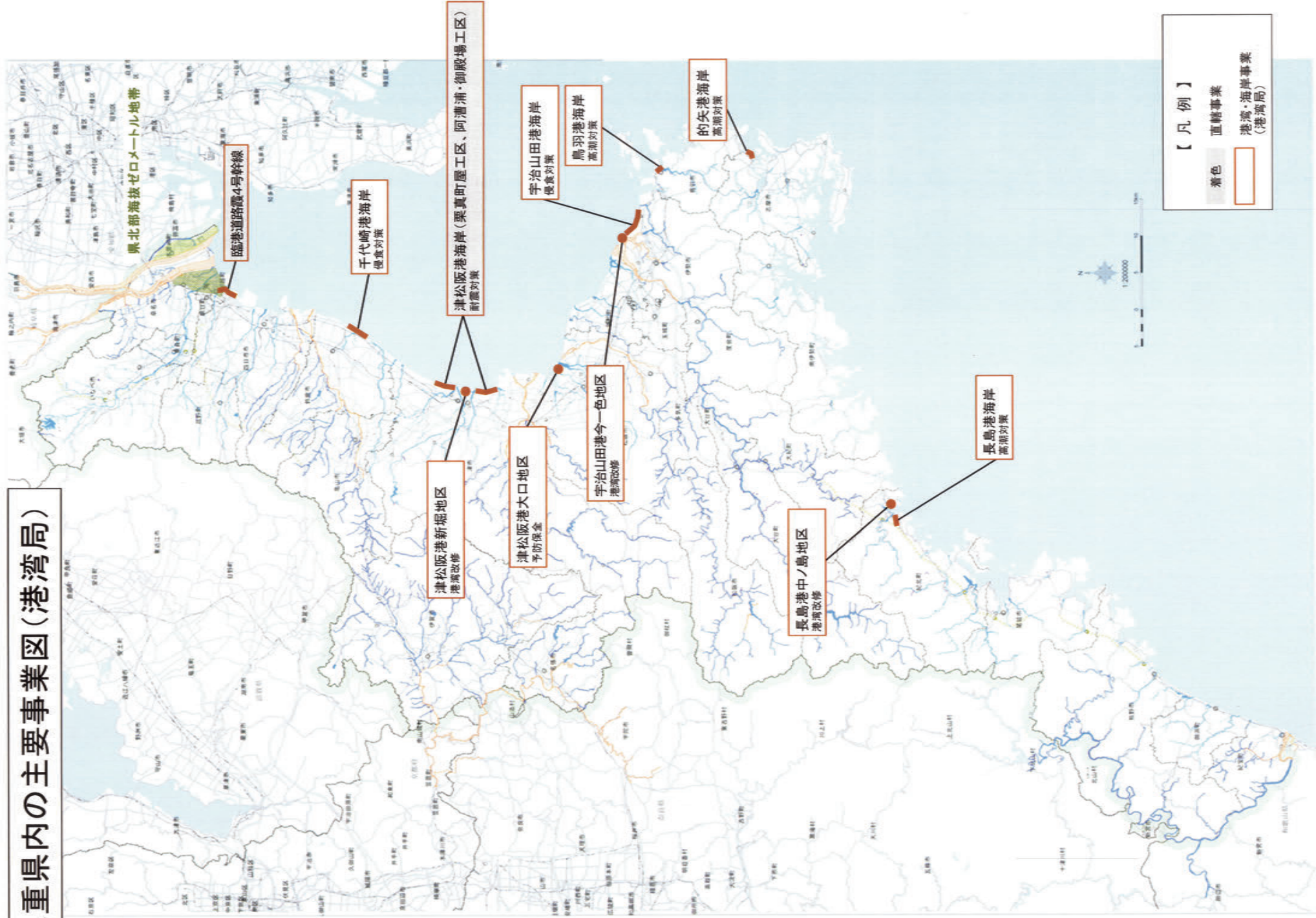
平成27年の台風11号では、相賀地点で約0.7mの水位低減効果を確認。

早期課題解決に向けて

- 直轄河川改修事業の更なる推進
- 協議会でとりまとめた取組を確実に実施するため、国によるマネジメントの強化

- 提言
- 1 七里御浜海岸における侵食対策を直轄事業化すること。
 - 2 熊野川直轄河川改修事業を推進すること。
 - 3 協議会でとりまとめた取組を確実に実施するため、国によるマネジメントを強化すること。

三重県内の主要事業図(港湾局)



12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

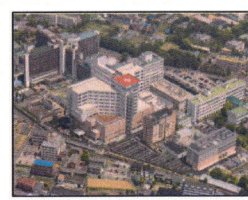
津松阪港海岸 直轄海岸保全施設整備事業



海岸堤防の耐震化により背後地の防護機能が向上 様々なストック効果が発現



①株式会社百五銀行
新本館ビルの建設 (H27 使用開始)
・免震構造により、災害時においても事業継続可能
・延べ床面積約 36,000 m²/2 棟
・津市避難ビルとして地域の安全・安心に貢献



②三重大大学付属病院
新外来病棟を新設 (H27 使用開始)
・手術支援ロボット、ハイブリッド手術室、最新の CT 装置などを導入
・延べ床面積約 28,000 m²
・診察室 131 室

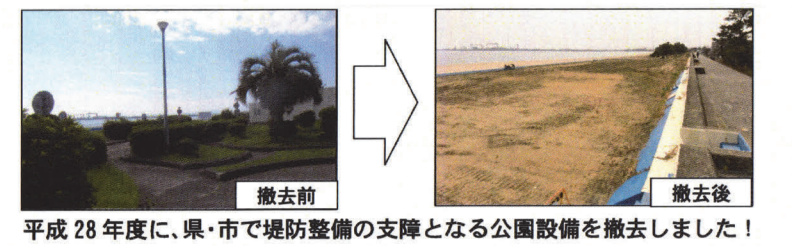


③倉敷紡績株式会社(クマウリ) 三重工場
建物・設備の拡大 (H24 操業開始)
・他工場の既存設備一式も新工場に集約し、生産・開発体制を強化
・延べ床面積約 15,000 m²
・高品質の機能性フィルムを生産



堤防整備着手後の宅地開発
・開発戸数 600 戸以上
・開発面積 12,000 m²以上
背後地世帯数の推移
約 18 万世帯 (H27)
約 14 万世帯 (H2)

三重とこわか国体 2021



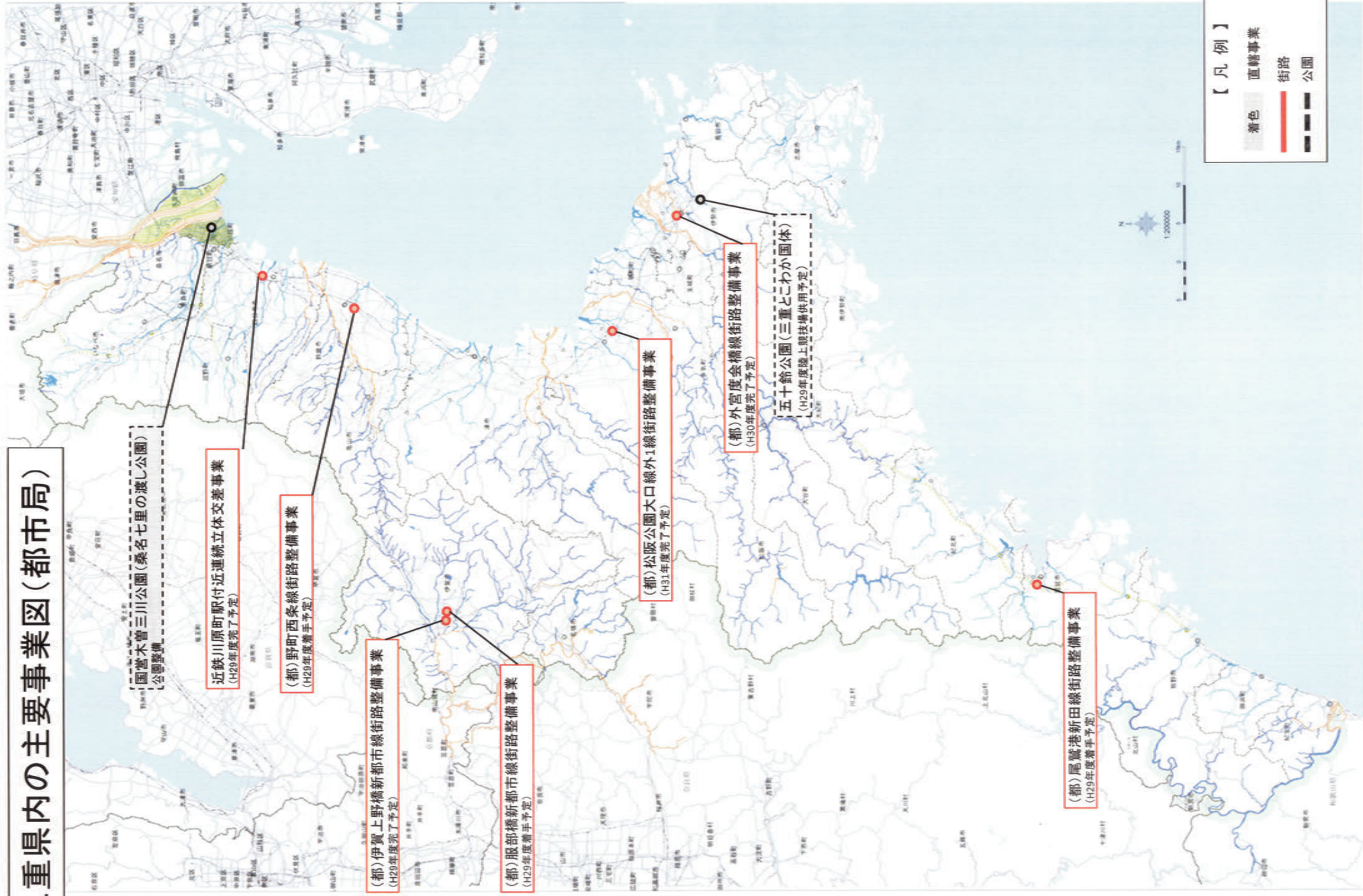
国土交通省 H.P. より
大野国土交通大臣政務官に栗真町屋工区の事業進捗をご確認いただきました。
H28. 12. 21

津松阪港海岸	栗真町屋工区	賢崎工区
		阿漕浦・御殿場工区
全体事業費	135.0 億円	42.7 億円
整備期間	H23~H35	H14~H23
整備延長	5.6 km	2.2 km

提言 平成 33 年開催「三重とこわか国体」会場を含む周辺の直轄海岸事業を強力に推進すること。

【県土整備部】

三重県内の主要事業図(都市局)



12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

(国土交通省)

国営木曾三川公園（桑名七里の渡し公園）の整備推進



- 桑名七里の渡し公園
- 周辺の整備事業
- 周辺の歴史的遺産 (国等指定文化財)
- 桑名市コミュニティルート

公園周辺の歴史的遺産や地域と連携した取組で公園の魅力が向上



諸戸氏庭園 (H34 本格修理完成予定)

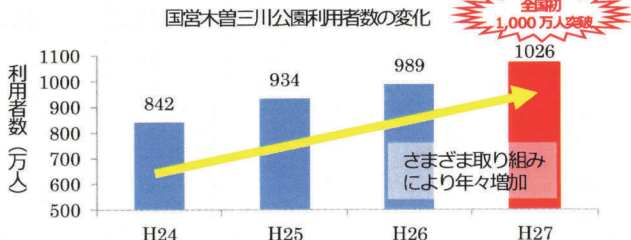


桑名水郷舟めぐり (住吉浦出発)

平成 28 年 12 月
「桑名石取祭の祭車行事」
がユネスコ無形文化遺産
に登録されました。



新たな注目が集まり
活性化が見込まれます！

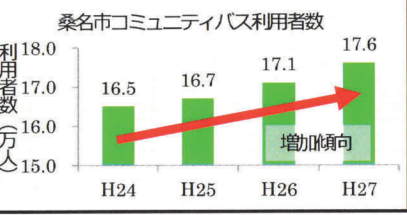


歴史的まちなみや地域と連携した取り組みにより更なる賑わいの創出を！

交通インフラ整備が進み一層の集客が期待されます！



国道1号桑名東部拡幅事業 桑名駅自由通路整備事業



桑名七里の渡し公園 住吉地区未供用区域の早期供用を！



H29 年度
工事着手予定

七里の渡し地区の整備着手を！



提言 国営木曾三川公園(桑名七里の渡し公園)を早期に全面開園すること。

【県土整備部】

12 「国民の安全・安心の確保」、「生産性向上による成長力の強化」、「地域の活性化と豊かな暮らしの実現」に資する社会資本整備の推進

(気象庁)

国は土砂災害警戒情報作成システムを高解像度化

土砂災害は、命の危険を脅かすことが多い災害であり、避難行動をできるだけ早く行うことが必要。(土砂災害防止対策基本指針(平成27年1月17日、国土交通省))

市町村には、避難勧告等の迅速かつ的確な判断が求められている!



国、都道府県には、きめ細かな情報の提供が求められている!

- 新たなステージに対応した防災・減災のあり方(平成27年1月、国土交通省)
住民の避難を促進するためには、
気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進めていく必要がある。

新たなステージに対応した防災・減災のあり方を受けた 国と県の具体的な取組

<p>国は 「土砂災害警戒情報作成システム」を高頻度化 (気象庁、平成29年度下期)</p> <p>✓従来よりも最大20分迅速な危険度情報を発信可能に!</p> <p>該当する地区に絞って発令!</p>	<p>県は 「土砂災害情報提供システム」を改築 (三重県、平成29年度下期)</p> <p>✓高頻度化(10分更新)に対応 ✓高解像度化(1kmメッシュ)に対応可能!</p>
--	--

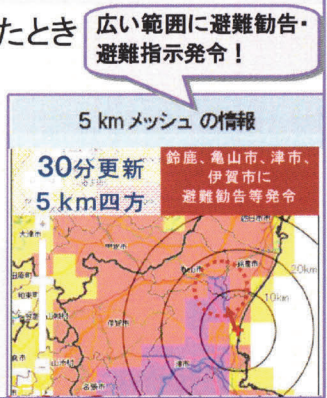
メッシュ情報は、5km 四方で発表

大括りなため、広範囲に避難勧告等を発令することに!

たとえば、平成28年に台風第16号が接近したとき
鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市はメッシュ情報を参考に避難勧告等を発令。
対象は約1万5千人!

住民に、切迫性、危険性が伝わりにくい!

- 適時的確な場所に避難指示を出さなければ、早めの避難につながりにくい。



✓土砂災害警戒判定メッシュ情報の高解像度化(1kmメッシュ)早期実施を!

- 【効果】**
- ✓対象区域を絞り込んだ避難勧告等が実現できる
 - ✓住民の自主的な避難行動が促進できる
 - ✓土砂災害警戒区域と危険度情報の対応づけが容易になる

提言 市町における警戒避難体制を支援するため、土砂災害警戒判定メッシュ情報を細分化して、システムの高解像度化を図ること。

【県土整備部】

13 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(内閣府、総務省、国土交通省)

【提言・提案項目】 制度

- 1 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における特例措置を平成 30 年度以降も継続すること。(道路局)
- 2 円滑な事業執行のため、建物等の補償における社会資本整備総合交付金の適用拡大を図ること。
迫りくる大規模地震・津波に対応するため、津波浸水区域の回避を図る区間の整備を重点配分対象とすること。
- 3 河川・海岸堤防の耐震対策や津波対策を重点的に推進するため、社会資本整備総合交付金とは別枠の予算制度の創設を行うこと。
- 4 ダム事業の大幅に増加する建設費に対して公共事業債の制度を拡充(90%→100%)すること。
新規格に対応するためのダム無線設備更新について個別補助事業を創設すること。
- 5 河川の堆積土砂の撤去について、交付金の対象事業とするとともに、適債事業化すること。
土砂災害防止法に基づく基礎調査について、補助率の嵩上げと適債事業化すること。
- 6 下水道の未普及地域の解消に向けて財政支援の拡充を図ること。
- 7 海岸堤防等の耐震対策を重点的に推進するため、社会資本整備総合交付金とは別枠の予算制度の創設を行うこと。
港湾の航路・泊地の延命化、施設の老朽化対策を進めるため予算確保を行うこと。
延命化に資する浚渫を適債化とすること。
- 8 木造住宅の耐震化促進のために耐震改修支援制度に対する加算措置を延長すること。また、部分的耐震改修による安全空間確保のための評価基準を確立すること。
耐震診断を義務付けた避難路沿道建築物の耐震改修支援制度について、大規模建築物と同等の上乗せ補助となるよう拡充すること。
- 9 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における特例措置を平成 30 年以降も継続すること。(都市局)
- 10 平成 33 年「三重とこわか国体」・「三重とこわか大会」(全国障害者スポーツ大会)を契機としたスポーツ振興を支える基盤施設の整備へ財政支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における「国の負担又は補助の割合の特例」は平成 20 年度以降 10 年間の措置であり、平成 29 年度が最終年度になります。しかしながら、地方には課題が山積しており、地域のニーズをふまえ、真に必要な道路整備を推進するためには、制度の堅持が必要です。

2 現在の交付金制度においては、国庫債務負担行為の制度がないため、移転に2ヶ年を超える大型物件を取得することができません。

事業の平準化を図る観点から、工事や業務については地方自治体が過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、交付金を充当することが可能となりました。円滑な事業執行を行うには計画的な用地の確保が必要不可欠であり、大型物件補償や年間を通じた用地補償を行うためには、建物等の補償における交付金の適用拡大が必要です。

南海トラフ地震など津波による甚大な被害が想定されていますが、緊急輸送道路や迂回路のない「くしの歯ルート」においても、津波浸水想定区域に入っている区間もあり、迅速な活動を阻害する懸念があります。迫りくる大規模地震・津波への対策を加速させるためには、防災・安全交付金の重点的な支援が必要です。

3 南海トラフを震源とする地震が懸念されており、津波による死者数4.3万人、経済被害は21.1兆円と想定されています。県北部の海拔ゼロメートル地帯や、県南部の津波到達時間が短い地域では、堤防の耐震化や強靱化の早急な実施が求められており、それらを重点的に推進するには、社会資本整備総合交付金とは別枠の予算制度の創設が必要です。

4 浸水被害の軽減を図るため、川上ダム、新丸山ダム、鳥羽河内ダムの建設を着実に推進する必要があります。ダム事業では、用地取得とダム本体工事を進める事業費が急激に変動することから、安定した財政運営のために公共事業債の制度を拡充する支援が必要です。

電波法改正に伴いダム無線設備を新規格に更新する必要があります。新規格への設備更新は、県単独費により実施することとなっていますが、平成34年11月までに設備更新を行う必要があることから、個別補助事業による財政支援が必要です。

5 河川の堆積土砂を撤去することで、短期間に流下能力を回復できるとともに、施設の延命化にも寄与します。しかしながら、堆積土砂の撤去には多額の費用を要することから、国の財政支援が必要です。

また、土砂災害防止法に基づく基礎調査の補助率の嵩上げと適債事業化により、地方財政負担が軽減されると基礎調査が平成31年度までに確実に完了できることから、国の財政支援が必要です。

6 早期の未普及解消に向けて、流域下水道と公共下水道は、一体となって事業を進める必要があります。市町村合併の影響により交付対象となる「主要な管渠」の要件が厳しくなるなど、財政上の問題から、交付対象外の末端管渠整備の進捗に支障が出ています。流域下水道施設整備への財政支援と併せて、末端管渠整備に係る財政支援制度の拡充が必要です。

7 南海トラフ地震などの大規模地震発生の切迫性が高い地域では、海岸施設の耐震対策や強靱化対策の早急な対策が求められており、それらを重点的に推進するには、社会資本整備総合交付金とは別枠の予算制度の創設が必要です。

管理港湾の多くが河口に位置し、河川からの土砂流入による航路・泊地の埋塞が顕著となっています。航路・泊地を安全に利用するため、スポット浚渫等の機能強化に係る公共事業予算の確保が必要です。また、航路・泊地の延命化に資する浚渫を推進するため、適債事業化が必要です。

港湾施設の多くは老朽化が進行しており、早期の修繕が必要となっています。このことから、港湾施設の抜本的な老朽化対策を推進するためには、公共事業予算の確保が必要です。

8 木造住宅の耐震化促進のため、耐震改修支援制度の加算措置の延長とともに、部分的な耐震改修のような減災取組に関する評価基準の確立が必要です。また、耐震診断を義務付けた避難路沿道建築物の耐震化促進のため、大規模建築物と同等の上乗せ補助となるよう耐震改修支援制度の拡充が必要です。

9 安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、街路をはじめとする都市基盤の整備を着実に進めてきました。しかし、本県には、都市交通や南海トラフ地震等への備え、観光振興等、まだまだ多くの課題が残されています。

これら課題を解決し長期に渡りストック効果を発揮していくには、街路の整備が必要不可欠なため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における「国の負担又は補助の割合の特例措置」の継続が欠かせません。

10 平成33年の「三重とこわか国体」等を一過性のスポーツイベントに終わらせず、スポーツ基本法の基本理念であるスポーツによる交流の推進、競技力の向上、障害者スポーツの推進等の取組を進めるため、これらを支える基盤施設となる五十鈴公園等の整備へ財政支援が必要です。

県担当課名 県土整備部道路建設課、河川課、港湾・海岸課、防災砂防課、下水道課、都市政策課、住宅課、建築開発課、
地域連携部スポーツ推進課

関係法令等 道路法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、河川法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害防止法、下水道法、
建築物の耐震改修の促進に関する法律、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

13 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(総務省、国土交通省)

「国の負担又は補助の割合の特例」の継続

現行

平成20年度以降10年間の特例措置

■国庫補助負担率のかさ上げ

- 高規格幹線道路 (2/3 → 7/10)
- 地域高規格道路 (5/10 → 5.5/10)
- 社会資本整備総合交付金(1/2以内 → 5.5/10)
- 防災・安全交付金 (1/2以内 → 5.5/10)

地方の道路整備の促進に向けて(19年政府・与党合意)
 地域間格差への対応や生活者重視の視点から、地方の自主性も配慮しつつ、
 地域のニーズを踏まえた、真に必要な道路整備を促進するため地方の支援が必要

三重県の真に必要な道路整備

三重県の道路整備

- 生産性向上を図る (国道477号四日市湯の山道路 等)
- 災害に備える (国道422号三田坂バイパス 等)
- 観光に資する (国道167号伊勢志摩連絡道路 等)

まだまだ道路整備が必要な箇所は多数あります！

制度要望

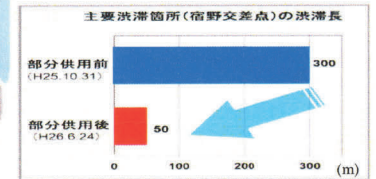
地域のニーズを踏まえ、真に必要な道路整備を推進するには**制度の堅持**が必須です！！

四日市湯の山道路の平成30年度供用のための予算確保！！

生産性向上を図る



宿野交差点の渋滞状況 (主要渋滞ポイント)

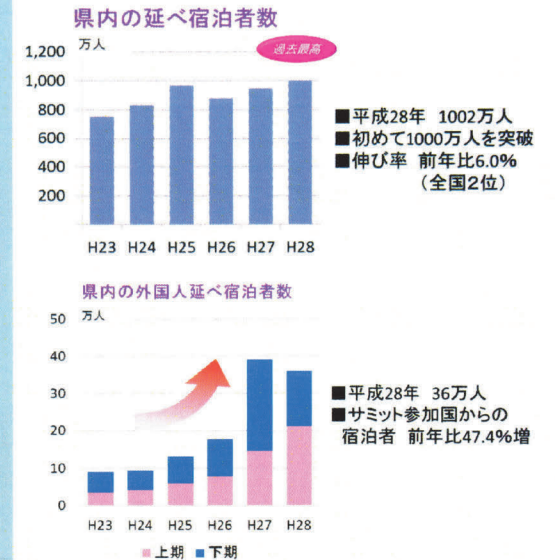


伊勢志摩連絡道路の整備推進を！！

災害に備える



観光に資する



提言 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における特例措置を平成30年度以降も継続すること。

【県土整備部】

建物等の補償における交付金の適用拡大！！

現状・課題

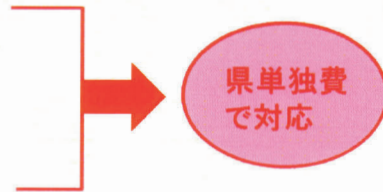
■ 交付金事業制度

- 用地国債や補償国債の国庫債務負担行為の制度がない
- 工事や業務については、地方自治体が過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、交付金を充当することが可能となった

■ 移転に2ヶ年を超える大型物件の補償

- 県債務負担行為の設定による補償

H29	H30	H31
前金 7割		後金 3割



- 土地開発公社による先行取得

**県単独費での大型物件補償は財政的に負担大！！
事業推進のためには交付金での対応が必要！！**

制度要望

(大型物件の補償)

■ 大型物件補償への交付金の充当

(取得時期の地権者の意向に柔軟に対応)

■ ゼロ県債の活用による用地補償費への交付金の充当

防災・安全交付金の重点配分の拡充！！

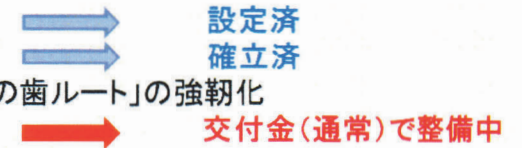
現状・課題

■ 防災・安全交付金による重点的な支援

- 道路施設の適切な老朽化・地震対策
- 通学路等の生活空間における交通安全対策

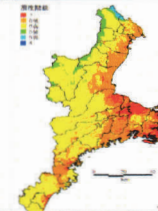
■ 三重県の南海トラフ地震に対する取組

- くしの歯ルート
- 啓開体制
- 津波浸水区域内にある「くしの歯ルート」の強靱化



くしの歯ルートの強靱化は緊急を要する！！

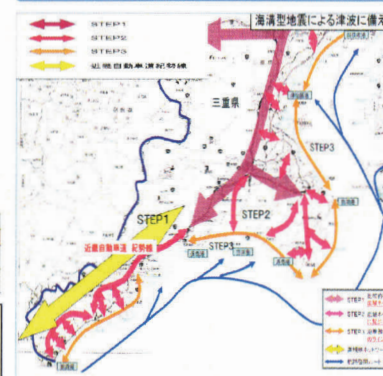
南海トラフ地震の震度分布



震度	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km ²)	0.00	0.00	191.41	2,843.87	2,449.16	287.18	5.83
面積割合 (%)	—	—	3.3%	49.2%	42.4%	5.0%	0.1%

① 三重県内市町の最大予測震度
震度 7 : 2 市町
震度 6 強 : 7 市町
→ 県内各地で甚大な被害が発生！

津波に備えるルートのイメージ



① 津波浸水の面積
三重県 : 507 km²
東日本大震災 (6 県) : 561 km²
津波浸水の面積は、東日本大震災 (6 県) に匹敵します。

整備中のくしの歯ルート

- 国道260号船越工区
- (一) 矢口浦上里線
 - (一) 長島港古里線
 - (一) 海山尾鷲港線

制度要望

津波浸水区域の回避を図る区間の整備の加速化を図るため、防災・安全交付金による重点配分対象に！！

提言

- 1 円滑な事業執行のため、建物等の補償における社会資本整備総合交付金の適用拡大を図ること。
- 2 迫りくる大規模地震・津波に対応するため、津波浸水区域の回避を図る区間の整備を重点配分対象とすること。

13 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(内閣府、国土交通省)

河川・海岸の防災減災対策

南海トラフ地震による被害想定

三重県は、南海トラフ地震により甚大な被害の発生が想定されていることから、早期の地震対策・津波対策に努めています。

地域特性に合わせた対策の実施



南海トラフ地震発生時に想定される被害

府県名	単位	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎
津波による死者数	万人	9.6	1.3	4.2	13.3	2.8	8.0	2.7	0.6	0.8	3.6	3.5
経済被害額	兆円	23.8	16.9	21.1	28.8	5.6	9.9	6.4	3.4	16.2	9.4	7.3

南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進大会資料より

地震・津波対策の予算確保

平成28年度から地震・津波対策を実施していますが、限られた社会資本整備総合交付金を活用した対策実施では、**事業進捗に限界**があります。

地震・津波対策を、**重点的に取り組めるよう**、社会資本総合交付金とは**別枠の予算確保**をお願いします。

地震による液状化に備え、ゼロメートル地帯が広がる県北部では地震対策を実施

堤防の耐震化により、多くの人命や資産が防護されます。

防護区域内には、多くの観光客が訪れる観光施設等のほか、「航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受ける生産拠点などがあります。

主要観光施設

- ①九華公園
- ②なばなの里
- ③ナガシマスパーランド
- ④三井アウトレットパーク ジャズドリーム長島

「航空宇宙産業クラスター形成特区」指定生産拠点

- ⑤NTN株式会社
- ⑥大起産業株式会社

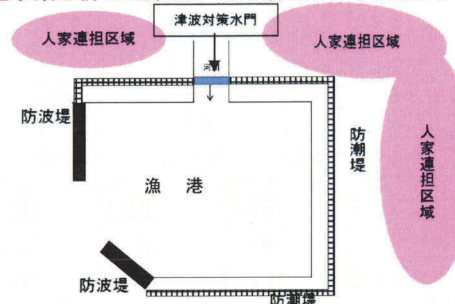


津波が短時間で来襲する県南部での津波対策

河川事業

過去の地震被害を教訓に津波対策を推進する地域で『津波対策水門』を検討中。

・他事業と併せて津波から人命財産を守ります。



海岸事業

非常に大きな津波が短時間で来襲するため、海岸保全施設での防護が困難な県南部で『海岸堤防強化対策』に着手。

- ・明和町から紀宝町は、津波が20分以内に来襲。
- ・志摩市、紀北町、尾鷲市、熊野市の一部の海岸では、**僅か2分で津波が来襲!**
- ・平成28年度から5年間で延長約2.5kmを整備します。
- ・鵜方浦地区海岸他13地区海岸で対策を実施。

提言 河川・海岸堤防の耐震対策や津波対策を重点的に推進するため、社会資本整備総合交付金とは別枠の予算制度の創設を行うこと。

【県土整備部】

13 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(総務省、国土交通省)

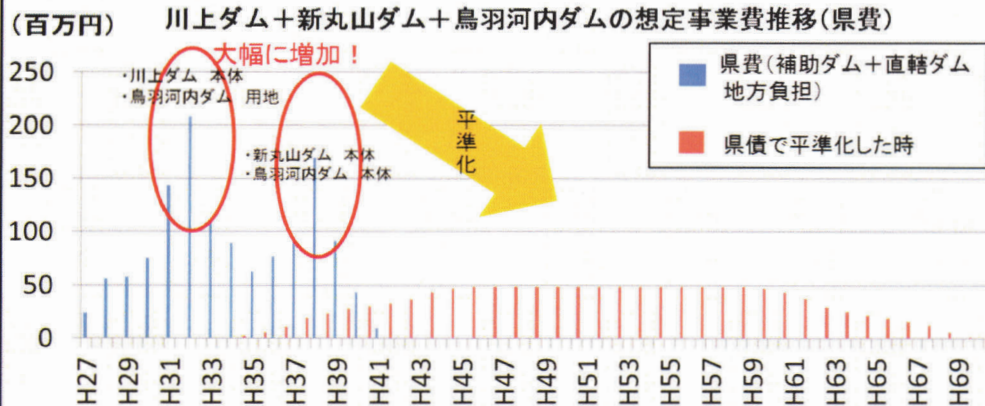
ダム事業費負担の平準化

三重県が建設費を負担するダム事業

 <p>川上ダム</p> <p>H34完成予定</p> <p>平成29年度から本体工事に着手</p>	 <p>新丸山ダム</p> <p>H41完成予定</p> <p>平成28年度から転流工を施工中</p>	 <p>鳥羽河内ダム</p> <p>H40完成予定</p> <p>平成28年度から用地を取得中</p>
---	--	---

課題：
ダム事業では、用地取得とダム本体を打設する時点で**事業費が大幅に増加**。

提案：
公共事業債の充当率をあげる(90%→100%)ことにより、**県費負担を平準化することが可能に!**



効果: 事業費が大幅に増加しても一定の負担で対応できるため、安定した財政運営が可能となります!

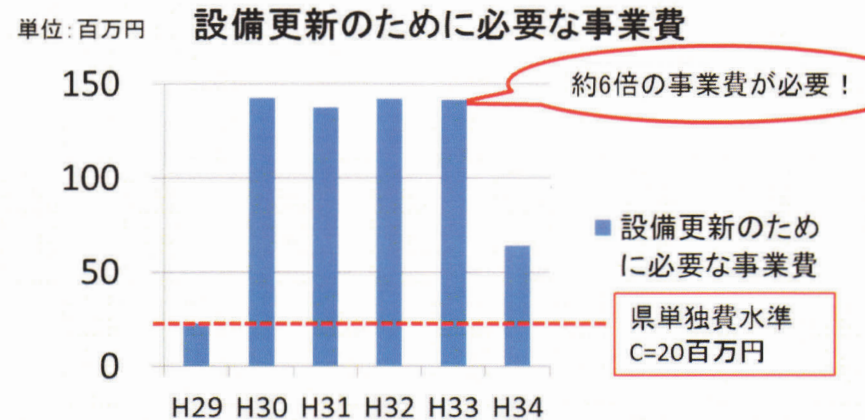
ダム無線設備更新の支援

○電波法改正にともないすべての無線設備について**新規格への対応が必要**
○対応期限は、**平成34年11月30日**

県管理ダムの無線設備数

	無線設備数
宮川ダム	29
君ヶ野ダム	20
滝川ダム	1
合計	50

課題：
○新規格に対応するための設備更新は、**県単独費対応**
○平成34年11月30日までに完了する必要があるため、**県財政負担が急激に増大**



提案：
新規格に対応するための無線設備更新を**補助対象に!**

提言

- 1 ダム事業の大幅に増加する建設費に対して公共事業債の制度を拡充(90%→100%)すること。
2. 新規格に対応するためのダム無線設備更新について個別補助事業を創設すること。

13 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

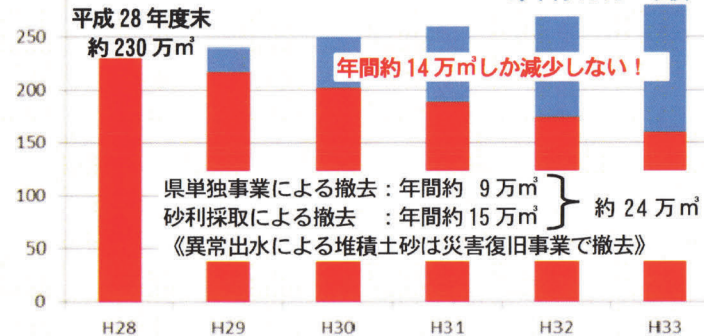
(総務省、国土交通省)

河川の防災減災対策（河川堆積土砂撤去）

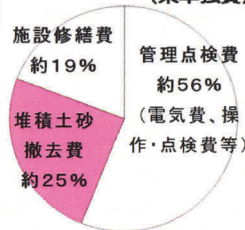
目標：紀伊半島大水害(平成23年)以前の状態に戻す

堆積土砂撤去予算の増額が困難

通常の降雨により
毎年約10万m³堆積



河川維持管理費 (県単独費)



堆積土砂撤去費は、県
単独事業である河川
維持管理費の約25%を
占めるため、費用を増
額することは困難!

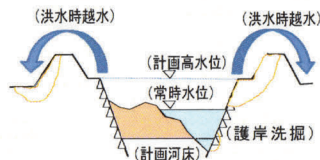
【効果1：短期間で流下能力が回復】

津市長から「浚渫の効果が有り、
河川水位を保つことができた」と
の評価をいただいた。
【H26.8.15 津市長定例記者会見】



【効果2：施設の延命化につながる】

洪水時の越水を防ぐことで、
堤体の損傷を防ぐ。
河床整理により、護岸の洗
掘を防ぐ。



堆積土砂撤去は、施設の延命効果がある。

県負担の軽減
のため
交付金対象に!

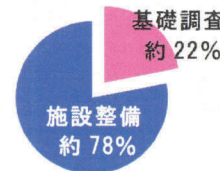
起債要件を
満たすため
適債事業化を!

土砂災害対策（土砂災害警戒区域の指定）

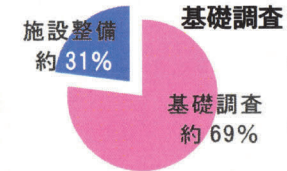
目標：平成31年度までに基礎調査を完了 平成33年度までに区域指定を完了

基礎調査、土砂災害警戒区域指定の早期完了するために!

事業費の2割



県費の7割を占める



負担はずっしり

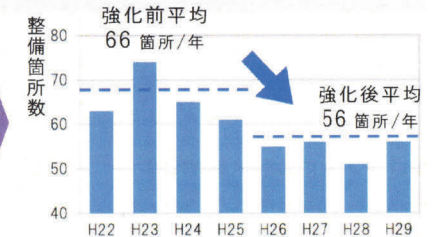


完了まで
あと13億円!

- ✓ 基礎調査の財源は、国費1/3、県費2/3
- ✓ 県費は起債対象外

土砂災害防止施設の整備は、あと4,500箇所が必要!

基礎調査の取組を強化して以降
施設整備の箇所数が減少



✓ 基礎調査の実施に対して 補助率の嵩上げと適債事業化を!

- 【効果】 ✓ 基礎調査が確実に完了できます。
- ✓ 土砂災害防止施設の整備をより一層推進できます。

提言

- 1 河川の堆積土砂の撤去について、交付金の対象事業とするとともに、適債事業化すること。
- 2 土砂災害防止法に基づく基礎調査について、補助率の嵩上げと適債事業化すること。

【県土整備部】

13 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

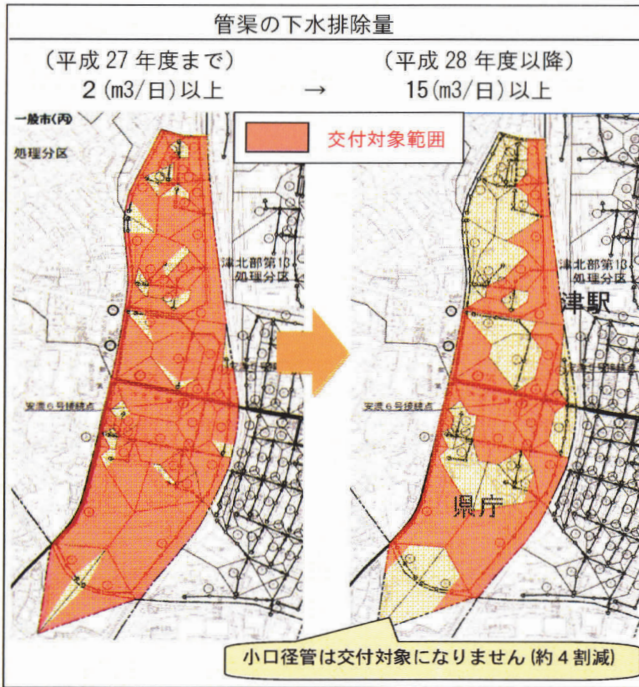
公共下水道の整備推進

末端管渠整備に係る財政支援制度の拡充

<市町村合併で、交付対象の「主要な管渠」の規模が大きくなり、交付対象範囲が縮小>

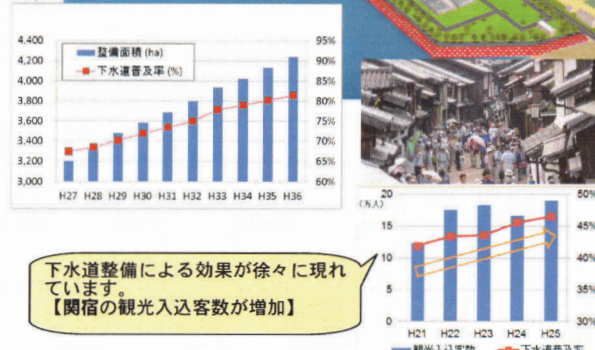
- 交付対象となる「主要な管渠」の整備について、**交付要件の緩和等**により、着実に早期概成に向けた事業進捗が図れます。
- 平成 30 年 4 月に供用開始する志登茂川浄化センターの処理区域である津駅周辺においても、要件緩和により末端管渠整備が進みます。

【津市の例】

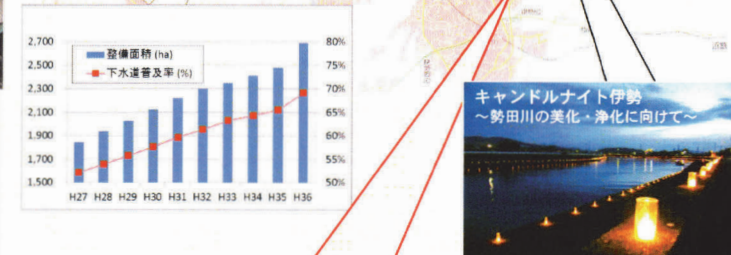


流域下水道の整備推進

鈴鹿市・亀山市・四日市市内の未普及解消に向けた南部浄化センター（第 2 期）整備への財政支援



伊勢市・玉城町・明和町内の未普及解消に向けた宮川流域下水道幹線管渠整備への財政支援



南部浄化センター（第 2 期）の整備工程

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
護岸整備											供用開始
埋立整備											
躯体整備			設計着手								
プラント整備											

宮川流域下水道幹線管渠の整備工程

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
内宮幹線管渠										
明和幹線管渠										
五十鈴川幹線管渠										

提言 下水道の未普及地域の解消に向けて財政支援の拡充を図ること。

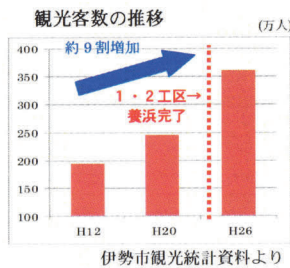
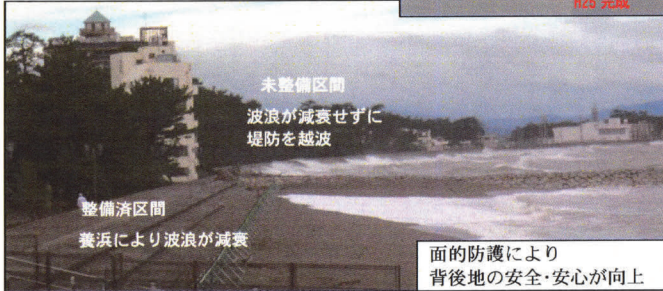
13 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(内閣府、総務省、国土交通省)

海岸保全施設の防災・減災対策

高潮・侵食対策

宇治山田港海岸(二見)の整備事例
堤防整備や海浜を復元し、越波防止
効果が向上。
ストック効果により、利用者が増加。
さらなる整備促進を!

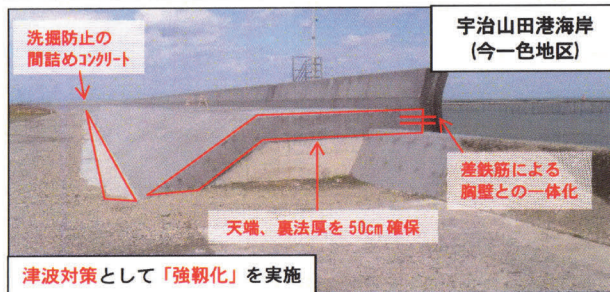


地震・津波対策

平成28年度から津波到達時間が短い県南部で、浸水被害の軽減と避難のための時間を少しでも稼ぐ対策として、「粘り強い構造」、「堤防の嵩上げ」を行う『海岸堤防強靱化対策』に着手しています。

平成32年度までの5年間で
延長2.5kmを整備します。

既存の事業と併せた対策実施では、事業進捗に限界があるため、**重点的に取り組めるよう別枠予算の確保をお願いします。**



港湾施設の防災・減災対策や老朽化対策

航路・泊地の機能強化

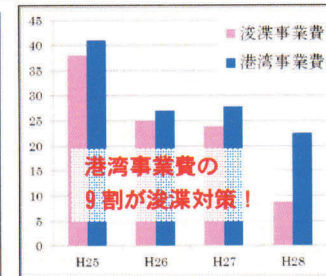
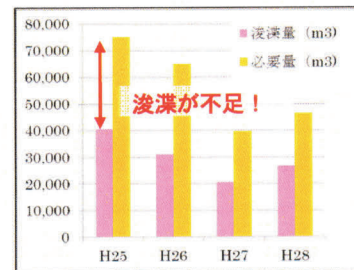
管理港湾の多くが河口港で土砂流入が著しい。

航路・泊地が埋塞し、入港に際し1~2時間の潮待ちが発生。

港湾事業費の9割を充てても、安全な利用に必要な浚渫が不足。

スポット浚渫等の機能強化を推進するため一層の予算確保をお願いします。

延命化に資する浚渫の適債化をお願いします。



港湾施設の老朽化対策

施設の多くは、供用から50年以上が経過し老朽化が進行。

港湾の機能維持のため、早期に施設の修繕が必要。

しかし、港を防護する外郭施設のうち背後地の安全確保に必要な防潮堤、堤防、胸壁が交付対象外。

対象外施設は3割を占め、県単独事業では事業効果の早期発現が見込めない。

上記3施設を含んだ抜本的な老朽化対策の推進のため、一層の予算確保をお願いします。

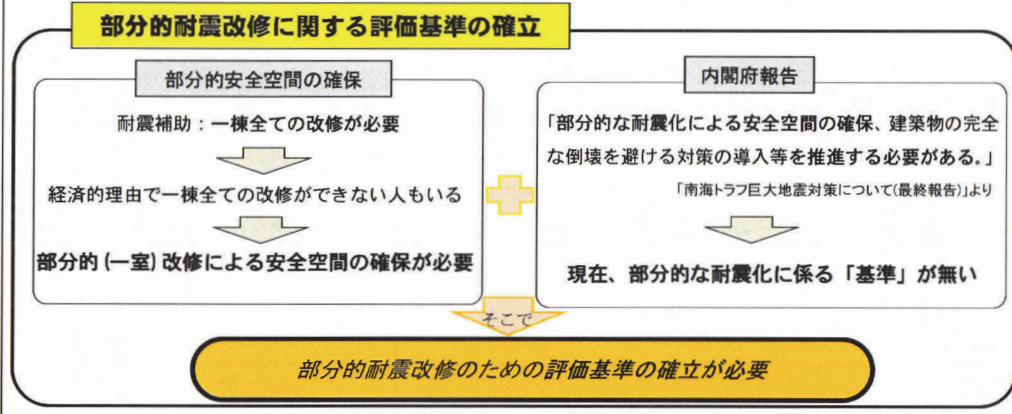
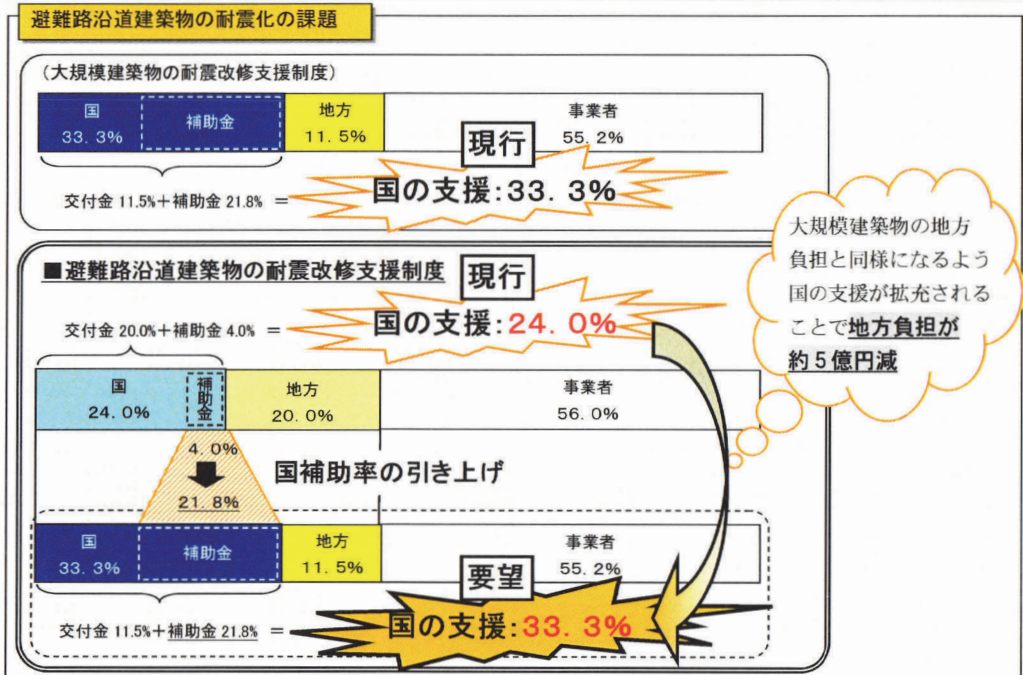
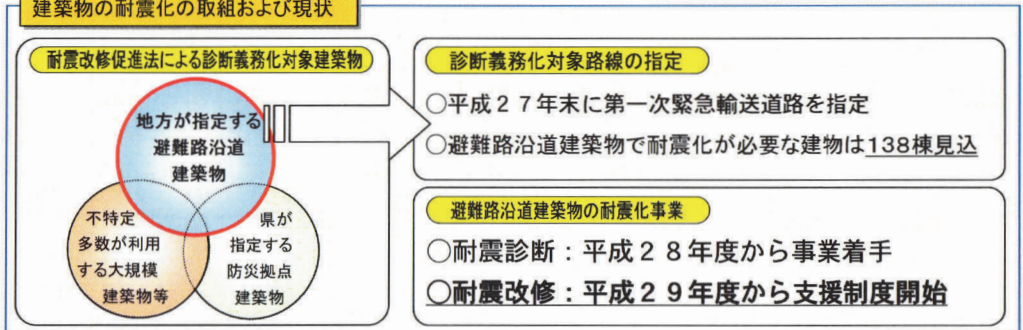
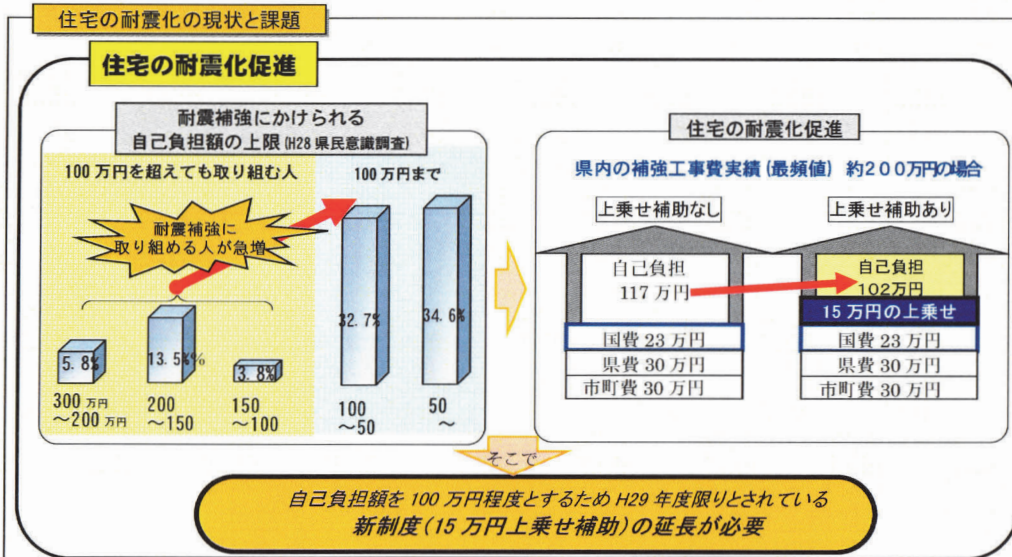


- 提言
- 1 海岸堤防等の耐震対策を重点的に推進するため、社会資本整備総合交付金とは別枠の予算制度の創設を行うこと。
 - 2 港湾の航路・泊地の延命化、施設の老朽化対策を進めるため予算確保を行うこと。
 - 3 延命化に資する浚渫を適債化とすること。

【県土整備部】

住宅の耐震化促進と部分的耐震改修に関する評価基準の確立

避難路沿道建築物の耐震化促進のための支援制度の充実



- 耐震改修支援制度に対する加算措置による耐震化促進
平成28年度補正予算の国費による15万円上乗せ延長
 - 部分的耐震改修に関する評価基準の確立
住宅耐震化の進め現状をふまえ、命を守る安全空間の確保支援
- 支援制度の延長
延長により大きく促進!

- 耐震改修支援制度の拡充
避難路沿道建築物に対する耐震改修支援制度について、大規模建築物と同等の上乗せ補助へ拡充
- 支援制度の拡充
拡充により大きく促進!

提言

- 1 木造住宅の耐震化促進のために耐震改修支援制度に対する加算措置を延長すること。また、部分的耐震改修による安全空間確保のための評価基準を確立すること。
- 2 耐震診断を義務付けた避難路沿道建築物の耐震改修支援制度について、大規模建築物と同等の上乗せ補助となるよう拡充すること。

制度
要望

街路事業における「国の負担又は補助の割合の特例」の継続

現行制度の
支援措置

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」
による平成 20 年度以降 10 年間の特例措置
●街路事業交付金の国庫補助負担率を「1/2 以内」から「5.5/10 以内」
にかさ上げ



平成 30 年度以降も
継続

地域のニーズを踏まえ真に必要な街路の
整備を推進するには**制度の堅持が必須!**

現行制度による主な成果



H28 高架切替⇒踏切待ち解消

(都)近鉄川原町駅付近連続立体(県施行)



H27 アンダーパス供用⇒踏切待ち解消

(都)松阪公園大口線(県施行)



H24 無電化完成⇒景観の向上

(都)外宮度会橋線(県施行)



H22 バイパス供用・無電柱化完成
⇒渋滞解消、景観の向上

(都)相川小戸木橋線(県施行)

安全で快適な魅力あふれるまちづくりが進んでいます!

三重県の都市における課題解決へ!



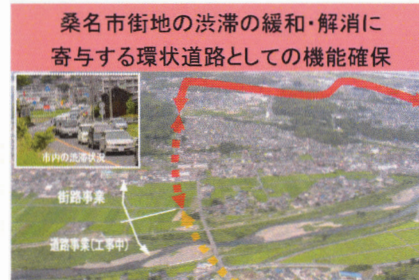
津波浸水範囲からの避難路
にもなる緊急輸送道路の確保

(都)尾鷲港新田線(県施行)



小中高の児童生徒が多い幅員
狭小道路の通学路の安全確保

(都)服部橋新都市線(県施行)



桑名市街地の渋滞の緩和・解消に
寄与する環状道路としての機能確保

(都)桑部播磨線(県施行)



多くの観光客が訪れる伊勢神宮
外宮前の無電柱化による景観の向上

(都)外宮度会橋線(県施行)



自由通路の整備による駅東西間の
一体化や駅利便性の向上

(都)桑名駅自由通路(桑名市施行)

提言 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における特例措置を平成 30 年度以降も継続すること。

13 社会資本整備に係る地方財政対策の充実

(国土交通省)

スポーツを支える基盤整備の推進

三重県のスポーツ推進の本格展開

平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年以降
<p>五十鈴公園陸上競技場供用開始</p> <p>「スポーツイヤ元年」重要な5年間スタート!</p>  <p>イメージ図</p>	<p>2018 彩る感動 東海総体 全国高等学校総合体育大会</p> 	<p>ラグビーワールドカップ日本大会</p> 	<p>東京オリンピック・パラリンピック 全国中学校体育大会 四日市市営中央緑地体育館供用開始</p> 	<p>三重とこわか国体 三重とこわか大会 2021</p> <p>第76回国民体育大会 ときめいて人 かがやいて未来</p> <p>第21回全国障害者スポーツ大会 ときめいて人 かがやいて未来</p>  <p>マスコットキャラクター「とこまる」</p>	<p>スポーツを通じた地域活力の創出</p>

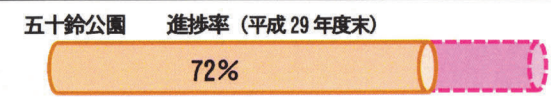
五十鈴公園（陸上競技場）【三重県】

競技場 (H29 完成) 多目的広場・駐車場 (H30 完成予定)



総合開・閉会式会場
陸上競技会場

完成まであとわずか!!



中央緑地（体育館）等【四日市市】

体育館 (H32 完成予定)



体操、空手道会場

H29 本格的着手へ!!



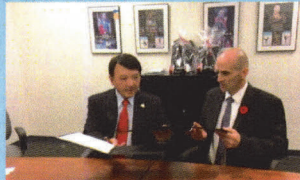
スポーツイベントを契機としたスポーツ振興と地域活性化の好循環を創出!!

スポーツによる交流の推進



県民の一体化を生む
美し国市町対抗駅伝

競技力の向上



オリンピックカナダ選手団
(体操) 四日市市で
事前キャンプ決定!

障がい者スポーツの推進



生徒数日本トップクラスの
相好体操クラブ (県内)



障がい者スポーツの祭典
希望郷いわて大会でも活躍!

提言

平成 33 年「三重とこわか国体」・「三重とこわか大会」(全国障害者スポーツ大会)を契機としたスポーツ振興を支える基盤施設の整備へ財政支援を行うこと。

【県土整備部、地域連携部】

14 背後圏産業の生産性を支える四日市港の港湾・海岸事業の推進 (1 背後圏産業の生産性向上に向けた四日市港の港湾機能維持)

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

港湾施設の予防保全事業に必要な予算を確保すること。

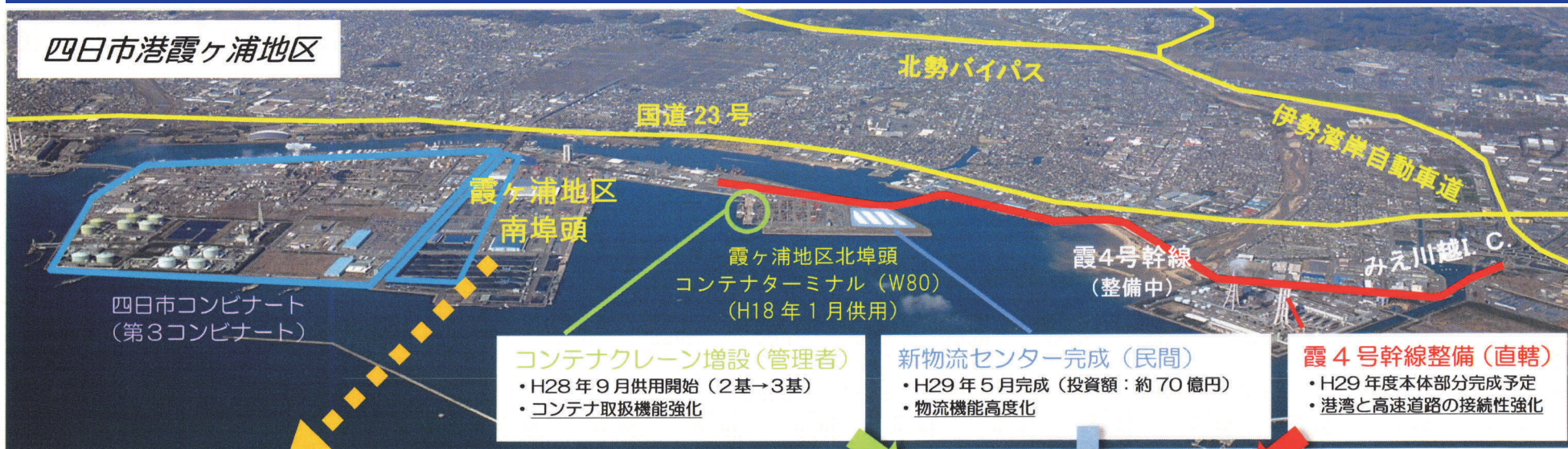
《現状・課題等》

- 四日市港霞ヶ浦地区は、中部圏を代表する物流の中心地区であり、国際海上コンテナ物流の拠点として、また、完成自動車や石炭等エネルギー貨物の取扱拠点として、背後圏に集積する国際的な「ものづくり産業」を物流面で支える重要な役割を担っています。
- 四日市港霞ヶ浦地区北埠頭においては、平成 18 年 1 月に直轄事業として、高規格コンテナターミナル (W80) が整備され、コンテナ取扱機能が大きく向上しました。さらに、現在は、臨港道路霞 4 号幹線整備が平成 29 年度末の本体部分完成に向け、着実に進行しており、四日市港と高速道路網との接続性強化による物流生産性向上が図られようとしているところです。
- このような整備効果により、コンテナターミナル (W80) 直背後地に新たな物流センターが建設されるなど、民間企業の設備投資も進んでいます。また、港湾管理者としてもコンテナ船の大型化や増大する貨物需要に対応するため、コンテナクレーンを増設 (2 基→3 基) したところであり、国、民間企業、港湾管理者が一体となった港湾物流機能強化が図られています。
- 一方、霞ヶ浦地区南埠頭は、2つのコンテナターミナルを有するほか、完成自動車・鋼材・石炭など多様な貨物需要に対応する物流拠点である一方、整備から 30 年以上が経過し老朽化が進行している状況にあります。
現在、同埠頭において、直轄による予防保全事業 (W24) および補助事業による予防保全事業 (W27) が行われていますが、背後圏産業の生産性の向上のためには、霞ヶ浦地区に集積する港湾機能を北・南の両埠頭が、早期に一体活用していくことが求められています。
このため、予防保全事業の早期完了に向け、港湾施設の予防保全事業に係る予算の総枠確保が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合
関係法令等 港湾法

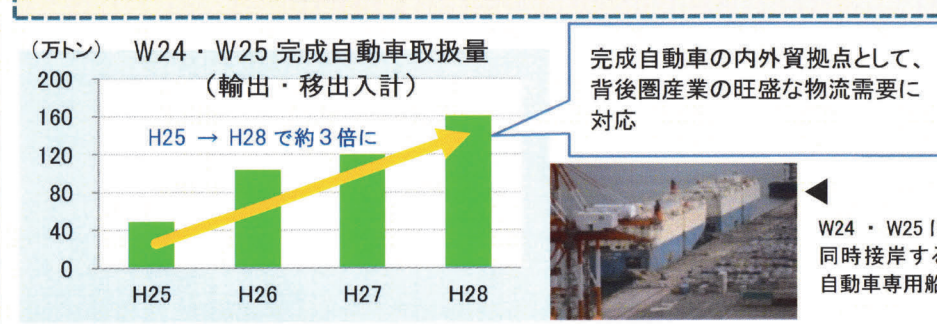
14 背後圏産業の生産性を支える四日市港の港湾・海岸事業の推進 (1 背後圏産業の生産性向上に向けた四日市港の港湾機能維持)

(国土交通省)



◎四日市港霞ヶ浦地区において、港湾管理者・民間企業・国が一体となって港湾物流機能を強化
◎集積する港湾物流機能を、霞ヶ浦地区北・南の両埠頭で早期に一体活用し、背後圏産業の生産性を向上させる必要

⇒ 予防保全事業の早期完了のための予算確保を!



提言 港湾施設の予防保全事業に必要な予算を確保すること。

【四日市港管理組合】

14 背後圏産業の生産性を支える四日市港の港湾・海岸事業の推進 (2 わが国有数の石油化学コンビナートを擁する四日市港の強靱化)

(国土交通省)

【提言・提案事項】 制度・**予算**

- 1 臨海部コンビナートや市民生活を守る四日市港の海岸保全施設の耐震・対津波対策について直轄事業化すること。
- 2 海岸保全施設の防災・減災対策に必要な予算を確保すること。

《現状・課題等》

- 本県が実施した地震被害想定調査によれば、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや津波により、県内で約 53,000 人の死者が発生するなど、広域かつ深刻な被害となることが想定されています。このような中、県下最大の都市である四日市港の背後地域においても一部地域が津波による浸水域となるとされており、企業活動や住民生活の安全・安心確保が喫緊の課題となっています。
- 四日市港の臨海部には、わが国有数の石油化学コンビナートが立地しており、電力、燃油等を供給するエネルギー供給拠点として市民生活・企業活動を支えるとともに、高度な基礎素材・部材の供給拠点として、背後圏に集積する「ものづくり産業」のサプライチェーンの根幹を支えています。
このような中、南海トラフ地震など大規模地震に伴う津波被害によりエネルギー供給機能の低下が起こった場合、市民生活・復旧作業等へ影響が出ることが懸念されるとともに、基礎素材・部材のサプライチェーン寸断による、背後圏産業の生産性低下が危惧されるところです。
- このため、重点的な事前防災・減災対策として、コンビナートを防護する海岸保全施設の耐震・耐津波対策が必要ですが、整備には莫大な事業費が必要とされるとともに、企業活動を阻害することなく事業を行うための高度な技術力が必要です。こうした課題に対し、円滑に取組を進めていくためには、直轄事業化による財源の確保および高度な技術的支援が必要です。
- 海岸保全施設背後の住民生活の安全を確保するため、長寿命化計画のもと海岸保全施設の耐震化を進めていますが、十分な財源確保が出来ず、対策が遅れが生じています。このため、海岸保全施設の防災・減災対策の計画的な進捗に資する、予算（防災安全交付金（海岸））の総額確保が必要です。

県担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

14 背後圏産業の生産性を支える四日市港の港湾・海岸事業の推進 (2 わが国有数の石油化学コンビナートを擁する四日市港の強靱化)

(国土交通省)

わが国有数の産業集積地

順位	製造品出荷額等 全国ランキング(市町村)	
1	豊田市	13兆0847 億円
2	市原市	5兆3372 億円
3	倉敷市	4兆6592 億円
4	川崎市	4兆5484 億円
5	横浜市	4兆3329 億円
6	堺市	3兆8212 億円
7	大阪市	3兆6348 億円
8	名古屋市	3兆5493 億円
9	四日市市	3兆1799 億円
10	大分市	3兆1165 億円

H26 年工業統計



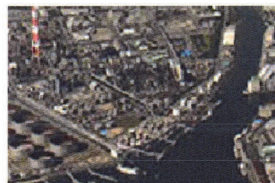
サプライチェーンの維持・生産性確保



- ガソリン、軽油等の石油製品、電力、ガスを県内外に供給する重要拠点
- 大規模災害時にも生産性を確保し、市民生活・企業活動・復旧作業を支える必要



- 石油製品、化学薬品、合成樹脂等を背後産業へ供給する重要拠点
- 耐震・対津波対策を早期に実施し、サプライチェーン寸断による背後産業の生産性低下を防ぐ必要



- 耐震・対津波対策が必要な海岸保全施設周辺では、活発な操業活動が展開されている
- 生産性を低下させることなく整備を行うためには、高度な技術力が必要

住民生活の安全・安心確保



富田港地区海岸では、耐震対策を踏まえた護岸補強整備中。護岸背後地での宅地開発が進み、分譲された30区画すべてに住宅が建設され、新たな世帯が入居

提言

- 1 臨海部コンビナートや市民生活を守る四日市港の海岸保全施設の耐震・対津波対策について直轄事業化すること。
- 2 海岸保全施設の防災・減災対策に必要な予算を確保すること。

【四日市港管理組合】

15 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 平成30年度以降も「社会保障の充実」に係る地方負担について必要な財政措置を講じるとともに、さらなる社会保障の充実が実施される場合には、施策の実施に必要な財政措置を確実に講じること。
- 4 今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、平成31年10月において消費税・地方消費税の10%への引上げを確実にすること。

《現状・課題等》

- 1 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、地方の歳出水準については「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされています。
平成29年度地方財政計画においては、上記方針をふまえ、地方の一般財源総額は、地方税・地方譲与税が前年度比で0.5兆円の増額となる一方で、地方交付税が前年度比で0.4兆円の減額となりましたが、臨時財政対策債が0.3兆円の増額となった結果、前年度比で0.4兆円増の62.1兆円となっています。なお、不交付団体水準超経費分を除く、交付団体ベースの一般財源総額は、前年度比で0.04兆円の微増となっています。
地方が責任を持って、人口減少対策、地域経済活性化、南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策など、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能・財源調整機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを進め、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。
- 3 平成29年度においては、保育士や介護人材等の処遇改善などの「社会保障の充実」に係る地方負担について必要な地方財政措置が講じられたところですが、平成30年度以降も引き続き財政措置を講じるとともに、さらなる社会保障の充実が実施される場合には、地方財政の運営に支障が生じないよう施策の実施に必要な財政措置を確実に講じることが必要です。
- 4 国・地方を通じた厳しい財政状況や今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、平成31年10月において消費税・地方消費税の10%への引上げを確実にすることが必要です。

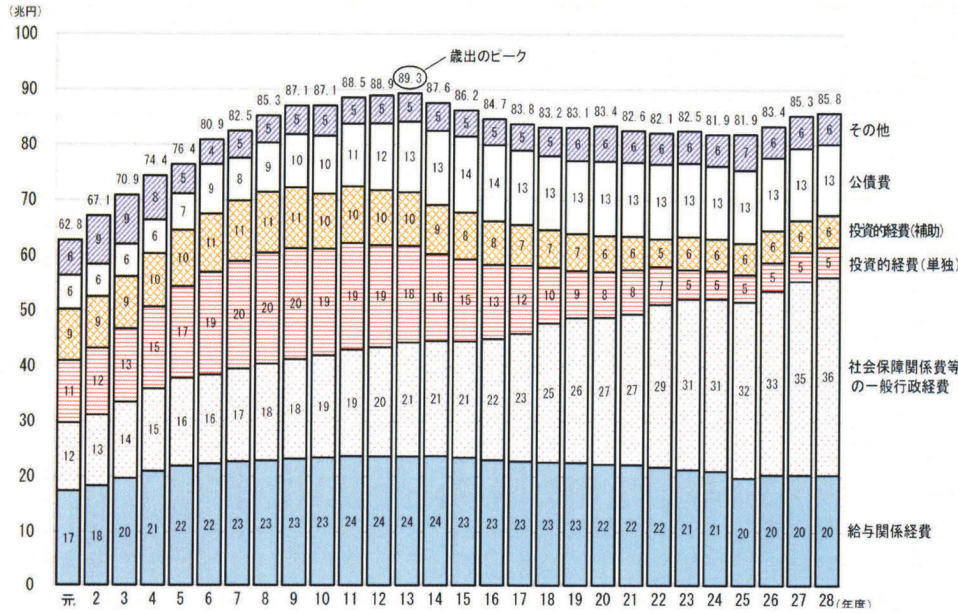
県担当課名 総務部財政課
関係法令等 地方交付税法

15 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実

(総務省)

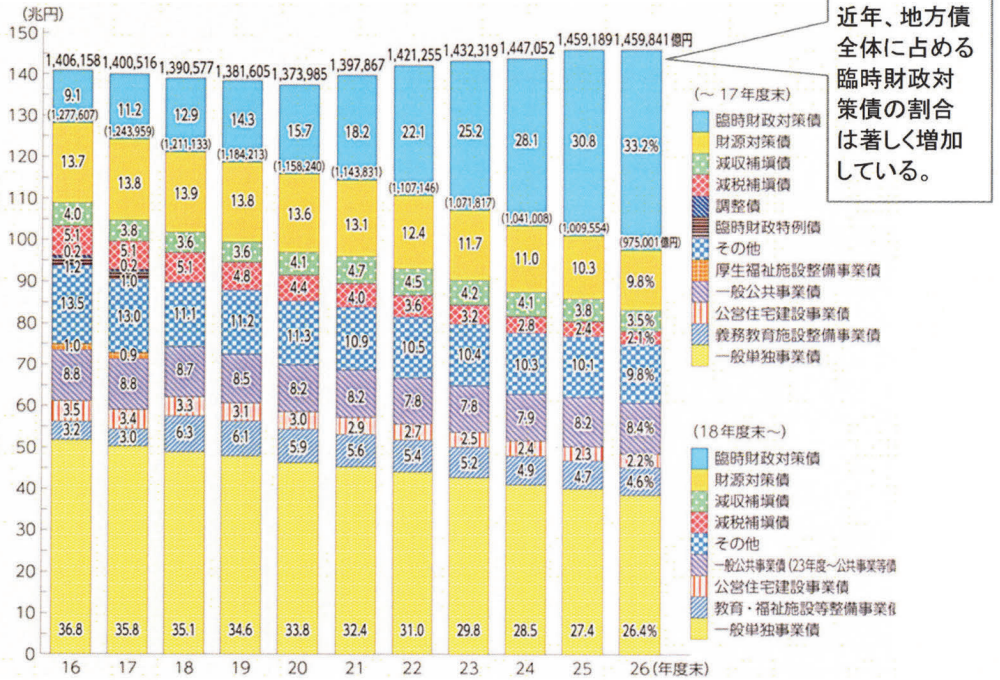
地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費等の一般行政経費が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



(出典)地財審意見書

地方債現在高に占める臨時財政対策債の割合の推移



(出典)平成28年版地方財政白書

【提言・提案項目】

- 1 地方が住民に身近な行政について、創意工夫をこらした自立的な行財政運営を行えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の自主的な判断で使用できる一般財源総額を確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 平成30年度以降も「社会保障の充実」に係る地方負担について必要な財政措置を講じるとともに、さらなる社会保障の充実が実施される場合には、施策の実施に必要な財政措置を確実に講じること。
- 4 今後も社会保障関係経費の増加が避けられないことをふまえ、平成31年10月において消費税・地方消費税の10%への引上げを確実にすること。

【総務部】

16 ゴルフ場利用税の堅持・地方消費税の清算基準見直し・森林環境税（仮称）における国と地方の役割整理

（総務省）

【提言・提案事項】 制度・予算

- 1 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。
- 2 地方消費税の清算基準における人口割合について、さらにその割合を上げること。
- 3 森林吸収源対策の安定的な財源確保に向けた森林環境税（仮称）の導入にあたっては、地方自治体の意見もふまえながら、既に地方自治体独自で課税している森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税との整合を図り、国と地方における役割を十分に整理した上で、制度設計がなされること。

《現状・課題等》

- 1 ゴルフ場利用税は消費税との「二重課税」という指摘や、ゴルフがオリンピックの正式競技として復帰したこと等、スポーツ振興の観点からも廃止を求める要望や議論があります。
しかしながら、その7割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっていることから、ゴルフ場利用者が負担すべきものと考えます。
また、本県のゴルフ場数は全国10位と多く、ゴルフ場利用税は都道府県・市町村の貴重な財源となっています。都道府県と市町村の一般財源の確保の観点からも、ゴルフ場利用税の堅持が必要であると考えます。
- 2 地方消費税については、最終消費地（税の最終負担者である消費者が消費を行った地域）に税収を帰属させるため、税収を小売販売額等、人口、従業者数といった消費に関連した基準によって都道府県間で清算する仕組みがあります。
平成29年度税制改正において、清算基準における人口割合が17.5%へ引き上げられましたが、例えば、県内の消費者が他県の店舗で物品を購入し、県内で消費する場合であっても、依然として店舗が所在する県に税収が多く配分されることには変わりはありません。
税収の帰属を適正化する観点から、清算基準における人口割合をさらに引き上げることが必要と考えます。
- 3 平成29年度の税制改正大綱において、「森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」とされています。
森林環境税（仮称）の導入にあたっては、既に全国で本県を含む37府県と1市で森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税が実施されており、二重課税という指摘も想定されることから、国と地方（都道府県・市町村）における役割を十分に整理した上で、国民や市町村の理解が得られるような制度設計がなされる必要があると考えます。

県担当課名 総務部税務企画課
関係法令等 地方税法、平成29年度与党税制改正大綱

16 ゴルフ場利用税の堅持・地方消費税の清算基準見直し・森林環境税（仮称）における国と地方の役割整理

（総務省）

① ゴルフ場利用税の堅持

＜ゴルフ場関連の行政需要＞

- アクセス道路の整備・維持管理
- ゴルフ場周辺の地滑り対策
- 農薬・水質調査等の環境対策

三重県のゴルフ場数は
全国 10 位



受益者（ゴルフ場利用者）が
税として負担すべき

地方の貴重な財源

② 地方消費税の清算基準見直し



③ 森林環境税（仮称）における国と地方の役割整理

すでに
37 府県・1 市で実施



導入にあたっては
国と地方の役割を整理
すべき

【平成 29 年度 与党税制改正大綱より抜粋】

- ① ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。
- ② 地方消費税の清算基準については、平成 30 年度税制改正に向けて、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る。
- ③ 森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る。

【提言・提案項目】

- 1 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要に対応する財源となっているため、受益者負担の観点から、現行制度を堅持すること。
- 2 地方消費税の清算基準における人口割合について、さらにその割合を上げること。
- 3 森林吸収源対策の安定的な財源確保に向けた森林環境税（仮称）の導入にあたっては、地方自治体の意見もふまえながら、既に地方自治体独自で課税している森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税との整合を図り、国と地方における役割を十分に整理した上で、制度設計がなされること。

【総務部】

